

平成18年太宰府市議会第3回(9月)定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
9月4日(月)	午前10時	本 会 議	議 事 室	提案理由説明(質疑・討論・採決)
	本会議散会後	決 算 特 別 委 員 会	全 員 協 議 会 室	
	決算特別委員	議 会 全 員 協 議 会	全 員 協 議 会 室	
	散会後	議 員 協 議 会	全 員 協 議 会 室	
	議 員 協 議 会	ま ち づ くり 総 合 問 題 特 別 委 員 会	全 員 協 議 会 室	
	終 了 後	中 学 校 給 食 ・ 少 子 高 齢 化 問 題 特 別 委 員 会	第 一 委 員 会 室	
	議 員 協 議 会	決 算 考 査	議 員 控 室	
9月5日(火)	午前10時	決算考査	議 員 控 室	
	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
	(午後1時)			(議員決算審査資料要求締切)
9月6日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑(討論・採決)・委員会付託
	本会議散会後	議 会 全 員 協 議 会	全 員 協 議 会 室	
	議 会 全 員 協 議 会	議 会 運 営 委 員 会	第 一 委 員 会 室	
	(午前10時)			(一般質問通告締切)
9月7日(木)				
9月8日(金)	午前10時	総務文教常任委員会	全 員 協 議 会 室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全 員 協 議 会 室	
9月9日(土)				
9月10日(日)				
9月11日(月)	午前10時	建設経済常任委員会	第 二 委 員 会 室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	第 二 委 員 会 室	
9月12日(火)	午前10時	環境厚生常任委員会	第 三 委 員 会 室	
9月13日(水)				
9月14日(木)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第 一 委 員 会 室	
9月15日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
9月16日(土)				
9月17日(日)				
9月18日(月)				敬老の日
9月19日(火)	午前10時	決算考査	議 員 控 室	
9月20日(水)	午前10時	決算特別委員会	全 員 協 議 会 室	
9月21日(木)	午前10時	決算特別委員会	全 員 協 議 会 室	
	決算特別委員	臨 時 議 会 運 営 委 員 会	第 一 委 員 会 室	
	休 憩 中	中 学 校 給 食 ・ 少 子 高 齢 化 問 題 特 別 委 員 会	第 一 委 員 会 室	
9月22日(金)				
9月23日(土)				秋分の日
9月24日(日)				
9月25日(月)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
9月26日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議 会 全 員 協 議 会	全 員 協 議 会 室	
	議 会 全 員 協 議 会	環 境 厚 生 常 任 委 員 会	第 三 委 員 会 室	
	終 了 後			

平成18年第3回(9月)定例会目次

第1日(9月4日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	2
3. 欠席議員.....	2
4. 会議録署名議員.....	2
5. 出席説明員.....	2
6. 出席事務局職員.....	3
開    会.....	4
散    会.....	16

第2日(9月6日再開)

1. 議事日程.....	17
2. 出席議員.....	17
3. 欠席議員.....	18
4. 出席説明員.....	18
5. 出席事務局職員.....	18
再    開.....	19
散    会.....	25

第3日(9月14日再開)

1. 議事日程.....	27
2. 出席議員.....	28
3. 欠席議員.....	29
4. 出席説明員.....	29
5. 出席事務局職員.....	29
再    開.....	30
散    会.....	96

第4日(9月15日再開)

1. 議事日程.....	97
2. 出席議員.....	98
3. 欠席議員.....	98
4. 出席説明員.....	98

5. 出席事務局職員.....	99
再    開.....	100
散    会.....	165

第5日(9月26日再開)

1. 議事日程.....	167
2. 出席議員.....	168
3. 欠席議員.....	168
4. 出席説明員.....	168
5. 出席事務局職員.....	169
再    開.....	170
閉    会.....	197

審議結果

1. 審議結果.....	199
2. 諸般の報告.....	201
3. 議員の派遣について.....	203

# 1 議事日程(初日)

[平成18年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成18年9月4日

午前10時開議

於議事室

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  |        | 会期の決定  |
| 日程第3  |        | 諸般の報告  |
| 日程第4  | 認定第1号  | 平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について                                     |
| 日程第5  | 認定第2号  | 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                             |
| 日程第6  | 認定第3号  | 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について                                 |
| 日程第7  | 認定第4号  | 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                               |
| 日程第8  | 認定第5号  | 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について                            |
| 日程第9  | 認定第6号  | 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について                          |
| 日程第10 | 認定第7号  | 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について                           |
| 日程第11 | 認定第8号  | 平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について                                       |
| 日程第12 | 認定第9号  | 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について                                      |
| 日程第13 | 議案第83号 | 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第1号)について)            |
| 日程第14 | 議案第84号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について        |
| 日程第15 | 議案第85号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第86号 | 筑紫野太宰府消防組合規約の変更について  |
| 日程第17 | 議案第87号 | 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                    |
| 日程第18 | 議案第88号 | 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について                    |
| 日程第19 | 議案第89号 | 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第20 | 議案第90号 | 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について                                     |
| 日程第21 | 議案第91号 | 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改                               |

正する条例について

- 日程第22 議案第92号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
日程第23 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について  
日程第24 議案第94号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について  
日程第25 議案第95号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について  
日程第26 議案第96号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について  
日程第27 議案第97号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

2番	力丸義行	議員	3番	後藤邦晴	議員
----	------	----	----	------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コ ミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	古川泰博	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
建設課長	西山源次	上下水道課長	宮原勝美

教務課長 井上和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一

議事課長 田中利雄

書記 伊藤剛

書記 花田敏浩

書記 満崎哲也

開会 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成18年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

2番、力丸義行議員

3番、後藤邦晴議員

を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの23日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思ます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4から日程第12まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第12、認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第12までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成18年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、今年の梅雨末期における全国的な豪雨により被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。鹿児島県、宮崎県などの九州南部地方や山陰地方、長野県など広範囲に被害をもたらした、「平成18年7月豪雨災害」と命名されました今回の災害では、今なお避難所生活を余儀なくされている方々もおられると聞き及んでおり、早期の復興を願うばかりであります。

本市も平成15年7月19日の豪雨災害により、とうとい人命や市民の財産などが失われたことを思い起こし、改めて自然の脅威、恐ろしさを認識させられたところであります。災害後早いもので3年を経過したわけですが、災害関連復旧工事もほぼ完成し、今後も将来にわたって「災害に強いまち」、「安全で安心して暮らせるまち」づくりに万全を期してまいり所存であります。また、8月30日から9月5日は防災週間ですが、9月1日に筑紫野市と合同で防災関係機関及び両市地域住民の方々のご参加のもと総合的な防災訓練を実施し、連絡協調体制の確立及び防災技術の向上並びに災害応急対策の迅速化、的確化を図りました。各方面の方々のご協力で改めて感謝を申し上げます。

次に、筑紫台高等学校剣道部女子の活躍をご報告させていただきます。

今年の夏も高校野球をはじめとする各種競技で高校生の熱き戦いが繰り広げられてまいりましたが、本市の筑紫台高等学校剣道部女子が7月に行われました玉竜旗高校剣道大会の優勝に続きまして、8月4日から京都市で開催されました全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の剣道女子団体において福岡県代表として初出場し、見事全国優勝をされました。誠にめでたい出来事であり、一生懸命取り組んで優秀な結果を出されたことは、我々市民にとりましても誇りとともに、大きな希望と力を与えてくれたことと思います。今後ますます精進さ

れ、さらなるご活躍を皆様とともにご祈念申し上げます。なお、剣道部女子を市表彰条例の規定に基づき特別表彰することに決定いたしておりますので、あわせてご報告させていただきます。

さて、本日もご提案申し上げます案件は、平成17年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定9件、平成18年度予算分の専決処分の承認を求めるもの1件、県内市町村合併に伴う規約の協議ほか3件、条例の一部改正6件、補正予算5件、合わせて24件について議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

私どもは、議決いただきました予算の適正な執行について、遺漏のないように最善を図っているところでございますが、今回の決算審査を通じまして議員皆様方のさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。そして、議員皆様方からいただいたご意見やご要望につきましては、すぐに執行できるものについては、現年度予算から最大限に反映させるべく努力していきたいと考えております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号から認定第9号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成17年度一般会計決算額は、歳入は218億4,226万2,254円、歳出は208億6,686万9,528円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は23億57万4,474円、9.5%、歳出は23億9,089万3,438円、10.3%、それぞれ大幅な減少となりました。この中には、昨年度借換債を発行した13億370万円が含まれておりますので、実質は10億円程度の歳入歳出減となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は、9億7,539万2,726円、繰越明許費及び事故繰り越しによります翌年度に繰り越すべき財源3億2,872万47円を差し引いた実質収支は、6億4,667万2,679円の黒字決算とすることができました。

平成17年度は、市税収入や地方交付税が依然低迷しているため大幅な財源不足を生じ、昨年度に引き続き基金の取り崩しにより歳入不足を補てんするといった極めて厳しい財政状況でありましたが、市税をはじめあらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、一定の成果を上げることができたものと確信いたしております。

これもひとえに議員の皆様をはじめ、市民各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。今後とも行財政の効率化、財政体質の健全化をより一層進め、本市が抱える諸問題、課題に職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。どうか議員の皆様をはじめ、市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成17年度は、歳入総額54億2,497万9,350円、歳出総額54億2,084万2,184円で、対前年度比では歳入7.8%、約3億9,214万円の増、歳出では8.1%、約4億588万円の増となっており、歳入歳出差し引き413万7,166円の剰余金を生じております。

国民健康保険事業は、厳しい社会状況下にあつて保険税収入の伸びは鈍化する中で、被保険者の増加や高齢化等により医療給付費は年々増加し、あわせて介護給付費の伸びに伴い介護納付金も増加の一途をたどっており、財政状況は極めて厳しい状況が続いております。

また、歳出の根幹をなす保険給付費は、対前年度比9.4%、約3億1,500万円増の36億5,967万2,828円となっております。

なお、財源不足に充用するための財政調整基金積立金は、運用利息の3万1,611円の積み立てを行いました。1億円の取り崩しを行ったため、基金残高は8,448万6,719円と減少しております。

本年度において、大幅な医療保険制度の改正が行われておりますが、本市といたしましては適用の適正化、レセプト点検の充実により医療費の適正化、保健師を活用した保健事業の推進、国保税の収納率向上対策など、国民健康保険財政の安定化に向けまして一層の運営努力を行ってまいります。

次に、認定第3号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成17年度は、歳入総額57億7,316万6,180円、対前年度比では1.5%、約8,679万円の減に對しまして、歳出総額57億9,817万6,108円で、対前年度比では1.0%、約5,753万円の減となっております。歳入歳出差し引きでは、2,500万9,928円の赤字決算となっております。これは国、県の年度内の交付額が基準額を下回ったものであり、翌年度精算が行われますことから、平成18年度歳入から繰上充用を行っております。

医療受給者数の年間平均は6,610人で、前年度から289人、4.2%の減となっております。また、年間1人当たりの医療費支給額は、86万3,292円と前年度から3万1,236円、3.8%増加いたしております。

今後とも、制度の周知徹底、適正な受診、健康意識の高揚に向けた啓発や保健事業の推進など、老人保健財政の安定化を図るために引き続き努力してまいります。

次に、認定第4号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成17年度は、歳入総額31億4,583万9,405円、歳出総額30億8,599万3,463円で、前年度と比較いたしますと、歳入3.1%、歳出2.1%の増となっております。歳入歳出差し引き残額は5,984万5,942円ですが、保険給付費が当初事業計画よりも伸びたことによりまして、65歳以上の介護保険料負担分が財源不足となり、県から財政安定化基金として2,400万円借り入れを行いました。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費28億9,428万616円で、歳出総額の93.8%を占

めております。

今年の介護保険制度改正に伴い、新たなサービスが提供される中、利用者の増加も予想され、ますます保険給付費の伸びが見込まれる中、今後も介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第5号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成17年度は、歳入総額8,380万3,935円、歳出総額8,380万3,935円で、前年度と比較いたしますと、歳入、歳出ともに56.6%の増となりました。

歳出の主な内容といたしましては、介護認定システムに係る経費及び認定審査会委員の報酬等の経費が主なものであります。

歳入の主な内容といたしましては、筑紫地区4市1町の負担金でございます。

平成17年度につきましては、審査件数の増加から審査委員を増員いたしたことによる委員報酬及びシステム改修に伴います経費が増加となっております。

筑紫地区介護認定審査会につきましては、筑紫地区4市1町の共同設置でございまして、平成17年度から平成18年度の2か年間本市が担当市となっております。

次に、認定第6号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成17年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が3,654万5,801円、歳出が3,635万584円となっております。歳入歳出差し引き19万5,217円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で62.3%、歳出では64.5%といずれも増額となっております。

決算額が増額になりましたのは、日本郵政公社の要請により住宅新築資金等貸付金に係る簡易生命保険資金の一部1,674万414円を繰上償還したことが主な理由であります。

次に、認定第7号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入歳出総額それぞれ8,025万4,395円となっております。内容としましては高雄公園用地購入費借入金の一部を償還しました。

財源といたしましては、8,025万4,395円の一般会計から繰り入れを行いました。

次に、認定第8号「平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、水源確保の状況につきましては、平成17年度は海水淡水化施設からの供給開始に伴い、日量最大2,900m<sup>3</sup>の受水ができ、安定供給に一定のめどが立ちました。

年度末における給水人口は5万2,057人で、行政人口に対する普及率は77.7%、年間総給水量は474万6,495m<sup>3</sup>で、前年度より2.6%、11万9,217m<sup>3</sup>の増となっております。

建設改良工事では、配水管布設工事13件、下水道工事等に伴う配水管布設替工事4件、その

他三条台配水池改良工事等7件を施工いたしております。

次に、経理面であります。総収益11億2,304万9,583円に対しまして、総費用11億7,247万8,118円で、差し引き4,942万8,535円の純損失を生じております。

資本的収支につきましては、収入総額8億9,911万2,227円に対しまして、支出総額6億5,030万5,011円となっております。

以上が平成17年度水道事業会計の決算概要であります。

次に、認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

平成17年度は、総額2億7,329万8,465円を投じ、汚水管渠整備に努めました。なお、陣ノ尾1号雨水幹線第17-1工区築造工事等に係る予算2億2,362万9,000円については、平成18年度へ繰り越しております。

水洗化人口は、前年度比0.9%の増の6万3,078人となり、行政人口に対する水洗化人口普及率は94.2%、年間有収水量は前年度比1.7%増の581万5,887<sup>m</sup>³となっております。

工事の概要といたしましては、汚水管渠1,060mを築造し、面積4.1haを整備いたしました。平成17年度末整備面積累計では1,263haとなり、全体計画区域面積1,453haの86.9%が終了いたしましたこととなります。

次に、経理面であります。収益的収支では、総収益16億6,575万3,979円に対しまして、総費用16億1,839万7,925円で、差し引き4,735万6,054円の純利益を生じております。

資本的収支につきましては、収入総額12億3,153万9,150円に対しまして、支出総額15億4,061万9,782円で、差し引き3億908万632円が不足いたしました。この不足分につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が平成17年度下水道事業会計の決算概要であります。よろしく認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第4から日程第12までの平成17年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第12までは、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正・副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員長は総務文教常任委員長の武藤哲志議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の安部陽議員とすることに決定しました。

ここで決算特別委員会日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 今回の決算特別委員会の委員長に私武藤哲志、副委員長に安部陽議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月20日及び9月21日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。なお、予備日として9月22日を予定しておりますので、各議員及び説明者の出席をよろしく願います。

また、資料要求は配付されております資料要求書により、9月5日火曜日午後1時までに事務局に提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限での資料の要求をしてください。また、決算考査日は、本日の特別委員会終了後及び9月5日の午前10時からと9月19日の午前10時からになっております。

以上で説明を終わります。

議長(村山弘行議員) 説明は終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第83号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第1号)について)

議長(村山弘行議員) 日程第13、議案第83号「専決処分の承認を求めることについて(平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第1号)について)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 佐藤善郎 登壇]

市長(佐藤善郎) 議案第83号「専決処分の承認を求めることについて(平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(専決第1号)について)」ご説明申し上げます。

今回の補正予算の専決につきましては、下水道高資本費対策借換債の県からの枠配分による

補正であります。

借りかえの対象となる企業債は、公営企業金融公庫債で年利6.0%以上であり、本市におきましては昭和60年度から平成2年度までに借り入れました下水道事業債4件が対象となっております。

借りかえの内容といたしましては、公共下水道事業債、未償還残高合計7億146万4,655円のうち3億8,270万円、流域下水道事業債、未償還残高合計621万7,447円のうち620万円を年利2.50%で借りかえたものであります。これによりまして、支払利息の総額が約1億250万円軽減されることとなります。

専決処分とした理由につきましては、借りかえ日が平成18年7月28日と指定されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により行ったものであります。

補正の内容であります。収益的収支につきましては、支払利息が939万7,000円の減で、支出総額は16億5,140万円となります。

次に、資本的収支につきましては、収入で企業債3億8,890万円の増により、総額11億1,317万7,000円となりまして、支出では繰上償還額3億8,890万円の増と借りかえに伴います償還金585万3,000円の追加により、総額17億9,715万円となっております。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第83号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第14から日程第16まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、議案第84号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」から日程第16、議案第86号「筑紫野太宰府消防組合規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第16までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第84号から議案第86号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第84号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」ご説明申し上げます。

平成19年1月29日から、山門郡瀬高町、山川町及び三池郡高田町が廃され、その区域をもって「みやま市」が設置されること並びにこの合併により瀬高町外二ヶ町衛生組合及び瀬高町外二町消防組合が解散されることに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数を増減し、規約の変更を行うものであります。

次に、議案第85号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組規約の変更について」ご説明申し上げます。

平成19年1月29日から、山門郡瀬高町、山川町及び三池郡高田町が廃され、その区域をもって「みやま市」が設置されることに伴い、当該組合を組織する市町村の数を増減し、規約の変更を行うものであります。

次に、議案第86号「筑紫野太宰府消防組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）が平成18年6月14日に公布され、同日から施行されたことにより、同組合の規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により関係団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第17から日程第22まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第17、議案第87号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」から  
日程第22、議案第92号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一  
括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第22までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第87号から議案第92号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第87号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明  
申し上げます。

近年の介護給付費の伸びに伴い、国保財政の安定化を図るため、本年4月1日から国民健康  
保険税のうち、介護保険第2号被保険者の税率を改定いたしたところでございますが、この介  
護納付金課税額の改定に伴い、世帯の所得に応じた被保険者均等割額の軽減額をそれぞれ改定  
する必要があることから条例の改正を行うものであります。

なお、適用につきましては、平成18年4月1日からといたしております。

次に、議案第88号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部  
を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正内容は、消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）が平成18年6  
月14日に公布され、同日から施行されたことに伴い、関係条例の条文の整備を行うものでござ  
います。

次に、議案第89号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につい  
て」ご説明申し上げます。

今回の改正は、初診料及び往診料に係る費用の自己負担相当額を、3歳未満児につきましては  
は公費負担とするものであります。

なお、施行日は平成19年1月1日といたしております。

次に、議案第90号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し  
上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本年10月1日から、出産育児一時金の額  
が30万円から35万円に引き上げられます。それに伴い、本市国民健康保険につきましても、同  
様に額の改定を行うものであります。

なお、施行日につきましては、平成18年10月1日からといたしております。

次に、議案第91号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第92号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本市と筑紫野市は、両市内の一部を相互に給水するために給水協定を締結いたしておりますが、そのことを条例の中に明記するように厚生労働省から指導があったため、両条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

日程第23から日程第27まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第23、議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」から日程第27、議案第97号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第23から日程第27までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第93号から議案第97号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億4,711万3,000円を追加し、予算総額を189億9,882万3,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものといたしましては、三位一体の改革による税源移譲により児童手当及び児童扶養手当の国庫負担金の減額等に対応した所得譲与税、地方特例交付金などの予算を追加させていただいております。

歳出の主なものといたしましては、児童手当法の改正により支給対象年齢の引き上げ及び所得制限緩和がなされた児童手当、自立支援法により本年10月1日から施行される地域生活支援事業費、看護学校跡地の整備費用、受診者の増加による乳幼児医療費の増など緊急やむを得ない事業について予算を追加させていただいております。

次に、議案第94号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ3億778万8,000円を追加し、予算総額を59億475万

2,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、本年10月から実施されます保険財政共同安定化事業に対する拠出金を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出補正の財源となります保険財政共同安定化事業交付金が主なものとなっております。

次に、議案第95号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2,787万5,000円を追加し、予算総額を60億1,146万9,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、社会保険診療報酬支払基金への精算返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫負担金の過年度精算金で歳出と同額を計上いたしております。

次に、議案第96号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,191万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ34億1,517万9,000円にお願いするものであります。

歳出の内容といたしましては、平成17年度介護給付費が確定したことによります返還金並びに介護給付費支払準備基金への積み立て及び介護給付費の見込みに対する予算の組み替えによるものであります。

歳入につきましては、平成17年度からの繰越金でございます。

次に、議案第97号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収支におきまして、収入で4,650万円を増額し、総額11億5,967万7,000円とし、支出を1,200万円増額し、総額18億915万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、資本的収入におきましては、公共下水道事業債の増であります。

資本的支出におきましては、通古賀土地区画整理地内における公共下水道の布設工事を組合委託とすることによる委託料1億2,200万円の増と、工事請負費1億1,000万円の減であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は9月6日の本会議で行います。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月6日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時44分

~~~~~

## 1 議事日程(2日目)

[平成18年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成18年9月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第84号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第2 議案第85号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について
- 日程第3 議案第86号 筑紫野太宰府消防組合同約の変更について
- 日程第4 議案第87号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第88号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第89号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第90号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第91号 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第92号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第94号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第95号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第96号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第97号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 意見書第5号 地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |

17番 福 廣 和 美 議員

18番 岡 部 茂 夫 議員

19番 武 藤 哲 志 議員

20番 村 山 弘 行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

|                    |         |                         |         |
|--------------------|---------|-------------------------|---------|
| 市 長                | 佐 藤 善 郎 | 助 役                     | 井 上 保 廣 |
| 収 入 役              | 松 島 幹 彦 | 教 育 長                   | 關 敏 治   |
| 総 務 部 長            | 平 島 鉄 信 | 総務部政策統括<br>担 当 部 長      | 石 橋 正 直 |
| 地域振興部長             | 松 田 幸 夫 | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三 笠 哲 生 |
| 市民生活部長             | 関 岡 勉   | 健康福祉部長                  | 永 田 克 人 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村 尾 昭 子 | 建 設 部 長                 | 富 田 謙   |
| 上下水道部長             | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長                 | 松 永 栄 人 |
| 監査委員事務局長           | 木 村 洋   | 総 務 課 長                 | 松 島 健 二 |
| 財 政 課 長            | 井 上 義 昭 | 地域振興課長                  | 大 藪 勝 一 |
| 市 民 課 長            | 藤 幸 二 郎 | 国保年金課長                  | 木 村 裕 子 |
| 建 設 課 長            | 西 山 源 次 | 上下水道課長                  | 宮 原 勝 美 |
| 教 務 課 長            | 井 上 和 雄 |                         |         |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 伊 藤 剛   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 満 崎 哲 也 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1から日程第3まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第84号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」から日程第3、議案第86号「筑紫野太宰府消防組合理約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第3までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第1から日程第3までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第84号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第84号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時01分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第85号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する市町村の数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第85号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第86号「筑紫野太宰府消防組合同規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、議案第86号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第4と日程第5を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第87号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第5、議案第88号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第87号及び議案第88号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第89号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第90号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6及び日程第7を一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第89号については通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第90号について通告がおりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 本日は秋篠宮様の方に男子の出産があったということで、早朝からニュースが何度も繰り返されておりますが、太宰府市の出産という形で30万円が法律の改正で35万円に改められました。それで、この給付方法について回答を求めたいと思えます。

まず、国民健康保険の加入者に対して30万円が35万円という形で、社会保険や共済組合保険と違って国保の加入者というのははっきり言って収入が不安定です。ところが、昨年の事務報告では国保加入者の出産数としては85名が報告をされております。大変出産は少ない状況ですが、この出産というのは6か月を過ぎるとこれはもう事前に出産数がわかるわけですが、途中で亡くなられてもこの給付は35万円しなければなりません。ところが、出産後太宰府市の方に申請をして、太宰府市では1週間から2週間後には給付をするということでお聞きしておりますが、できれば、この出産というのはもう6か月過ぎるとわかるわけですから、事前にこの出産手当について受け付けることができないかどうか。そして、できれば先ほども言いましたように出産というのは病気じゃありませんし、医療費がききませんので、もう出産予定日が決まれば本来は事前に35万円を国民健康保険の加入者に渡すことによって医療費の負担も軽くなるわけですが、そういう対象人員も少ない中での給付内容の変更を検討できないかどうか。春日市はもう事前に申請書を受け付けているという状況がありますが、太宰府市では今後、今の状況を変更する考えがないかをお聞きしたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 現在の規定ではこの出産一時金、育児一時金につきましては被保険者が出産された後に支給するというございますので、仮に事前に申請を受け付けいたしましても給付につきましては出産後になろうかと思ひます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） いや、私が言っているのは事前に受け付けることが可能かどうかということで、条例だとか要綱があれば支給規則なんかを見直すこともできるんじゃないですかと。だから、あなた方は一生懸命やっていますけど、国民健康保険の先ほど言ひますようにその対象、1年間に生まれるのは85名から、今後今こいう秋篠宮家に出産問題があつて大変出産が多くなればありがたいことですけどね、そういう給付はしなきゃいかんとわかつていても対象人員は少ないでしょと。事前にとかもう生まれる予定がわかつておれば、間違いなく。ただ、問題点としては担当課の方の指導ではその間に転居などがあつた場合が困るがというのは事務協議の段階ではご指導いただひていますが、そういう見直しもちょっと内容的には付託されますので、今後の給付方法については条例や規則どおりじゃなくて検討する余地があるかどうかを聞いているわけですよ。もう規則どおりだと言へばもう……。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 申請の受け付けを早くしないかというふうな質問だと思ひますけど、仮にその申請の受け付けを早くしても給付につきましては一応出産が終つた後ということございますので、当然この給付を受ける申請者については出生届等をしに来たときになさるんではないかということご考えています。ただ、今言うように事前に申請を受け付けということであれば、当然その申請書の中には新生児の氏名とか記入する欄ございますけど、被保険者等の申請ということご受け付ける時期についていつからということごは現在規定ございますので、なるべく市民の要望に沿うように検討はしていきたくと思ひます。

（19番武藤哲志議員「再々質問を願ひます」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 担当部の条例だとか規則とかあると思ひますが、そういう対象者も少ないことごですから、委員会ではちょっと慎重に審議してほしいのと、条例や規則を改正する可能性ごありますしですね、委員会ごやっぱりその辺執行部との協議も詰めていただひて、これは病気じゃありませんから当然病院に直ちに支払わなきゃならないという、退院と同時にですね。だから、事前に給付ができるような方法ごですね、これは出産母子手帳をもらえれば必ず給付をしなければならぬと。対象人員も85名から今後多くなつても100名ぐらいですけど、委員会ではちょっと慎重に検討いただひたいということごお願いして終わります。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

議案第89号及び議案第90号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第8と日程第9を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第8、議案第91号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第9、議案第92号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8及び日程第9を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第91号及び議案第92号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第10 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

議長（村山弘行議員） 日程第10、議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第93号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第11から日程第13まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第11、議案第94号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第13、議案第96号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11から日程第13までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第94号から議案第96号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第14 議案第97号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第14、議案第97号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

す。

議案第97号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第15 意見書第5号 地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書  
議長（村山弘行議員） 日程第15、意見書第5号「地方自治確立に関する決議について早期実現  
を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書。

お手元に配付いたしております資料をもとに趣旨説明にかえさせていただきます。

提出者は私、小柳道枝、賛成者岡部茂夫議員、清水章一議員、不老光幸議員でございます。

政府においては、国・地方が抱える巨額な債務を背景に歳出歳入一体改革の論議がなされ、  
地域住民への身近なサービスを支える地方交付税を根拠なく削減しようとされています。

地方にとって地方交付税は自らの創意工夫で地域の実情に応じて使うことができる貴重な財  
源であることを考えると、この大幅な削減は地方財政を危機的な事態に陥れ、医療、福祉、教  
育などの行政サービスに重大な影響を及ぼすことは必至であります。

これまで地方は市町村合併をはじめ懸命に行政改革に取り組み、国を上回るペースで大幅な  
歳出削減努力を行ってきました。このような経緯を無視した国の赤字の地方への一方的なツケ  
回しは、地域の再生に懸命に努力している地方自治体を谷底に突き落とすようなものであり、  
到底受け入れられないものです。

このような状況の中で、去る6月26日に福岡県地方六団体は地方自治危機突破総決起大会を  
開催し、地方自治確立に関する決議がされました。私たちは、その決議に基づき下記の事項を  
求めるものです。

1、国は国民が一定水準の行政サービスを全国どこでも等しく受けられる財源を確保すると  
ともに、地方交付税を根拠なく削減しないこと。

2、更なる地方分権改革の推進を図るために、地方交付税を含む関係法令の一括した見直し  
と、国と地方の役割分担の見直しや税源移譲を含めた税源配分の見直しなどについて一体的に  
改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣郵政民営  
化担当、財務大臣でございます。

皆様のご協力のもと、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月14日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前10時17分

~~~~~

1 議事日程(3日目)

[平成18年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成18年9月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (15)	<p>1. 高齢化対策と予算の考え方について</p> <p>(1) 文化、体育面のサークル等に対する考え方について</p> <p>(2) 一般会計から国民健康保険、老人保健、介護保険への繰入金 の動向について伺う。</p> <p>(3) 医療費抑制対策について伺う。</p> <p>(4) 健康社会への方向づけについて伺う。</p> <p>(5) 健康づくりの各行政区での実施段階の目標について伺う。</p> <p>(6) プロジェクトチームの編成はできないのか伺う。</p> <p>2. 太宰府市まちづくり指導要綱について</p> <p>日進月歩で生活様式が日増しに変化している。住みよい生活環境 を形成するため、種々の観点から指導要綱ができないか。</p>
2	不老 光幸 (7)	<p>1. 太宰府市次世代育成支援対策の認可外保育施設について</p> <p>(1) 本市の認可外保育園の数と就園児の人数、現在の支援策と 今後の支援策について伺う。</p> <p>(2) 認可外保育園の中で、「認定こども園」制度の認定を受け られる施設の数とその施設名を伺う。</p> <p>(3) 「認定こども園」に対する補助はどうなるのか伺う。</p> <p>2. 幸ノ元井手堰水路の整備について</p> <p>幸ノ元井手堰が決壊してから、そこから取水していた水路が一部 放置されている。今後どうするのか伺う。</p>
3	武藤 哲志 (19)	<p>1. 要介護認定者に対し障害者控除証明を</p> <p>65歳以上で市長が認めた要介護認定者は所得税と地方税の障害者 控除が受けられると国税庁が認めているので、太宰府市民の介護認 定者約2,260名の方々に認定書の申請通知や交付を充実していただ きたい。</p> <p>2. 西鉄都府楼前10号踏切を一方通行化に</p> <p>新設道路のために西鉄都府楼前10号踏切の車道を廃止し歩道のみ と以前の質問で回答いただいたが、芝原区は生活道路として一方通 行化を西鉄に請願している。車道が廃止になれば津田内科医院前の</p>

		<p>踏切は狭く、また榎社前の踏切は通学道路のうえ、道路幅が狭く右折左折の離合ができず、現在も車輛渋滞が生じている。地元の要望にこたえるよう市も再度西鉄と検討していただきたい。</p> <p>3. 火葬場建設なのか委託の方針なのか、その経過を</p> <p>北谷区と建て替えの協定書調印まで2年5か月の期間を要し、協定締結後2年半経過している。その間地元要望内容について議会は説明を受けている。平成16年3月に設計を発注し、起債を受けて平成19年度完成予定であったが、財政上の問題で委託を要望しているとのことである。受け入れられた場合の財政処置の対応等を明らかにしていただきたい。</p>
4	中 林 宗 樹 ( 5 )	<p>1. 財政について</p> <p>財政健全化に向けた行政経営改革について、その取り組みと方向性について伺う。</p> <p>2. 夏休みの学校プールの開放と学校運営について</p> <p>夏休み期間中の小学校のプール開放の仕組みとその経費負担はどうなっているのか。また学校の経費のあり方について伺う。</p>
5	渡 邊 美 穂 ( 8 )	<p>1. 障害者自立支援法について</p> <p>( 1 ) 第一次審査、第二次審査を経て、その問題点と課題について伺う。</p> <p>( 2 ) 事業者の状況について伺う。</p> <p>( 3 ) 地域活動支援センターについて伺う。</p> <p>2. 施策評価について</p> <p>評価方法と来年度予算への反映について伺う。</p>
6	片 井 智 鶴 枝 ( 1 )	<p>1. 「住みたいまちづくり」と市民参加、市民協働について</p> <p>市民が「まちづくり」に関心を寄せ、積極的に関わっていくように、市民の意識を変えたり、地域リーダー（人材）を育てていくためには、新たな仕組みや場づくりが必要となる。</p> <p>この点について「太宰府発見塾」を例に、市民との協働の「住みたいまちづくり」についての市の考えを伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片 井 智 鶴 枝	議 員	2番	力 丸 義 行	議 員
3番	後 藤 邦 晴	議 員	4番	橋 本 健	議 員
5番	中 林 宗 樹	議 員	6番	門 田 直 樹	議 員
7番	不 老 光 幸	議 員	8番	渡 邊 美 穂	議 員
9番	大 田 勝 義	議 員	10番	安 部 啓 治	議 員
11番	山 路 一 恵	議 員	12番	小 柳 道 枝	議 員
13番	清 水 章 一	議 員	14番	佐 伯 修	議 員

15番 安部 陽 議員

17番 福廣 和美 議員

19番 武藤 哲志 議員

16番 田川 武茂 議員

18番 岡部 茂夫 議員

20番 村山 弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長 佐藤 善郎

収入役 松島 幹彦

総務部長 平島 鉄信

地域振興部長 松田 幸夫

市民生活部長 関岡 勉

健康福祉部子育て支援担当部長 村尾 昭子

上下水道部長 古川 泰博

監査委員事務局長 木村 洋

政策推進課長 宮原 仁

地域振興課長 大藪 勝一

市民課長 藤 幸二郎

福祉課長 新納 照文

すこやか長寿課長 木村 和美

建設課長 西山 源次

施設課長 轟 満

学校教育課長 花田 正信

助役 井上 保廣

教育長 關 敏治

総務部政策統括担当部長 石橋 正直

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 三笠 哲生

健康福祉部長 永田 克人

建設部長 富田 讓

教育部長 松永 栄人

総務課長 松島 健二

財政課長 井上 義昭

まちづくり企画課長 神原 稔

環境課長 蜷川 二三雄

子育て支援課長 和田 敏信

国保年金課長 木村 裕子

上下水道課長 宮原 勝美

教務課長 井上 和雄

社会教育課長 松田 満男

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石 純一

書記 伊藤 剛

書記 満崎 哲也

議事課長 田中 利雄

書記 花田 敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は13人から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日14日6名、明日15日7名の割り振りでまいりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

議長から許可を得ましたので、一般質問をいたします。

高齢化対策と予算の考え方について。

世界一長寿国となった我が国は、平均寿命よりも健康寿命に力点を置くべきで、生涯元気に過ごすことができれば、医療や介護の負担が少なくて済むことになります。本市の健康づくりはどうでありましょうか。保健センターをはじめすこやか長寿課等、基本健診をはじめいろいろな保健事業で頑張っておられることは、十分認識はしております。

しかしながら、時代の流れも見きわめるべきではないでしょうか。事業の縮小や予算のやりくりはよくわかるのですが、最近の市民の声も大切だと思います。その一例として、今回の文化・体育面の補助金、使用料等のあり方であります。今回、体育館をはじめ公民館の使用料等、受益者負担あるいは補助金の減額で、使用料が子育て中の低所得者に負担増の感があります。時々耳にすることは、スポーツ関係では、隣接する市の体育館の方が安くつくとか、文化面では会場使用料の負担が大きくなるから文化協会を脱退しようとか、今までの展示会、発表会は中止しようかと、何となく湿っぽくなるような、元気がなくなるようなことを耳にいたします。

財政が逼迫し、支出面を抑えようとする気持ちは十分わかりますが、少子・高齢社会で補助金等の減額と受益者負担増で、今まで文化・体育面で楽しく元気に過ごしていただいた市民の皆様元気さや明るさが、日に日になくなっていくような気がしてなりません。このような現象こそがコミュニティを阻害し、病人や寝たきりの方を多くつくる原因ともなり、医療費の増

加ともなるわけであります。市民の皆さんに明るい気持ちや活力を与えるものはないものかと思う今日このごろです。

間もなく新年度予算編成の時期を迎えるわけですが、思い切った政策転換を図らなければ、ますます元気がないまちづくりとなるのではないかと危惧する者の一人でもあります。したがって、新年度予算には、市民の皆さんが元気を取り戻す政策として、各サークルへ何らかの形で以前の形に戻し、元気で健康な明るい楽しさがある社会づくりができないものか伺います。

自民、民主、公明が推薦した滋賀県知事選は現職候補を破って、新幹線新駅南琵琶湖駅の建設凍結した「もったいない」を掲げた女性の方が当選され、大きな論議となっております。

私は、今までの政策にとらわれることなく、金がなければ知恵を出し合って、予算編成にかかっていたきたいと思っております。そうして、元気な高齢者や市民の健康づくりを行い、医療費削減対策に力こぶを入れていただきたいと思っております。

今までは一般会計予算にとらわれ、特別会計が何となく軽視されてきた感がいたしますが、最近の特別会計の予算の伸びは目をみはるものがあります。私が一番気にし、常に心配しておりますのが、医療費問題であります。厚生労働省も年齢とともに脚力が弱まり、歩行が困難になる高齢者を減らそうとし、「健康日本21」に片足立ちを盛り込む方針を決めました。このことは、今までの医療重視政策から健康予防に政策転換し、医療費削減と健康維持に目標を置かれたものと思料いたします。このため、今年の11月に開眼片足立ちが全国で実施、調査されます。私はこの機会を逃さずに、健康に対する見方を再度検討し、健康に対するあり方を見直すべきと思っております。

私は、特別会計の老人保健、介護保険、国民健康保険事業が一般会計からどの程度繰り入れられ、またその伸び方を平成13年度から5か年間見てみました。特に、老人保健と介護保険の高齢者専用の保険を見まして驚かされることは、老人保健では平成15年度が3億1,309万円、平成16年度が3億9,120万円、平成17年度が4億2,120万円と、毎年毎年一般会計からの繰入金が増加の一途をたどっております。介護保険におきましても同様で、平成15年度が4億6,270万円、平成16年度が4億8,380万円、平成17年度が4億9,880万円と、やはり一般会計からの繰入金が毎年伸びております。この高齢者関係の医療関係だけでも約10億円が繰り入れられているわけがあります。したがって、この伸びの原因と動向について伺います。

健康づくりの根本は、笑い、楽しさ、はつらつとした元気さにあると思っております。この大もとには食にあると思っております。恐縮ですが、基本的な食はニンジン、カボチャ、卵、これにビタミンCをとることが健康な元気の源ではないかと、私自身食のあり方で心がけております。

市では健康づくり推進協議会が組織され、各団体から選出され構成されておりますが、この中に医師会の方も参加されておられます。この構成では十分な健康づくりの討論はできないのではないかと推察いたします。国の指導によるものと思われるのですが、一考を要すると思っております。医師会の参加にはいかがなものか伺います。

森光子さんの「放浪記」、1,800回の上演を達成されました。86歳になられても元気です。根本は毎日のトレーニングです。現在もいろいろな形で頑張っておられます。

東京都老人総合研究所のデータや筋肉トレーニング等のデータから、金もかからずに身近にできるものがたくさんあると思います。思い切った改革ができないものか、今後の市民の健康づくりについての医療費抑制対策と健康社会への方向づけを伺います。

健康づくり推進協議会があって、その方針のもとに各行政区で健康づくりができておると思いますが、行政区において温度差がかなりあるようです。この問題はコミュニティのあり方と場づくりにあると思われまます。現在、健康推進員や運動リーダー育成教室で介護予防の育成をされておりますが、各行政区への実施段階の目標と時期をどの時点に置いて実施されるのか伺います。

私は、市民の健康づくりによる医療費の削減には思い切ってプロジェクトチームを、すなわち行動班を編成すべきではないかと思えます。軌道に乗るまでは行政職員が出向いて、食と簡単なトレーニングができるように、各行政区を何回も巡回し、指導すべきと思えます。この効果は、5年後、10年後に何倍もの効果を発揮し、一般会計からの繰入金減額に寄与し、元気な高齢者対策ともなり、健全財政に大きく寄与するものと確信いたしますが、その見解を伺います。

ちょっとこの、ここで、どういうトレーニングができるか。これはですね、今回公明党の会派の方と一緒に、千代田区の保健センター、そこに行ったときに、これはゴムですね、これで、足にひっかけたり、それからこれを後ろにかけてこう、足腰鍛える運動、これ何十種類かあります。これは図解して、指導員の方が各場所に行って教えてあります。これはせんだって申しあげましたように、鼻地先生、しいのみ学園の。中国から8月25日ごろ帰られて、9月9日から40日間かけて、また世界一周の講演に回ってあります。3歳児教育のために講演して回ってあります。やはりこの方は、朝起きたら必ずこれで足に上げたり、いろいろ、それでこの庁舎の階段であれば、4階までは自力で手すりも使わずに上られます。そういう100歳になっても健康ですね。それから、なぜこのペットボトルを持ってきたかと言いますと、これに水を入れるとかなり重くなるんですね、これを両方に持ってこういろいろとされます。これを、例えば水前寺清子さんの「三百六十五歩のマーチ」ですか、あれに合わせてこう歩いたりしたら、元気に皆さん、そこを歩くことだけ、それで気分が乗ったときにどれを使おうかと、そういう楽しみもあって、また大きいバックを提げて行きよると、どこ行きよると、やっぱりそういう問いかけもあって、場づくりあるいは地域のコミュニティづくりになるのではないかと感じて持ってまいりました。

次に、太宰府まちづくり指導要綱について。

住みよか太宰府まちづくり市民意識調査で、住み続けたいが60.9%、これからのまちづくりについて、自然、歴史的景観や街並みを守り、太宰府らしい景観づくりを進める必要性を言われた方が85.5%と、太宰府のまちづくりに期待が寄せられております。私は市民の皆様の期待

にこたえるためにも、住みよいまちづくりのために、生活環境を中心に、現在いろいろあります条例、要綱、規則等、すなわち景観まちづくり懇話会、カラオケボックスの設置等に関する指導要綱、畜犬の愛護及び管理に関する条例、空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例、モーター車類似施設建築規制条例、そのほか生ごみの処理、空き缶に関するもの、放置自転車条例、要綱など、環境、清掃、都市計画と多岐にわたり、時代の進展とともにいろいろと条例や要綱がつくられております。

しかしながら、社会生活の変化によりまして、短期滞在型マンションの進出、あるいは分譲住宅にも動物を飼ってもよいマンションも出てまいりました。このように、日ごとに生活環境が変わってきております。例えば、本市にも1Kマンションもたくさんありますが、学生のマンションとして住んである方がはっきりとしております。今回の連歌屋に建設される短期滞在型マンションはホテル類似型マンションで、はっきりと旅館業法で学校の近辺には建築はできないものです。しかしながら、現在の制度では、民間でも建築確認申請ができます。市での指導の際、建築後の営業がホテル業と紛らわしき際には、指導要綱等で保証金として、移転補償に見合うお金を預かるとか、建築防止ができるような規則、要綱ができないものか。また、本市が進めております景観にいたしましても、白い壁があり、格子戸があるまちを残したいと聞いておりましたまちの通りも、近代的な家が建ち並び始めました。また、犬の散歩も、通学路等でふんの後始末ができていない飼い主の場面も数多く見受けられます。このような場合には3,000円以下の過料を科すとか。このように、本市にはふさわしくない状況が押し寄せております。

ほんの3例にすぎませんが、太宰府市はどんなまちづくりを進めていこうとされておられるのか。現在の規則等では、縦割り行政のため後手後手の感がいたします。したがって、太宰府市にふさわしいまちづくり条例あるいは指導要綱を早急につくるなど、安心・安全なまちにするべきと思いますが、その見解を伺います。

あとは自席にて再質問をいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ご質問いただきました公共施設の使用料減免の見直しについてでございますけれども、見直しの趣旨といたしまして、1つ目が公平な受益者負担の原則から、一般の利用者との公平性を図ること、そして2つ目が使用料収入と団体育成のための補助金支出を予算化することで透明性を図ること、3つ目が事務事業の評価による費用対効果がわかる料金体系にすること、4つ目が料金を条例等で定め明確化することにより指定管理者制度の導入を図りやすくするという、4つの視点により改革を行ったところでございます。

国の三位一体の改革による地方交付税の大幅削減や市税の逡減などによりまして、市財政は急激な財源不足に陥っております。経常経費の徹底した削減を図ることはもとより、市民の皆様にも理解と協力を得ながら、一定の負担をお願いすることとし、さきに述べました4つの視点に基づき、十分な内部協議を行いまして、議会への説明を経て、一般市民と同様の公共施設

の使用料をご負担いただくことを基本に、減免の見直しを行ったところでございます。

ご指摘のように、市民の皆さんが文化・スポーツ活動を自主的に行い、生きがいを持って健康に過ごされることは、ご意見のような医療費の削減にもつながるといふふうに私どもも考えております。

しかし、現段階では、減免の廃止による利用者の減少は、必ずしも減少しておりません、これからすると、決して元気がないまちという形にはなっていないといふふうに考えております。もし今後利用者の減少があった場合には、定期団体のみならず多くの市民が利用されるように、啓発等、潜在的な文化・スポーツ人口の掘り起こしを行うなど、施設の運用面から今後検討していきたいと考えております。どうかご理解をお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 続きまして、2項目めの一般会計から特別会計への繰入金の伸びの原因と動向についてお答えいたします。

まず、国民健康保険の一般会計繰入金につきましては、法定分のみの繰り入れでございまして、平成15年度約3億1,900万円、平成16年度約3億3,600万円、平成17年度約3億4,400万円でございまして、年平均約1,200万円程度の増加となっております。この繰入金の大半につきましては、低所得の保険税軽減に対します財源の補てんと職員給与費等の繰り入れでございまして、

次に、老人保健特別会計につきましてはの一般会計繰入金は、平成15年度から平成17年度の3年間で、年平均約5,000万円以上の増加となっております。この要因といたしましては、老人医療費の増加及び市の負担割合につきまして、5.7%から7.6%へ順次引き上げられたことによるものでございます。

次に、介護保険につきましては、平成12年に始まりました介護保険制度も今年で7年目を迎え、一般会計からの繰入金は、ご指摘のとおり年々増加の傾向をたどっております。介護保険の繰入金につきましては、介護給付費繰入金とその他の繰入金とがございまして、介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の12.5%が市の負担となっておりまして、ご存じのとおり介護給付費につきましては、高齢化の進行に比例いたしまして要介護者の増加、自ずと介護給付費も年々増えてきている現状でございまして、このような状況は、全国的にも同様な傾向でございまして、本市においてもしばらくこのような状況が続くものと判断いたしております。

なお、介護保険のその他の繰入金につきましては、事務費や職員給与の一般会計からの繰入金でございまして、平成17年度にはシステム改修に伴う繰り入れの増加がございまして、若干の伸びがございまして、

次に、医療費抑制対策についてでございますが、現在国が進めております医療制度改革の中で、医療費適正化の総合的な推進は最重要課題とされておりまして、治療重視の医療から病気の予防を重視した保健医療へ転換が図られております。平成20年度からは医療保険者に対しまして、内臓脂肪症候群に着目いたしました健診と保健指導が新たに義務づけられております。この内臓脂肪が高血圧、糖尿病などのあらゆる生活習慣病の原因であることがわかり、発症す

る前に保健指導を行い、予防していこうというものでございます。国民健康保険では、保健センターと協力、連携しながら、そういう要素を持った方に対する保健師による個別保健指導や運動教室の開催による高齢者向けの運動の普及など各種保健事業を行い、病気の予防に努めております。

住民が健康で生活できることは、保険者として何よりも望むところでございまして、今後とも生活習慣病予防を進めて、市民が健康になることによって医療費の抑制をさらに図っていきたいというふうに考えております。

次に、健康社会への方向づけについてですが、生活習慣病予防の取り組みの強化や身近な場所で気軽に取り組める健康教室の充実を図ってまいりたいと思います。

また、健康社会の創造に向けて、意見、提言等いただく機関といたしまして健康づくり推進協議会を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会等からも委員を選出していただきまして、専門的な立場からのご意見をいただいております。

次に、健康づくりの各行政区での実施段階での目標ということでございますが、現在、健康推進員の学習会を毎月1回程度実施いたしまして、健康推進員の力量を高めながら、各区との調整の上、平成18年度につきましては、「はつらつ貯筋教室地域版」といたしまして、11の行政区において16回実施を決定いたしております。

次に、プロジェクトチームの編成はできないかということでございますが、医療費削減を目指した健康づくりは、保健師や栄養士等の専門の技能を生かした取り組みの必要性が重視されますが、市ではこのような専門職間の連携を図っていく体制の強化をさらに進めていきたいというふうに考えております。

また、健康推進員や食生活改善推進委員等の地域の健康づくりリーダーと行政職員が一体となりまして、前段に述べました「はつらつ貯筋教室地域版」等の地域活動をさらに充実させまして、今後とも健康づくり事業の推進、充実に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） まず、総務部長の回答の問題で、私が耳にしているのはですね、同じ体育館でも、隣接市は2時間使って200円ですね、本市の場合は同じく2時間使って1,050円と、そういうような違いがあるもんですから、私どもは隣接市に行っておりますと、しかしながら近ごろは余りたくさんのお申し入れがあつてとりにくくなつておりますと、そういう現状の意見をいただいておりますが、これが体育関係ですね。それから、文化協会の私会議にちょっと出席しまして、そこで耳にしましたのが、既にもうマンドリンクラブは解散というようなことを聞いておるわけですね。それからまた、書道もいろいろとあるんですが、そういうグループの方も展示会等はやめたいと。会場が全額負担になってくれば大変だと。受益者負担という言葉、これはよく、私どもにはいい言葉だと思います。しかしながら、どうやって市民を景気づけていくかと。少しでも市の補助があるということを知れば、やはりそこにちょっとした

安心感といいますかね、そういうこともあると思うんですが。この使用料について徐々になくしていくというような考えが、来年度あたりですね、そういう明るさを持ってないか。間もなく予算編成になると思うんですよね。そういう基本的なことをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回の減免については、例えば文化協会あるいは体育協会については補助金を出しております。育成団体というふうに私も見ております。その団体について、一般市民が、例えば1時間500円払っているところを、さらに250円に割引しますよという形で、さらなる割引をしております。そういうことでやっておりますけども、補助団体だけ、あるいは定期団体だけ使うところに財源を投資していいのか、あるいは、受益者負担の公平から言うと、やはり同じ料金を支払ってもらうべきではないか。そうすることによっていろんな、先ほど4項目のお話をしましたけども、例えばそれで負担が大きければ、補助金をさらに上乘せをして、議会の皆さんでわかるように、それだけの支出が要るんだという承認をいただこうと。割引しますと、大体その団体に幾らぐらいの割引をしているのかということが全くわかりません。議会からの監視の目も届かないし、我々執行部側もわからないという状況ですので、当然そこに補助を、必要であれば補助金を出していこうというふうに思っております。また、さらに言いますと、例えば500円、体育センターで500円いただいたとします。しかし、その収入が体育館を維持する経費からいきますと、約3分の1でございます。ですから、500円払っても、私が500円払って体育館を使用しても、あとの1,000円は何も使わない人が負担をしているというような状況でございます。本来受益者負担といいますと、全部その人に負担をしていただくということになります。約1時間に1,500円いただくと、体育館の使用料については、何も使わない市民の皆さんからは負担をしてもらわなくてもいいという形になりますので、最低限でも一般市民と同じような形までは定期団体も払っていただきたいということでございます。例えば、体育館でバレーボールを練習しよう、試合をしようという場合に、約20人いると思います、9人制ですね。そうしますと、1,050円を20人で割りますと、2時間ですね、50円です。50円が果たして負担できないものかどうかということも我々は考えて、それが体力の増進あるいは体育をしない、もうやめとこうというような形になるのかどうかということまで考えて、そこまでは受益者負担、ある一定の負担をしていただこう、そういう考え方で今回、財政状況もあることでしたので、一定の負担をお願いしようと。それも市民と同じような額を負担していただこう。その団体には、さらに大きな大会をする場合については年2回までは無料化をしますよと、そういうふうな、やはり育成団体ですので、太宰府市としても配慮をしていこうと、そういう形で今回設けておまして、各団体については、一応そういうことであればということで理解をしていただいていると、そういうふうに考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今部長が言われたのはですね、結局試合をしたりするときの人数ですよ、20人というのは。だけど、日ごろの家庭のママさんたちは、自分たちで何人が集まって、幼稚園の友達あるいは小学校のお友達の子どもの集まりみたいなもので、あちらこちらから集まられてされる。必ずしも20人じゃなくて、場合によっては、七、八人の場合もあるわけですよ。そういうような人たちがやはり使うと。やはりこういう体育館というのはいつでも使える状態で、大会だとかそういうものじゃないということ、日ごろの運動ということ、私は言っておる。使いやすい体育館にさせていただきたい。これはまた、これはもう昨年の議会での問題になった問題ですから、余り深く申しませんけれども、結局何らかの形で、そういうスポーツあるいは皆さんの趣味というたらまたおかしくなりますけれども、そういうふうで、汗水流して健康に暮らそう、また仲よくやっといこうというような人たちの集いの場をね、つくりやすく、料金を安くできないかというのが問題点ですから、これはまた新年度予算になるときに再度検討していただきたいと思います。これをやりとりしよったって、もう時間何ほあっても足りませんので、それは要望しておきますけど。

今度そういう補助金だとか、何ですか、サークルに対する補助金あるいはまた協会に対する補助金、そういうのをやめられたときの金額は、たしか600万円ぐらいと聞いておるんですね、600万円ぐらいのお金であれば、2人寝たきりの市民の方が出てこなければ賄えるわけですよ。元気な市民をつくるという方向につけていただければね、この問題はかなり違ってくると思いますので、そういうところにもう一度目を向けていただいて、やはり改革していかないと、あれもこれもバランスよくするんじゃないと、やはり重点施策をお願いしたいと思います。ちょっとこの問題について、市長の答弁をお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま高齢者対策というよりも健康で長生きする生きがいのある生活、その市民へのサービスの問題だと思いますが、ご承知のように、今補助金の問題等は、一昨年からのいろいろ議会にもご相談しながら、いろいろご意見ちょうだいしております。ただ、現行制度は、受益者負担の解消という大きな財政の厳しい中での市民へのお願いでございまして、これは今後とも検討の課題だと思っております。

そしてまた、市民の健康づくりでございますが、お年寄りはもちろん、市民皆さんが自分の健康は自分で守るんだと、そして身近なところで自分の健康維持にそれぞれ努力していただきたい、これは私の希望でございますが、そういうところから一人ひとりが健康に留意しながら、身近な問題で体力あるいは運動をしていただくと、体力増進、運動をしていただくことにぜひ心がけていただければ幸いです。思う次第でございます。

また、そういう施策につきましては、いろいろ問題ございますが、庁内挙げまして、縦割りじゃなくて、各関係部課が一緒になりまして、市民の健康づくりあるいは健康福祉事業の推進に今後とも努力してまいりたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番(安部 陽議員) ここで言葉が出てきておったのが、「文化の香り高いまちづくり」とは何ぞやというようなことまで役員の皆さんは言ってありました。「文化の香り高いまちづくり」をするためには、やはり元気な市民をつくる、あるいはそういう展示会だとかいろんなものが盛んに各公民館等で行われるような、やっぱり積極的な市民ができるよう私は願っておるわけです。それがやはり、笑顔があったり、それからはつつとした市民、それから住民参加、行政が要請したときには、やはりいち早く駆けつけるような人が出てくるんじゃないかなと思います。ちなみに、昨年度までありました市民まつり、このあんどんは文化協会の人、夏のあの暑い中を全部つくったというようなこともお話に聞いております。そういうふうで、そういう協力も今まではいただいていたんですけど、今年はもう4時間ぐらいで、5時間ですかね、5時間で終わるんですけど、そういうような低減、右下がりじゃなくて右上がりになるような政策を、来年度には強くお願いしておきます。

2番目に移りたいと思いますが、先ほど医療費の伸びだとか、そういうことについて、本当福祉関係の職員の皆さんには大変頑張っていたいただいているということは、十分わかっておるわけです。私もこの問題については何年も叫び続けてきたところでございますけれども、なかなかそういう実施段階で研究しますだとか、そういう言葉ばかりで今まで来ているものですか、それで時期はいつかというようなことで、私は申し上げているわけです。それで、今でも、先ほど部長の答弁で、月1回そういう健康づくりの、皆さんを集めて研修してあったりしますし、今年は11行政区で16回予定されると。そういう着々とは来ておりますけれども、私に言わせれば、プロジェクトチームをつくっていただいて、2班ぐらいですね、2人が必ず行って各行政区を、一日大体3か所は回れるんじゃないかなろうかと、自分なりに考えてですね。そうすると、1週間に2回は各、一つの行政区には行けるんじゃないかと。そうしたら、44行政区もずっと満遍なくこれを、2年ほどしっかりと力こぶ入れてやっていただくと。それで、現在、歩こう会ですか、ああいうのは認証印などを押してあるんですね、それを各公民館において、見えた人にはそういう認証の判を押したりして、いつでも気楽に公民館を使用できるというような方向に持っていられるんじゃないかなろうかと思っておりますけど、そういうプロジェクトを私は強く要望するんですが、その点のつくりは、これは総務の人事の問題と思うんですがね。今民間委託やらいろいろして、それから土木なんかは予算が減額になってきておりますので、今までの人員でなくてもいい場合も出てくるんじゃないかなろうかと思っております。そういうところで、そのプロジェクトをつくるような構想はできるのかできないのか。ちょっとこの人事の一番、構成、検討される部長または助役に答弁をお願いします。

議長(村山弘行議員) 健康福祉部長。

健康福祉部長(永田克人) 今の健康づくりについて、プロジェクトチームを編成して各行政区を回らないかというふうなご質問だと思いますけど、このチームの中には、当然専門的な知識を持った方が必要であるというふうに考えますので、現在市の中には保健師、栄養士等含めて七、八名程度ございます。そういった中で、通常の事務をしながらということでございますの

で、先ほど申しました「はつらつ貯筋教室」につきましては、平成18年度から始めまして、11行政区が手を挙げて、そういった取り組みをなさるといふことで、行く行くはこういったものを全行政区に広めていきたいというのが私たちの願いでございます。そういった中から、先ほど申しましたように、通常保健センターでの相談業務等もございますので、なかなかプロジェクトチームの編成というまでには至らないというのが実情でございます。そういったところから、地域にお願いしています健康推進員や食生活推進協議会の方々と一堂に、問題を協議しながら取り組むというのが現在の実情でございますので、よろしくご理解願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今なかなかつくりにくいと言われますけれども、高齢者の中には経験者もおられると思うんですね、看護師だとかいろいろ、あるいは会社、あるいはまたそういう経験を持った方おられると思うんです。そういう掘り起こし、そういうこともやれば、かなり出てくるんじゃないかなと思うんです。やはり努力をしてもらいたいと思うんですね。そうしないと、いつまでたっても、もう私これ、この問題、もう七、八年言い続けていると思うんですけど、やっとはつらつ教室のようなものができたぐらいで。やはり、先ほどお見せしましたように、ああいう簡単な、あれはレクリエーション協会あたりをお願いすれば、ああいう体操なんかはできると思うんですね、音楽に合わせて。結局、そういう公民館などにたくさん行くことによって、皆さんはそれによって元気になって病気にもならないと、それからひいては認知症にもなりにくいと、そういう問題が出てくると思いますので、効果は大きいと思いますのでね、一日も早くもう一度地域のそういう人たちを洗い直したりして、掘り起こしをしていただいて、編成を急いでいただきたいと思います。

こういう輪を広げてそういう、それと広報不足もあると思うんですね、各公民館でやっている、私もいつそういう行政が来てそういう指導されたのかもわかりませんので、やはり回覧板等で、あればそういうので知らせて、広報の不足もあると思いますので、その点も注意をお願いしたいと思います。

これで第1点目を終わります。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 2点目でございますけれども、太宰府市のまちづくりの指導要綱等についてのご質問だと思っております。

本市のまちづくりの基本は、ご承知のように、健全な市街地形成のために、まず都市計画法によります用途地域が決定されておりまして、その地域に建築できる建築物を制限しております。まずそこでは、建築確認は、これは県の許可業務でありますことから、違反建築物等につきましては県からの改善命令がなされておりまして、市では違反建築物に対する規則、要綱はできないところでございます。

そこで、本市におきましているいろいろなことにつきまして指導要綱等ございますが、まず今ご

指摘のような、本市が進めております景観に関する問題につきましては、6月議会にも申し上げましたように、国においては景観法が制定されており、また施行されたところでございますが、本市でもこの景観をどうして守っていくかというようなことで、景観まちづくり懇話会を設置いたしております、景観まちづくりをどのようにするのか、各種の学識経験者等含めましての提言をいただきながら、今年度中には最終報告を受けまして、現在意見等の集約をお願いしておりますところでございます。これを受けまして、平成19年度中には本市独自の太宰府らしい景観まちづくり条例を提案できるのではないかと考えておるところでございます。この条例につきましては、今現在いろいろな問題が起きております土地利用の問題あるいは都市計画からの視点、さらには建物の形態、意匠あるいは広告物の基準等を網羅したものを、一定の市の方針を決めていただきたいと、そのような形での条例の制定に努めていきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 現在、景観まちづくり懇話会ですか、それができて検討中ということでございますけれども、市民の声ですかね、やはりいろんな問題は、市民がいろいろと現在の制度に、不満があるといったらおかしいですけど、条例等にマッチしないような問題が起きてきております。そういうものに対する部分についてはどのようにお考えになっておるんでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 市民の声というのが、多くの分野になろうかと思えます。それで、建物に関しましては、これまでに申し上げておりますように、議員さんの方はまちづくり指導要綱ということで、大きくそういう要綱ということですけども、建築指導要綱というような形です、できる限りの指導をしているということは、これまでに幾度も申し上げてまいったと思えますし、またいろんな分野でのそういう市民の声につきましては、先ほど申されましたいろんな分野からの条例等がございますし、それでできる限りカバーしていつているというふうにしておるところでございます。そのところで、今のところ対応をしておるというのが現状であろうかと思えます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この問題も大きゅうございますから、一応市民の声を十分ですね、耳に挟んでいただいて、その専門委員の方にもお伝え願いたいと思えます。

最後になりますけど、やはりあとは職員のやる気があるかないかという問題と思えます。ニセコ町のまちづくりのあり方をファックスで見ますと、やはり課長が率先して出かけてっております。やはりそういう体制を強くとっていただくように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は太宰府市次世代育成支援対策の認可外保育施設について、2件目は幸ノ元井手堰水路の整備についてであります。

それでは、順を追って質問をいたします。

近年、少子化の問題、次世代育成支援の対策として、本市でもいろいろと子育て支援の施策が実行に移され、「親と子の育ちあいを支えるまちづくり」が進められております。その中で、認可外保育施設に対する支援策は市の施策では見当りません。実態はなきに等しいと感じております。平成21年に保育所の就園児定員を900人目標になっていますが、近年の状況は、幼稚園の就園児童は少なくなり、保育園の就園希望が多く、そのために定員数の増加を図られているにもかかわらず、待機児童が出ております。したがって、認可外保育園の需要は今後も続くと思われま。

国におきましても、このように就学前の教育、保育に対するニーズが多様なものとなっていることにかんがみ、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、幼稚園及び保育園等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置として、認定こども園制度が今年10月からスタートいたします。こうした認定こども園の認定を受ける施設としては、地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型があります。

そこで、まず1点目は、本市にあります認可外保育園の数とそこに就園しておられる園児の人数と、現在の補助及び支援策と今後の支援策はどのように考えてあるのかお伺いいたします。

2点目は、認可外保育園の中で認定こども園制度の認定を受けられる施設は幾つで、どの施設かをお伺いします。

3点目は、認定こども園に対する補助はどのようになるのかお伺いいたします。

次に、幸ノ元井手堰水路の整備についてであります。

さきの平成15年7月の水害にて御笠川の三条区にある幸ノ元井手堰が決壊してから、そこから取水していた水路が一部いまだに放置されています。幸ノ元井手堰の復元復旧が費用の面で早急には無理であれば、何らか別の方法で取水を考えるべきと思いますが、市の見解をお伺いします。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 本市における認可外保育施設の数、通園児童数及び支援策についてお答えいたします。

1点目の太宰府市内における認可外保育施設は、平成18年6月時点で6か所あり、128人の児童が通園されております。

児童福祉法に基づく保育所最低基準を満たしていない認可外保育施設への支援は行っておりませんが、次世代育成支援対策行動計画、通称にこにこプランに掲げておりますとおり検討課題であり、どのように実現していくかは福祉行政施策の中で検討してまいりたいと思います。

2点目の認可外保育施設の中で、認定こども園制度の認定を受けられる施設についてお答えいたします。

本年6月に認定こども園の制度が制定され、10月1日から施行されます。認定こども園の認定につきましては、国の指針をもとに都道府県が条例を定め、その基準を満たす施設を都道府県が認定こども園として認定を行うことになっております。

福岡県におきましては、できれば今月9月議会において関連条例について提案できるよう準備が進められているということであります。

したがいまして、まだ基準等が示されておられませんので、どのような内容の認可外保育施設が申請を行い認定を受けることができるのかは、現段階では不明でございます。

3点目の認定こども園に対する補助につきましても、さきに認可外保育施設への支援でお答えいたしましたように、検討課題であると考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 認可外保育園が現在6か所ございまして、128人の方が就園をしておられるということでございますが、平成18年度の予算の説明の中では、待機児童が見込みとして37人、それから入所見込みが778人ということになっておりまして、やはり就園児の数からいきまして、認可外保育園の128人という数字は、これは無視できるような数字ではないと思います。やはり全体的に十四、五%は占める数字じゃないかなというふうに感じております。

今部長のお答えのように、現在の認可外保育園に対する補助については回答がありませんでしたけども、確認いたしますけども、保育料に対する消費税、これは無税になっているかどうか。

それから、保育園の保育に使っていらっしゃるスペースですか、それに対する固定資産税はどうなっているのか。

それからもう一つ、保育士も含めて事業者にですね、県から、例えば健康診断の義務を定期的に課しているんですけども、それに対する費用の負担はどうなっているのか。

それから、私立の認可保育園に対しまして補助をされております施設整備補助、それから保育所運営費、それから給食費があれば給食費の消費税、それから送迎バス代の消費税、そういったものについてどうなっているか、具体的にお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） まず1点目でございますが、最後の分も同じになると思いますが、消費税に関しましては無税となっております。

それから、固定資産税につきましては、児童福祉施設ということで認められておりませんので、固定資産税は賦課されているということでございます。

それから、健康診断につきましては、この分については今現在市の方では補助、助成は行っておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） その後の分でお答えがありませんでしたけども、今私立の認可型の保育園に対しまして施設整備補助とか、あるいは保育所運営費とかそういったものにつきまして支援をされておると思いますが、この割合が国、県、それから市でそれぞれ負担割合というのがあると思えますけども、それはどのようになっているかお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） まず、私立保育所の施設整備補助金でございますが、この分につきましては、市の単独助成、補助ということで全額市の方で助成をいたしております。

それから、保育対策促進事業等もろもろの事業内容、延長保育ですとか乳児保育促進、地域活動、これは地域との交流、そういった内容等もろもろでございます。それから、市で単独で助成をしているもの、そういったものを含めてでございますが、この分につきましては全体で9,700万円ほどの助成のうち市の助成が約7,000万円近くということになります。これは、それぞれに国の補助率、それから県の補助率、複雑な計算方式になっておりますので単純に申せませんけれども、大きなものでは国がいろんな個々の事業に対して全体でこういった事業をやっているかということを経営的に判断したポイント制というようなことの中の判断のもとに補助金が決まるようになっております。この分につきましては、市の単独補助金が大きな割合を占めているということでございます。

それから、運営委託料でございます。これは、保護者から保育料を徴収しましたその後の分、保育を行います基礎的な運営費ということになりますが、保育料を除いた分を一般財源からの支出ということで助成をいたしております。これが、6園で大体年間約1億円ほどになります。全体のこの運営委託料では5億5,000万円ということで、そのうちの約1億円が市の助成ということになります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） やはり認可されている保育園と認可外の保育園が現実には市内にはあるわけございまして、やはりそういった中で、さっきも申しましたように、人数割からすると決して無視できるような数字ではないのに何ら市の方としましても認可保育園に対する一般財源の負担というのは相当の金額を負担しているわけですけども、一方では認可できていない認可外の保育園に対しては全く無視されていると、これはやはり次世代支援としてはですね、このまま見過ごしていく内容ではないと思います。過去におきまして、平成16年6月議会におきまして武藤哲志議員が一般質問で無認可保育所を補助的保育施設と認め保育料の非課税や固定資産税の免除、施設運営助成金制度を設けるよう要望を含めた質問をされております。それ以降、次世代育成支援対策行動計画なるものができておりますけども、その中を見ましても何ら全くそういったものを考慮されているような内容にはなっておりません。今回、やはり国の方で何らかの指針が示されなければ市からそういう補助金が出る分についてはそのとおり実施するんだけど、それ以外のことはやらないというのは、やはり国は隔々の市のそれぞれの自治体の中まで全部見てから網羅するというのはなかなかできないと思います。そういった中で、やはり県は県、市は市なりに自分たちの地域の実情を見ながらですね、国で、あるいは県で落ちている分を実施していくのが市の施策ではないかなというふうに私は思っております。

今回、認定こども園というのが国から出されてまいりましたんですけども、これについては県の9月議会でまだ基準が決まっていないからわからないというふうにおっしゃいましたけども、ある程度内容につきましてはですね、資料がもう出ていると思います。それについて検討されてですね、出てからやるんじゃないかと、やはりそれはきちんと検討をされて、そしてどう対処するかというのをですね、今まさに来年度の予算編成の時期になってきておまして、そういうところをぜひとも検討していただきたいと思います。一応これについて目的と、ちょっと読み上げてみます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律。本年6月15日に公布されまして、施行の期日が本年10月1日になっております。

第1条目的。この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所となるかもわかりませんが、における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

第2条に、保育所等という定義があります。これをもう一回読みます。

この法律による認定こども園の認定対象としては、幼稚園及び保育所のほか、保育所と同様に保育に欠ける子どもに対する保育を目的とする施設であるが、保育所の認可を有しない、いわゆる認可外保育施設を想定しており、本項は保育所と認可外保育施設をあわせて保育所等と

定義するものであると。すなわち、認可保育所と認可外保育所をあわせて保育所等と定義するというふうになっているわけですね。

この法律の出てくる背景について私なりに考えを申し上げますけども、冒頭に言いましたように、今幼稚園の就園児童は随分全国的にも減ってきているわけですね。それで、保育園に就園するニーズはますます増えてきている。本市におきましても、おおざの保育園を新設したり教室を増員したりですね、しているにもかかわらず、いつまでたっても待機児童が出ているわけです。これは、全国的にそういうふうになっているんだと思います。そういった中で、じゃあ国としては新しい保育園をどんどん全国的につくるのじゃとても大変だから、今幼稚園の人数が減ってきて、もし空き教室ができればそこを保育施設として活用する方に変えようとしているわけですね。幼稚園と保育所が国の管轄が違います。しかし、そこを何とか話ししながらやっていこうと。それから、もう一つは、認可外保育園の認可条件を少し緩和して、さっきおっしゃいましたように県で決めるというふうにおっしゃいましたけど、それを少し緩和して、現在ある認可外保育園の施設もあわせて国としては手を差し伸べながら、それもあわせて対応していこうと。新しく保育園をつくるよりも、そちらの方はもう間に合わないというような感じになっていくと思っておりますけども、市の方の見解はいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 今議員さんがおっしゃいましたように、この認定保育園といいますのが、幼・保連携型、幼稚園と認可保育所が連携する幼・保連携型、それから既存の幼稚園が認可をとらないまま保育機能を備える幼稚園型、これが認可外保育所を幼稚園の中にと、そういうときに認可外保育園にどのような助成、支援をしていくかということをおっしゃっていると思っておりますが、おっしゃいましたように、この分につきまして、幼稚園ですとか保育所の分は今までどおりの国の基準の補助がございませうけれども、その中につくりましても、やはり認可外ですと、その支援、助成が、今のところ私どもが読み込みますところではすぐに助成します、支援するというものがないようございませうので、これは先ほど当初の答弁で申しましたように、自治体として、市としてどのように今後認可外の保育園が認定保育園に参入されたときにどのような支援をやっていくのか、いけるのかということが大きな課題であるというふうに思っております。

早急にこういうことを考えていかないと、実際にこういう認定保育園を実施しますという施設等が出てきましたときに間に合わないということにならないように、そういう努力といえますか、先駆けての研究はやっていかなばならないというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 実際にはですね、今年の10月1日からそちらの法に移行するんですけども、そういった中で認定保育園の認定の要件というか、そういったものが認定こども園の認定基準に関する国の指針とかそういったものがあるんですけども、そういったものからかながみましてですね、冒頭に申しましたように、太宰府市内にある認定外保育園の中から、その要

件にですね、合致する保育園というのは、既にこことこことここというぐらいしていただいておりますと、県からと認定外保育園との対応だけで、その後で市で考えるというようなことじゃなくて、こういうふうにもう指針もいろんなものがあります。そういったものに照らし合わせて、もう一々その内容を申し上げてもしょうがないんですけども、一応そういった中で、地方裁量型認定こども園というのが、この私が申し上げましたように認可外保育園でこれに適應していくわけですね。

さっきもおっしゃいましたように、10月から施行されますけども、これの補助ですね、国からの補助というのは今までどおりで、この裁量型には国の財政措置はないわけですね。しかしながら、これは原則でございます、一方書いてあるのは地方自治体の一般財源で対応するというふうに書いてあるわけですね。地方自治体の一般財源というのは、県の方で見られるのか、太宰府市の方で見られることになるのか、どういうふうに解釈をされているのかお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） この分については、いまだ県の方からの説明会等もございません。それで、この条例が県の方でできました後に、県の方も関係の施設あるいは自治体、そういったところを集めて説明会をされるという予定でございますので、そういった中で説明がなされると思います。今のところは、県が見る、市が見る、あるいは負担割合がどうであるということは、まだ確認はできていない状況でございます。

それから、済みません、先ほど私の方、認定こども園と発言しなくてはならないところを認定保育園とつい述べたところがあるかと思っておりますので、その分については修正をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今までは国としては認定外保育園までは目が届かなかったのかもしれませんが、あるいはわかっていたけどもそこまではということがあったかもしれませんが、国自体の認可外保育園に対する見方も変わってきております。やはりそういった中で、今までは国から何の支援もなかったんですけども、本年の10月1日から、もう目の前でございます。それで、やはりいろんな面で市内に6か所の認可外の保育園もありますし、そこに128人ですかね、の児童の方もいらっしゃいますし、そういった方が現実にあるわけですから、やはりその分は十分なる指導をですね、あるいは情報提供とか、それぐらいのことはやっていただきたいと思っております。それで、来年度以降の財政措置は、平成19年度概算要求の段階で説明するというふうに書いてあるんですね。ですから、今は国としては何のあれはないんですけども、来年度以降については財政措置については説明をすると、で、10月1日からの分については国はやらないけども一般財源で対応してくださいというふうになっているわけですから、その分も十分考慮していただいてぜひとも対応をよろしくお願いいたします。この点につきましては終わります。

次、お願いします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、幸ノ元井手堰の水路の整備についてご回答申し上げます。

平成15年7月19日の豪雨によりまして幸ノ元井手堰の大半が流出し、御笠川の護岸の大きな災害が発生しました。

河川管理者の福岡県那珂土木事務所より河川災害復旧工事が施工されますときに井堰の復旧も要望いたしたところでございますが、かんがい水田面積が少ないため災害復旧の補助事業には乗りませんで採択されないということで、必要であれば市単独費事業として施工しなければならないという状況でございました。

この井堰と三条疎水は、古くよりかんがいや排水路及び天満宮の斎垣の堀水として利用されてきましたが、近年小鳥居小路、斎垣、それから錦町と疎水が暗渠化されまして、また生活水路につきましても公共下水道の普及により不要となり、降雨時の雨水排水の機能が主でございまして、かんがいも五条水田1枚となっておりますところでございます。現在は、五条地区の水田かんがいのために三条ふれあい広場横の御笠川よりポンプで揚水いたしまして三条疎水の水の確保をいたしている現状でございます。

ご質問の幸ノ元井手堰の復旧につきましては、数億円の費用を必要とするということでございます。今後の管理につきましても、水利権者で行うことが不可欠でございます。また、井堰流出の下から人為的につくられた木組みと石組みが発見されまして、文化財の調査ではどのようなものか確認できず、後日の確認ということで、すぐ下流にコンクリートの小さな井堰をつくりまして、今水没埋沈させ保存しております。そういうことから、幸ノ元井手堰復旧は行わないということにいたしております。

それで、別の方法ということでございますが、しばらくの間は現状のままで推移を見守らせていただきたいというふうに思っておりますところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 幸ノ元井手堰ですけれども、これ由緒あるものでございますけれども、実際にそれを復元するには、今おっしゃいましたように数億円の金がかかりまして、今とても市の財政ではなかなかそれは難しいというふうに私も思いますし、地元もそういうふうに理解をいたしております。災害が起きたすぐに、何らかの形で取水をして小鳥居小路の方から五条にかけて水を流すということで、その当時としては、今さっきご説明がありましたように、三条のふれあい広場の横が一番近い、川から取水するには近い場所でございます。本来ならば幸ノ元井手堰のそこからとればよかったですけれども、決壊した残骸が随分とその付近にありまして、そこからの取水はなかなか難しゅうございました。仮にとして、ふれあい広場の現在のところからポンプアップして取水をしていらっしゃるんですけども、もう3年になります。それで、それから上流部分につきまして、現状といたしましては、風が吹けば吹きだまりで、その

水路の中にごみが入っていきます。落ち葉が入ったり、あるいは少し土が入って雑草が生えるとか、たまに雑草なんかは抜いてはおりますけども、そういった状態で放置をされております。その横の通路でございますけども、これは子どもたちの通学路になっておりますし、もちろん地域住民の方の通路として利用されています。大通りは、ご存じのとおり狭い、歩道もないような大通りでございますので、住民の皆さん方は非常に交通事故の心配をしながらその通路を歩いていくわけですが、これは最初のうちはいろいろとそれなりの説明はつくんですけども、現状のままご覧になればわかると思いますけども、それは説明がつかません。

地元ではやっぱりいろいろこうしたらいいじゃないかと意見が出ます。一つは、今揚げております揚水ポンプを一番上のところに今であったらもう移動してできるんじゃないか、あるいはそれから上流に向けてヒューム管なんかを通せば、川は段差がありながら流れていきますので、そんなに長い距離を引っ張らなくてもできるんじゃないかと、様々な意見が出ております。できましたら、どちらかの方、いろんな費用面もあると思いますけども、ご検討いただいて、これ私どもが申し上げているのは、新たにこういうふうにしてくださいというふうをお願いしているんじゃないかと、前々からあったもので壊れているんですから、これは何とかお願いします。市の土木の建設予算としては非常に少ない中でやるというのは無理かとは思いますが、ぜひとも今、来年度の予算編成に向けていろいろと準備をされていると思いますので、非常に出費が多いところではございましょうけども、何らかの形でお考えできないかというふうに思っております。いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） ご質問が出まして改めて現地をずっと歩かせていただきまして、確かにポンプで揚げて、そこからは水がありましたが上の方はもちろんございませんで、思ったより草とか土とか、私が見たときはありませんでした。ただ、そういう時期とか枯葉がたまったときとかはどうするのかな、清掃あたり、そういうものもしていかなといかんなど。においとかも以前はあったということでございますのでどうかなと思っておりましたけども、公共下水につなぐ部分が進んだんでございましょうか、においはしませんでした。

それで、最終的には上の方からもとのとおりに流すというのが理想でございまして、その用意といたしますか、そういう河川のところのそういう水をするというような段取りはやっておるんですけども、その移設にまだ相当の費用がかかりますものですから、今の現状で、先ほど答弁しましたように現状で行かせていただいとって、何かそういう支障があったとき、そういうところを見計らって上にできるのかどうか、そういうことは検討していきたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それで、今、部長がたまたま課長さんと見に行かれたということですけども、ちょっと反論

しておきます。たまたま部長が行かれる前にちょっと大雨が夜中降りまして、水流れまして、下に今度はさくがあるんですけども、そこにごみがいっぱいたまっちゃうわけですね。そのまま置いとくわけにはいかんから、地元ではそれをゴミ袋に入れて処理。それから、2日ぐらい前、あそこの下、通路の中草取りもしまして、そういう現状でありますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

~~~~~

再開 午後1時00分

副議長（大田勝義議員） 副議長の大田です。議長が事故で欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

皆様のご協力をよろしくをお願いします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております3項目について質問いたします。

初めに、要介護認定者に対し、障害者控除の証明書の発行についてです。

太宰府市は、平成17年度末で65歳以上の高齢者は1万2,383人になっております。そのうち要介護支援、要介護認定を受けた高齢者は2,260名、18.25%、5名に1名の方が支援や介護を受ける結果になっております。法律の改悪により介護保険料の大幅な引き上げ、利用料の1割負担等で高齢者には大変な負担です。ところが、障害者手帳を持っていなくても市長が認めた介護認定者は所得税、地方税の税額控除が受けられると国税庁、厚生省通達が出されています。県下の市町村では、この制度を市町村の広報でお知らせをしております。太宰府市は、この制度の活用は1件のみです。認定書交付により税額控除が27万円から40万円まで認められますので、家族での介護をはじめ老老介護、福祉施設入所者の負担軽減につながりますので、市長にこの制度の活用充実を求めます。

2項目めは、西鉄都府楼駅前10号踏切の車両一方通行について質問いたします。

さきの一般質問で、地区道路新設のために西鉄二日市駅ホーム近くの10号踏切は車道を廃止して歩行者のみとの回答をいただいていたのですが、私は今までどおりこの踏切を残すべきだと質問しておりました。

芝原区は、この踏切は当初より生活道路として利用しており、今回地元選出の原田衆議院議員、井本県会議員、力丸義行議員も地元の要望に対して西日本鉄道株式会社にお願いいたしておりましたが、9月4日、西日本鉄道の業務課長、庶務課長、運転課長が県会議員、それから国

会議員秘書立ち会いの上で説明を行い、やはりこの踏切の車両通行は認められないと地元は説明を受け、9月4日、この請願が認められなかったという形で地元も同意をしているようです。

ところが、この沿線は、本当に道路幅が狭く、次の9号踏切、そして8号踏切、これは車両が通行している場合、直進、それから右折、左折通行で離合できないで、毎日のように車両が渋滞しております。特にこの道路は通学道路であり、朝夕の車両渋滞は毎日であります。本日私も議会のために少なくとも15分間上下線の列車通行のために時間が必要になりました。その結果、この10号踏切が車両通行ができない場合は、8号、9号踏切の車両がより一層混雑するようにもなりますし、市の当局としても、見ていただいたらわかるように、道路幅が狭いし、踏切の改良、道路の改良を行おうとすれば大変な予算の支出が予想されます。こういう状況の中で、10号踏切の車両通行ができなくなった場合の対応、また地元の様々な要望もありますが、今後どのような問題解決を行うか回答をいただきたいと思います。

最後の質問は、火葬場建設なのか委託の方針か、その経過について質問します。

北谷区に建てかえ協議を平成13年10月20日に申し入れて行い、協定書調印まで2年5か月の期間を要し、地元要望事項として事業費や公有地の払い下げを含め、3億8,505万9,000円の環境整備費を平成16年3月24日に議会に説明をいただき承いたしております。その後、協定書調印から今日まで2年半が経過していますが、議会説明では、平成15年に基本構想作成、平成16年に基本設計、平成17年に実施設計、平成18年、平成19年度に解体、新築工事を行う。その間、筑紫野市に2年間、建てかえ期間中の委託の依頼を平成17年1月24日に行っておりますが、その後の平成17年10月19日、建てかえ期間中の委託ではなく組合加入の検討依頼が行われ、その後また1年が経過しようとしていますが、いまだに結論が出ておりません。加入が認められた場合は、北谷区との協定書、環境整備、そして第9条の地元協力金として現在払われております平成16年3月より平成60年までの毎年度地元協力金として330万円、先ほども言いましたように地元要望事項として3億8,505万9,000円、この実施についてどのように対応するのか。また、この筑紫野市の筑慈苑に加入が認められた場合、現在の施設は当然地元要望として解体しなければなりません、解体費用、こういう問題が出てきます。それから、逆に筑紫野市、春日市、筑前町が負担した筑慈苑の施設組合は、29億1,647万3,000円の建設費がかかっております。また、山家区、それから夜須の一部に対しての環境整備費ですが、18億円をかけて整備が大体終了しております。現在600万円の地元協力金が毎年支払われておりますが、太宰府市と大野城市が加入することによって400万円の追加という案が出されております。

もし、この筑紫野市、春日市、筑前町が運営しております筑慈苑組合に加入が認められた場合ですが、現在この大野城太宰府環境施設組合には積立金がありません。そういう新たに施設を建てる場合は、当然国が借金も認めるわけですし、分割ができるわけですが、そういう地方債の対応ができないという問題があります。こういう新たな施設加入で起こる問題、それから現在の契約を破棄した問題、こういう様々な問題が出てきて、一番大きな課題であります。祭

時というのは本当に大切な問題ですが、こういう様々な問題に対して太宰府市は基金もなく加入する財政対応も不安定であります、今日まで協定を結んだり地元へ依頼をして期間がたっておりますが、財政上の問題も含め、今後どのように行うのか回答を求めます。

再質問については自席で行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま武藤議員から3項目のご質問ございましたが、まず第1項目の質問でございます内容でございますが、要介護認定者に対します障害者控除証明書についてのお尋ねでございます。このことにつきましては、手続等事務的な内容でございますので、担当部長よりまず回答を申し上げます。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 要介護認定者に対します障害者控除証明書についてご回答申し上げます。

従来、身体障害者手帳につきましては、その根拠法である身体障害者福祉法が障害者の更生を援助して、その社会復帰を促進することを目的としているだけに、老衰によって身体障害を生じた者については、その交付が受けられないという事情がございました。このような事情を考慮しまして、昭和45年に所得税法等の改正によりまして、心身に障害のある年齢65歳以上の高齢者で、その障害の程度が従来から障害者の範囲に含まれていた身体障害者手帳の交付を受けている方などと同程度であるものとして市町村長等の認定を受けている方を障害者の範囲に加えることとして、これらの高齢者については障害者控除の適用対象とすることとされました。

この障害者控除対象者認定書の発行に当たりましては、申請によりまして本人または家族の聞き取り等その他の状況を総合的に勘案して判断いたしております。

なお、この市民への周知等につきましては、以前も広報等でお知らせをしておりますけど、今後におきましても広報等を利用して周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変前向きな回答いただきましてありがとうございます。

本当に介護保険料が上がったり、高齢者控除がなくなって大変です。そういう状況の中で、太宰府市では介護認定を受けている寝たきりの方も、在宅もおられるし、施設入所もあります、本来そういう制度がありますよと、今担当部長の方から説明がありました。事務的な問題ということで担当部に回答を行っていただきましたが、やはりそういう負担というのは今も大変ですので、できれば広報でも知らせるといことですが、本当に税金払っている人は、税金が返ってくるんですからね。だから、今、税金が返ってくる。それから、今税金がかかっている人は、その控除の結果、税金がやはり、もう今払っている人には還付せざるを得ないという、こんなすばらしい内容なんですよ。そのことは自覚できますか。その辺どうでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 障害者の程度によりまして27万円から、1人については重度であれば40万円という控除がございますので、当然に納税者については恩典があるというふうに考えます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、以前広報で知らせたというのは、私は大変申しわけございません、広報でそういう制度があるというのはですね。ただし、この県下の中では太宰府市はこれを実施をしているという回答を福岡県にいただいておりますね、この周辺もどこもしているんですが、ただ1件しか利用がなかったというのは、もう少しですね。それから、新たにこういう問題が出てきて、さかのぼって還付も受けることができるというのが、税務署が5年間還付を受けることができますよと、税金を払っている人はですね。税金を払っている人は課税対象から外れる場合もあるということですが、こういう内容については、やはりこういう状況ですから広報に新たに載せていただくということはできますか。この担当部が文章を起草して総務部をお願いしなきゃいけません、担当部としてはこういう議会の中でそういう制度があって、広報にも以前お知らせしたということと、新たにこういう質問で27万円から40万円、特に特別障害者の場合は大きくなりますよね。そういう内容について広報に再度知らせていただくかどうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） まず、件数につきましては、当市におきまして平成18年度に現在1件の申請があったということで、過去を振り返りますと、平成13年度、平成14年度にはそれぞれ2件ずつの交付の実績がございます。ちなみに、筑紫地区を見ますと、4市1町でも平成13年度以降総計で29件の発行がっております。

それで、広報掲載につきましては、これは要するに対象者によっては恩典があるということで、どなたも該当するかどうかはわかりませんので、そういったところを含めながら、要するに申請によっては対象になるということの広報にお知らせをするということで考えておりました、そういった詳しい内容にはならないかと思えます。要するに、寝たきり等申請によってはそういった控除が受けられるから、あくまで介護保険課の方に問い合わせを願いたいというように考えております。

なお、広報のほかに今後庁舎の関連するすこやか長寿課とか福祉の窓口等、それと市内のこういった老健施設等にもですね、そういった広報内容のチラシをつくって窓口に備えたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私も質問する前に担当部と協議をして、私が障害者控除対象者認定書と、それから厚生労働省通知、それから国税局の通知の文書をファクスをさせていただきますし

た。目を通していただいておりますが、こういう文書をやはり窓口に来たときに、おたくは寝たきりで、はっきり言って要介護4ですねと、身体障害者の手帳持ってますか、持ってなかったらこういう制度がありますよということで、文書や申請書を置いて、やることによって、やはり行き届いた介護、そういう福祉のという問題になるんですが、こういう用紙を福祉部だけでも、国民健康保険はどうなっているのか、それから介護保険はどうなっているのか、もう様々な横のつながりがありますが、そういう内部的な横のつながりを具体的にして、こういう認定の説明書を窓口に置くような、やっぱり目につくところに置くような方法を検討していただきたいと思うんですが。

市長、事務的な問題ですから部長と協議いたしました。正式にこういう正規な文書がありまして、国からの、そういう部分については、やっぱりいろんな課にまたがりまますので、その辺、税務課に来て、こういう税金の滞納しとれば、こういうことによって少しはやっぱり課税が下がる場合もありますし、ぜひひとつ内部検討を縦横をびしっと整備できるように調整するように市長の方から指示いただきたいと思うんですが、いいでしょうか。

(市長佐藤善郎「……(聞き取り不能)」と呼ぶ)

じゃ、市長も同意をいただきましたので、そういう形で担当部で……。

副議長(大田勝義議員) 市長。

市長(佐藤善郎) ただいまの件でございますが、ご指摘の項はもちろんでございますが、そういう法の改正等については詳しく市民の皆さんに、できるだけ詳しく示せるように、内部的にそういう調整は十分努めさせていただきたいと思っています。

19番(武藤哲志議員) ありがとうございます。

それでは、副議長、2項目の回答を求めたいと思います。

副議長(大田勝義議員) 市長。

市長(佐藤善郎) じゃ、2項目の質問でございます。西鉄芝原10号線の踏み切りの件でございますが、平成17年の6月議会におきまして請願第2号として「市道(鶴畑-芝原線)と市道(芝原-朱雀線)を結ぶ、西鉄都府楼前10号踏切の現状維持を求め現状どうりの通行願う請願書」が提出されたことはご承知と申します。その経過、審査等の内容につきましては、十分承知いたしておるところでございますが、本市にとりましては、将来の南地区のまちづくりといたしまして、地区道路整備事業に取り組んでまいりましたし、県道観世音寺・二日市線の整備事業も今進めております。また、西鉄二日市駅の東口の開設等、将来まほろば号の運行を予定するなど、南の玄関口として整備することで事業の推進を進めて、これもまた努めておるところでございます。

その中での踏切の問題でございますが、統廃合が出てまいったところはもうご承知のとおりでございますが、地域の住民の皆様においては、従来にまして本当に生活の交通形態が変わっております。一部不自由をかけておることになります。本市の将来計画をぜひともご理解賜りましてご協力願いたい。よろしくお願いいたしたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） とりあえず地元の方が西鉄に請願を出したところ、西鉄としてもそれなりに4日の日に芝原公民館で説明を受けて、どうしても西鉄としては踏み切りを廃止したい。ただし、これは歩行者だけは通行できるんじゃないかと思うんですが、私の方にも再三地元の方が来ました。ところが、本当に西鉄のこの沿線にありますこの芝原の道路というのは、もう昔から狭い。離合ができるのが何か所かありましてね。皆さんも考えていただいたらわかりますように、JAの榎寺支店から西鉄二日市駅までのこの間というのは、本当に対向車が来ると待たなきゃいけない。それから、もし踏切に左折車がある場合、これ全く通行できない。それが、この榎社前と津田内科の前と2か所あるわけですね。

だから、どっからか来ても車が通行できないというのがあって、しかも朝なんかといえば、もう筑陽学園の学生さんがはっきり言ってもう余りにも遮断機下りたままだから、危ないと注意しても遮断機をくぐっていくというか、こういうことも再三見られますしね。当然、直進が優先でありますから右折車は、右折できないというか。こういう状況の中で、一番幅広い今の10号踏切が廃止されることによって、8号、9号がなお交通渋滞になるという、こういう問題はもう長年の問題として担当部も見ていただいておりますが、地元が要望しておったのが、西鉄としてはどうしてもできないということとなっておりますが、今後担当部としてはですね、今市長から具体的な回答もいただきましたが、当面する問題等はどうか考えておられるのかを聞いておきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今、市長が申しましたように、その10号踏切を使っている近隣住民の方には大変ご不自由をかけるということになります。本当に申しわけないなという気持ちでいっぱいでございますが、これからの、それこそ先ほど言いましたまちづくりのためにぜひともご理解いただきたいということで、これまでに幾度となくご説明申し上げてきたところでございます。

それで、前回請願が出ましたときにも委員会の中でご説明いたしました、芝原側の道路整備ですね、これはおっしゃるとおり非常に狭い、入り乱れておってスムーズな交通体系とは言えないということで、将来何らかの形で見直していきたいということで、建設部でもいろいろ検討を重ねておる現状でございます。

それで、今申されました、特に正式名称で鶴畑・芝原線と申します。その榎社側の8号踏切、それからその1つ手前に9号踏切というのがございまして、直接その10号から近いところは9号踏切でございまして、そこもそこに迂回していただいとはいえ、今のところ何ら手当てはしておりませんので、一応10月末ぐらいには今の延伸がつながりまして、先ほど言いました10号踏切では歩行者と自転車、そういう制限された道路になって、交通体系を再度確認いたしましてですね、車の、無理であれば何らかの形で滞留場所、そういうものがどうか検討を重ねなければならないと、そういうふうに思っております。暫定的ではありますが、そういう

考えてございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 見てわかるように、10号、西鉄都府楼前駅があって、それから1号、2号とずっと来て、西鉄二日市が最後の10号で、それから先はまた西鉄二日市1号踏切となるわけでしょうけど、現在の西鉄都府楼前10号踏切が車両がはっきり言って離合できる大変広い踏切です。ところが、その津田内科の前は8号ですが、これはもう離合できません。右折、左折車があれば、バックするかどうかしないと通れないという。それから、9号踏切が榎社の前ですが、これは離合できるけど左右の右折ができないという。だから、何らかの形で考えないといけませんので、できれば当初は10号踏切がなくなれば9号から芝原の人は入っていただくということですが、この離合もできない小さな踏切で、その辺には待機場所もないし、あの水路を改修とかですね、ちょうど踏切の前に昔はごみが散乱しないようにということでごみ置き場をつくった経過があって使われていないものがありますが、しかもそこは河川ですが、その辺にある一定待機ができるような方法的なものは早急に検討できませんか。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） ここでしますという即答はできませんけども、現地調査をして、そういうところも現地で確認いたしております。行政区の方とも協議していきたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ぜひ担当部としても通行関係をスムーズにするように、ぜひ前向きな形で検討していただきたいと。西鉄としては、当然1つ踏切をつくれれば2つ廃止してほしいというのが以前からあったようですけど、あれだけの踏切を通行できなくして、新たにまた踏切を広げたりすると5,000万円から7,000万円も費用がかかるということが考えられますから、そういう5,000万円も7,000万円もかけなくてもあいうごみの置き場、使われていないものをなくして、河川にふたをして、ある一定離合ができるように、そういう状況も内部検討しながらですね、スムーズに通行できるように検討いただくようお願いをしておきます。

それでは、最後の回答をいただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 3項目めでございますが、太宰府北寿苑の建てかえについてのご回答申し上げたいと思います。

筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合へ昨年の10月でございますが組合間での協議を重ねている中でございますが、事業費総額の軽減が見込まれること、あるいは年間維持管理費用等の低減が見込まれること、また現在望まれております自治体間の広域的処理につきましても、環境負荷の軽減等につながる等々から、組合加入の検討を依頼してきたところでございます。

若干時間が経過しておりますが、現在、筑慈苑施設組合と筑紫野市では山家地区開発委員会と協議が重ねられておまして、調整を図っていただいております。

本市といたしましても、その結果が出るまではいましばらく待つこととしておりますが、組合加入につきましては、組合間での協議に入りまして、方向性が見えてまいりましたら北谷区との協議や財政計画も明確にしていきたいと思っております。

なお、経過等につきましては、北谷区の方へもご報告をさせていただいております。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ちょっと市長、担当部にちょっといつき質問させていただき、それから市長にちょっと伺いたいと思っております。市長も施設組合の関係ありますが。

まず、先日私も質問したときに、担当部長が、具体的に回答いただいております、山家地区開発委員会に加入依頼をし、説明を行っておるし、北谷区にこうした動きを説明をしていると、早く筑慈苑に加入できるようにという形で担当部長から回答がっておりますが、いまだに山家と赤坂区ですか、ここからの回答がないという状況ですが、担当部長としては、向こうが、はっきり言って、地元11区と赤坂区ですか、そこがまだ結論を出していないという状況ですが、これがずうっと引き延ばされたらどうなるかと、担当部としては市長にある一定の報告を出さなきゃいけません、大体その引き延ばしは、もう1年以上たっている。さっきも言いましたように、協定を結んで2年半、それからその後にもまた2年たっていますが、いつまでも引き延ばすというのは好ましくないと思うんですが、判断をまず、先ほど市長が言いましたように、管理費だとか広域化、こういう状況の中で筑慈苑の方をお願いをしているということで、その部分で、いつまで、もうずるずる引き延ばされてでも待つのかどうか、区切りをつけるのかどうか、ここが基本になりますが、この辺いかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど市長の方から答弁がありましたように、現在は筑慈苑施設組合の方で鋭意、地元であります山家地区の開発委員会と協議はされておまして、我々太宰府あるいは大野城太宰府環境施設組合が直接的に地元であります部分との協議ができませんので、今はひたすら、筑慈苑施設組合の方が早急に山家地区開発委員会と折衝されまして、目的に沿ったような回答がいただければというふうに願っております。

現在のところでございますが、その地元地区であります山家地区の開発委員会で、山家、今おっしゃっております各区からの意見が集約されているというふうに伺っておりますので、その時期が来ましたら、筑慈苑施設組合の方から大野城太宰府環境施設組合の方に正式に回答があるのではないかとこのように思っております、今は筑慈苑施設組合と地元山家の推移を見守っておるという状況でございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長としてはね、管理費だとか広域化の関係、こういう状況で、できれば2年間ということで、さっきも言いましたように、平成18年と平成19年で、もう本来来年

の末ぐらいには、平成19年度末にはでき上がっているものがね、解体も何もしてなくて、そのまま引き続きお願いをしているところですが、もし加入が認められた場合、さっき言いましたように、この筑紫野市が建てた29億1,647万3,000円と、それから周辺環境整備費の18億円、これが、こういう言い方してはいけませんが、筑紫野市、春日市、今筑前町になっていますが、旧夜須町ですね、これは太宰府市と大野城市が入ってきてくれると、40億円の負担が、自分たちが今まで金を出してきたと、これはその分、入ってくるならば、私どもはそのお金が戻ってくる、これは貯金ができると期待をしているところですよ。ところが、私どもこの太宰府市と大野城市が入ろうと思ったときに、そういうお金はどうするのか、少なくとも単純に見て、6億円か7億円ぐらい要るんじゃないかと思うんだけど、決算書の基金見ても、そんなお金はないんですが、お金どうされます。

副議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 現在の状況がですね、組合加入の検討を筑慈苑施設組合へお願いしまして、先ほど言っておりますように、筑慈苑施設組合では、地元の山家地区開発委員会と鋭意協議を重ねられておりまして、協議も煮詰まってきつつあるようでございますので、その結果が出るまでいましばらく待つということにしております。

組合間での加入検討に入りましたら、費用面、今議員さんの方から出る出ておりますが、そういう数字も見えてまいろうかというふうに思いますので、方向性が見えまして、当然のことながら北谷区との協議が必要となります。そうしますと、まずはその北谷区の方と誠心誠意協議をさせていただきたいというふうに思っております。

そういうことから、現在のところは、まだ具体的にそうした組合間での協議に入っておりませんので、この筑慈苑施設組合へ加入するときの費用という部分が明確につかめていない状況でございます。

ご指摘の財政計画につきましては、加入の検討、協議及び北谷区との協議の進捗に合わせまして固めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなた方一生懸命苦労しているのよくわかるんですよ。ただし、今の答弁というのは、何かこう、悪い言葉で言うと、何かつかまえて、縄をなうというような感じがするんですね。

今私が言いましたように、早う言えば、施設はあれだけ立派な、私も見てきましたが、30億円をかけている、地元の環境整備費に18億円かけていて、そしてもう起債も全部終わったんですよ、筑紫野市は。何もかも、はっきり言って、40億円の借金、あれでき上がって、全部起債も終わった。だから、出したお金を、当然入ってくればその負担割が決まるわけですから、そういうものを、向こうが、じゃあ加入していいですよと言って、それからお金の計算をするなんていうのは、私ども議会としてはどう対応したらいいんですか。私どもは北谷に、早

う言えば、ずうっと計画をしてきて、議会に出された資料があって、具体的に、以前の担当部長は、総務部の政策統括担当部長の石橋部長さんが私どもに具体的に説明をして、議会に承認を求めてきております。本来は、もう工事着工しているはずですよ。起債も認められて、単年度少しずつでも負担をしながらやっていくというのを、せいじゃあ筑慈苑の方に加入認められれば、お金も分割で少しずつ払っていくようになるのかどうか。

さっきも言いましたように、筑紫野市と春日市と筑前町は、この2つの自治体が入ってくれば、持参金持ってきてくれるというような受けとめ方ですよ。それをね、加入が認められてからじゃないとわからないということは、私どもの議会として、予算審議や決算審議をする中で、それは先のことで、そのときになって皆さんに報告しますから、それまで待ってくださいなんていうのは、それは議会として、財政を審議している議会、あなた方もそれはちょっとお粗末じゃないですかね。当然加入するならば加入にはこのぐらいの金が要る、建てるとこのぐらいの金が要るというのは明らかにすべきじゃないですか。だから、私どもに出された資料の中には、財政問題何も書いていませんよ。

副議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先般の議会全員協議会の中で、ある程度数字的な部分は、若干説明をさせていただきました。要はですね、本来でありましたら、大野城市、太宰府市がこの北谷の北寿苑を建てかえるということで、るる先ほどから出ておりますように、その建てかえ期間中を筑慈苑の方にお願いをしたいということでお願いをしまして、双方の組合、大野城太宰府環境施設組合と筑慈苑施設組合が、その2年間の取り扱いを協議する中で、先ほど市長が何点が申し上げておりますように、そういうふうなメリットがあるということであれば、じゃあこの組合の加入ということについて話をしたらどうかということでございますので、その組合の加入を、地元であります山家地区開発委員会が、受けてもらえるのかどうか、受けてもらえるのかどうかということが今議論をされているところでございますので、だからその推移を見守りましょうと、そして受けてもらえるとするならば、るる出ておりますような建設費でありますとか過去の条件整備で、その中の幾らの分を大野城市と太宰府市が負担をするのかというのが、そこからのスタートだということで私どもは申し上げているわけございまして、だからそのあたりにつきましては、加入が認められましたら早急に大野城太宰府環境施設組合と筑慈苑施設組合とが協議の上に立って、じゃあいつどういう形で、幾らのお金をどういう方法で払うのかという部分は、その中で協議がされていき、煮詰められていけるものだというふうに理解をしております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなたのその熱心さはわかりますが、鶏が先か卵が先かじゃないんですよ、私が言っているのは、当然認められたときには幾らお金が要りますよというのは明らかにすべきじゃないですかと、今協議で加入をさせてくれとお願いしているから、それが決まっ

たら議会に報告するじゃなくて、もう大体の金額も全部わかっているんだけど、その金の手当では、それじゃ太宰府市の中でどこから出すのか、どう捻出するのか、建物を建てるために借金は国が認めるとかお金を貸してくれるとかじゃなくて、新たに施設に、でき上がったものに入れさせてくださいと言えば、はい、ただで入れますじゃなくて、幾らいただきますよと言われたときに、お金の出しようというのは、借りることができないんですから、どっから私は出すんですか、どのくらい要るんですかというのは、お願いした以上は計算だけはしているでしょうも。そんな計算もせずに、ただ入れてくださいだけでお願いするんですか。私はそこを聞いているんですよ。

副議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） どうも私の話し方が下手なもんですから、どうも理解がいかないようでございますが。私が申し上げておりますのは、組合加入を、筑慈苑施設組合が認めてくれるかどうかというのが今なんです。そして、認めてくれたとしても、大きな、それこそ聞かれんような、私どもつくった方がいいような条件でありましたら、それは当然のことながら、その組合には加入しませんよ、当然のことだと思いますよ。だから、そのあたりで、組合に加入を、今させていただきますということでお願いをしているわけですから、その返事を今待っている状況です。そして加入が認められるという形になって、じゃあどういう条件なんですかと、そしてそれを私どもと大野城市の部分の中で調整をして、組合同士で調整をしながら進めていくんですよという話をしておりましてですね、それを、そういうものを超えるよりももっとももっと、先ほだる市長が言う大きなメリットがありますということでございますので、もうしばらく状況を見させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 何かね、ちょっとその……、今の、あなたも一生懸命やっていることはわかりますよ。じゃあ、加入条件が認められた、ところがびっくりするような金額が言われた、それならやめておこう、それじゃ今までどおり北寿苑を解体してつくろうというような答弁だったんですよね。だから、向こうが言うてくるのは、新しく作るよりも安い金額で、早う言えば、加入できるんじゃないかというのが市長の答弁だったし、今までの経過ですが、だからやっぱり……、何をやるにもある一定の金額のめどは立ておかないとね、向こうから、それじゃ加入認めますよと言われたときに、お金の段取りはどうするのかと、私はさっきから聞いているんです。そのお金は太宰府市に、どこにあるのかと私聞いているんです。6億円、7億円かのお金は、土地区画整理の保留地が売れたお金、今基金として3億円ありますが、あれを全部使うとか、ねっ、財政調整資金として3億円あるとか、いろんな基金を全部取り崩して、ここに一時的に持っていきますとか、そういう方向性言わないと、向こうが加入条件を出してきて、それから財政考えるなんて、そんなことはちょっと私どもの議会の答弁の中じゃあ矛盾があるんじゃないですか。

(「副議長、休憩」と呼ぶ者あり)

副議長(大田勝義議員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 何度も申し上げますが、今のところはですね、さっき申し上げておりますように、筑慈苑施設組合の方が鋭意地元であります山家の開発委員会に調整をされておりますので、その推移を見守りたいと思いますし、いろいろ組合間の条件等々が出てまいりましたら、その条件の中の一つとして、支払い条件が出てこようと思いますので、そういうふうな支払い条件等々につきましても、十分に協議をさせていただいて進めるという形になるのかというふうに思っております。

以上でございます。

副議長(大田勝義議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 私やっぱりその今のね、これだけの公式の場ですよ、正式に市長さんが頭を下げて、筑慈苑にぜひ加入させてくださいと、大野城市と太宰府市を代表してですね、お願いに行った以上は、やっぱりその財政の裏づけぐらいいは明らかにするというのが基本じゃないですか。そういう決まってから議会に報告しますなんて。私はもうはっきり言ってね、筑慈苑じゃなくて、太宰府市と大野城市で長年、25年もお願いしてきた部分、大野城市は今後ごみの焼却灰の処理施設を大変な時間をかけてつくるということで、太宰府市が火葬、大野城市がごみという形でやってきました。北谷にもこういう形で44年間にわたる地元補償が、協力金も決まっているわけですから、当初どおり借金をしてね、少しずつお金を返していく。当初、はっきり言って、3億円ぐらいの補償で済まなかったんですよ、北谷をつくるときには。ここ皆さんおられるからわかりますが、私もこの北谷の火葬場の部分については、北谷に本当にお願いにも行った経過がありまして、こういう一生のうち一度しか利用しないというような施設でですね、においもする、煙も出るのではとか言われて怒られたことも、あなた方記憶あるでしょう。だから、そういうせっかく協定が整っているもの、これを破棄したって、それじゃこの協定の中では、あなた方が結んだ平成16年の協定は、ここの部分は破棄できませんよとか、そういう協議の段階で向こうが同意しなかったら、こっちの補償は3億円の補償が必要、そして向こうには40億円に対する加入分担金と今後の施設管理費と地元協力金として400万円の上乗せの問題、いろいろ両方、あっちを立てればこっちが立たず、こっちを立てれば問題は解決すると。この問題ははっきりしているんですよ。向こうを断って、こっちをきっちりと計画どおりやれば、何の問題も要らん。ところが、向こうに加入するばかりに、こっちには迷惑をかけるという問題があるんだけど。だから、こっちの迷惑はどうするのか、向こうに入る金はどうするのか明らかにしてくださいと言ってるのに、加入条件次第で検討して、やっぱりあきらめた、もとに戻すなんて、そんないいかげんな回答、私はないと思います。

副議長(大田勝義議員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) ちょっと私の発言に不適切な部分がありました、その加入条件云々という部分じゃありませんので、筑慈苑施設組合にぜひ加入をさせていただくという形で

進めておりますので、そのあたりは誤解がないようお願いしたいと思います。

それで、今武藤議員の方から出ておりますような、るる北谷区での経過あるいは北谷区でのまちづくり、北谷区での地元協力金、そういうふうなもの、総合的な部分を判断した上でですよ、総合的に判断した上で、24億円から25億円ぐらいかかるであろう新たな建設費あたりも総合的に見た上で、先ほど出ておりますように、組合間で協議をさせていただいて、幸いこのテーブルに乗かって、この組合の加入という話になって、今現在進んでいておりますので、もうしばらく推移を見守りたいというふうに思っておりますので、ぜひもうしばらく推移を見守っていただいて、そして具体化をしてまいる中では、当然財政計画も、当然のことながら立てますし、その支払い方法は、どういう形で支払っていくのか、当然のことながら立ててまいりたいというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をいただいて、そして筑慈苑組合の地元の山家地区の、いわゆる推移を見守らせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あのね、あなた方が、私どもや市民に財政問題を最優先していつも報告されているんですね。やはりお金をどうするかというのを、いつも私ども議会でも、財政問題というのは一番大きな問題ですが、ちょっとね、今、あと残り10分ですが、休憩してね、大体概算でいいからね、向こうの筑慈苑に加入するのに幾らぐらい要るというのは、ちょっと休憩して、回答いただけるかどうか、先ほどから時間かせ時間かせと、この前から言って、ずうっと1年半ですよ。だから、暫時休憩をして、回答できるかどうかをちょっと協議させてください。

（「はい、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

ちょっと10分でとめてくれるかね。

副議長（大田勝義議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時51分

~~~~~

再開 午後2時08分

副議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ただいまの件でございますが、今筑慈苑施設組合の方で鋭意地元の方に理解を求めて、協力を求めていますので、しばらくその推移を、しばらくは見たいというふうに思っておりますが、12月議会には何らかの形で方向性を話しできるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 本当大きな課題ですしね、地方自治の責務ですから、大変な財政が伴う問題で、当然依頼した以上の部分もあるだろうし、また地元では協定を結んだ経過がありますから、大変議会としても関心を持っておりますので、今私が質問した内容については、当然金額が明らかになることも好ましくないという問題も考えられますから、12月まで待ちましょう。そのかわり12月には、私も妥協してやったっちゃから。私が妥協するなんていうのはめったなことじゃないとですよ、本当。だから、12月には具体的なですね、やっぱり財政含めてどうするかということの回答をいただくということがいいですね。

副議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今の申し出について、最大限努力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市長、本当に大丈夫ですね、12月には。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） この北寿苑の問題は、議会にもたびたびご報告しておりますが、大変な問題でございますが、ただいま筑紫野市あるいは筑紫苑施設組合と鋭意努力しております。皆様のご期待に沿えるように最大限努力していきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） それでは、この問題については12月議会に再度質問をするという形で、もし事前に議会に報告があるならば質問いたしません、12月の当初ぐらいにですね、説明をいただければ一般質問しませんが、ない場合はまた新たに質問をするということで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

副議長（大田勝義議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま副議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目についてお尋ねいたします。

まず、財政についてお尋ねいたします。

バブル崩壊後、民間の企業は設備、雇用、債務の3つの過剰に苦しんでまいりましたが、企業はリストラなど懸命な努力をし、これらを減らし、利益が出る体質へ変えてまいりました。

一方、官の方は、改革なくして成長なしと、小泉内閣は構造改革を進めてまいりました。その評価については後世になされたいと思います。その構造改革の柱の一つに財政再建を掲げ、小さな政府を唱えられ、歳出の削減が進められました。特に、公共工事においては大なたを振るわれました。一方、地方公共団体に対する給付についても、三位一体の改革でこちらも大幅な削減となりました。

景気も回復はしてまいりましたが、税収を押し上げるまでには回復しておらず、地方公共団体の財政はどこも苦しくなってきました。そうした中で、財政再建団体に指定されることも出てまいりました。そこでは、一時借入金の操作で一見黒字に見せかけていましたが、実際は大きな赤字決算であり、その繰り返しで膨大な赤字を抱えていたことがわかりました。また、別の自治体では、歳入不足を補うため、予算編成の中で収入の当てもないのに空財源を計上してつじつま合わせをしているところもあると新聞に出ていました。

本市においては、決算書に出ているもの以外に、市債の発行、一時借入れ、外郭団体への債務保証等、隠れている債務はないのかお尋ねいたします。

次に、昨年9月に出されました行政経営改革方針についてお尋ねします。

本市の平成17年度の決算書が今議会へ提出されています。この中で、経常収支比率が、平成15年度は98.7%、平成16年度は98.6%と、0.1%改善されていますが、依然として非常に高い状態です。このまま行けば、本市も財政再建団体になるのではないかと危惧されているところだと思います。そうならないため経営改革方針が出され、財政の健全化へ取り組みが開始されたところだと思います。その財政経営改革方針は、平成23年度までを計画期間とされています。実施計画では平成19年度に97%との目標はありますが、計画期間の最終の平成23年度にはどのくらいを目標にされているのか。また、その間の歳入歳出の見通しについてはどのように見ておられるのかお伺いいたします。

次に、夏休み期間中の学校のプールの開放と学校運営についてお尋ねいたします。

今年の夏は例年になく暑く、猛暑でした。気象庁の調べでは、平年気温よりも1 高かったと発表されています。また、今年7月末に埼玉県ふじみ野市で女儿がプールの排水口に吸い込まれる死亡事故が起きました。プールの管理についてもいろいろ議論が起きました。

本市のプールの管理状況はどうなっているのか、排水口のふたの状況は確認されましたでしょうか。監視員の教育はきちんとなされ、危険箇所についての注意等の指示は徹底されているのか。

また、本市には7つの小学校にそれぞれプールがございます。子どもたちは水遊びが大変好きです。また、水泳は教育の上からも大事なものの一つだと思います。まして今年のように酷暑のときには、なおさら水が恋しくなります。残念なことに、7校のうちの1つの小学校では、今年プールの開放がなされませんでした。開放なされなかった理由はいろいろあるようですが、その理由の一つに、学校の予算が足りないのと聞きました。

そこで、以下についてお尋ねします。

公営のプールの管理状況は、特に埼玉県で起きました排水口のふた等について点検をされたと思いますが、その結果についてご報告をいただきたいと思います。

また、監視員の指導についてはどのようになされているのか。

学校のプールの夏休み期間中の開放はどのような仕組みで、その費用の負担はどのようになっているのかお尋ねいたします。

学校の運営費はどのようになっているのかお尋ねいたします。

再質問は自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まず、最初の財政問題についての質問でございますが、ただいまお尋ねの件でございますが、当市は議会の議決を受けております予算書及び決算書にあらわしておるもの以外の負債は一切ございません。予算特別委員会等につきましても、十分ご審議いただきたいと思っております。

次に、行政改革、経営改革の方針でございますが、計画期間の最終平成23年度にはどのくらいの経常収支比率を目標にされているのかというご質問だったと思います。

現段階での歳入歳出収支の見通しでございますが、平成19年度に5億円程度の財源不足を予想しておりますが、平成20年度以降は、団塊の世代の職員の大量な退職が始まると同時に、採用を極力抑えることによりまして、平成17年度を基準といたしまして、平成22年度には6.9%、約26人の減が見込まれるところでございます。市債の発行につきましても、公債費よりかなり抑えた20億円以下に抑制することによりまして、公債費の減少が見込まれること、また佐野区画整理事業の進行によりまして市税、特に固定資産税の伸び等が見込まれることなどによりまして、平成22年に向けて徐々に収支不足を解消するものと見込んでおります。したがって、経常収支比率につきましても、自ずと下がってくるものと考えております。

平成23年度の数値目標につきましては、現段階では国の動向が不透明な状況でございます。大変予想しにくい状況でございますが、しかしながら健全な財政状況を目指しまして、収入に応じた事業展開を行いながら、将来的には90%を目標に、少しでも近づけるよう努力していく所存でございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 平成23年度ぐらいには90%まで何とか回復するだろうということでございます。これは期待しております。なるべくこの経常収支比率が下がりますように、財政当局のご努力をお願いいたしておきます。

それから次に、公債費比率とか起債制限比率とかいろんな指数が出ておりますけども、この中で、本市の中でちょっと特徴的なものがございますので、これについてお尋ねします。

公債費負担比率が19.2%、公債費比率が18.4%と高い数値を示しておりますけども、起債制限比率が11.8%ということで、こちら辺がちょっと非常に低くなってございますけど、これについてはどのような数字のもとでこういうふうになったのか、ご説明をお願いいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 起債制限比率が現在のところ、少し今制度が変わっておりますが、借金をできるかどうかの目安となっております。これはどういうことかといいますと、起債制限比率については、私どもが借金をして元利償還金をお返しするお金のうち、地方交付税で見られる部分とか、あるいは補助金交付金等で見られる分については、抜けた数字でございます。も

う大ざっぱに言っているんですが、公債費負担比率というのは、そういうものもすべて含めた場合の金額でございまして、返すお金にほかからもらえるお金があれば、それはその分だけ楽になりますので、実質の借金の金額ということになります。それが起債制限比率ということでございまして、これが本来その公共団体で本当に税等で戻している金額と、比率と、そういうように見られていいと思います。

副議長（大田勝義議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） わかりました。結局、借金をしている比率は高いけども、返す分については、国の方の、何というか、交付金で賄える部分があるから、その分を引けば、起債をする比率については低いということで理解させていただいてよろしゅうございましょうか。

（総務部長平島鉄信「はい」と呼ぶ）

はい、そういうことで理解させていただいております。

それから次に歳入不足についてですね、平成19年度においては5億円ほど歳入不足が起こるということでございますけども、その後については少しずつ減っていくだろうということでございますけども、この歳入不足についての対応策といいますか、対策はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今非常に財政構造改革が変わってきております。非常に5年後、10年後の財政の状況というのは難しゅうございますけれども、しかしそれでもやっぱり計画は立てていかなければいけないと思っています。非常に難しいのが、例えば平成19年度、来年度ですが、大きく変わりますのは、地方交付税がですね、今いろいろ道路の長さとか面積、学校の数とかいろんな状況の中で、標準的なお金がどのくらい要るかという計算をしまして、実際に入ってくる税金、差し引きを地方交付税で見えておりましたけども、来年からはこれをもう荒っぽくというたらいいんでしょうかね、人口と面積だけで交付するというふうになっています。これはまだ算定の基礎も何もできておりません。これを、じゃあ我々はどう見るかということによっても、非常に心配するところでございますけども、こういう場合、一応今年並みぐらいに見て、平成19年度の収支見通しを現在立てております。それ全体が崩れずと非常に、余計に入ってくれば非常に助かりますけども、減額になれば、これはまた非常に苦しい台所になるという形になりますが、そういう形で平成19年度は、通常のやり方では5億円の歳入欠陥になるだろうというふうに考えておまして、これどうするかといいますと、今経営会議を何回も開いておりますけども、歳出削減をまずやろう、そしてストックの活用というようによく言っておりますけども、例えば不用の公共用地があれば売却する、あるいは税金で滞納の金額、あるいはいろんな料、保育料とかいろんな料金がありますが、その分については収入確保をさらに上げると、そういうふうなことを考えて、5億円でプラス・マイナス・ゼロにした予算が平成19年度にというような形になります。

市長も申しましたように、この四、五年先については、非常に太宰府市の人件費が経常収支

比率をかなり上げております。一番比率では多うございます。これはなぜかといいますと、職員が高齢化をしております。団塊の世代と言われます我々の世代が、ここ四、五年で六、七十人やめるとい形になります。そうしますと、若干職員の年齢、平均年齢が下がりますので、全国的な平均になるのかなと思いますけども、それに加えて平成18年度は職員の給料が4.8%引き下げられました。そして、大量退職によります職員の入れかえですかね、それにおいてもかなり金額が下がる。ましてや、今公務員で示されておりますのは、国家公務員で5%ぐらいの純減をしていこうというふうに考えていますので、我々もそれに乗じて、退職した数を採用するというでなくて、やはり効率化をしながら職員の数も減らしていこうと、そういうことで、高給料の人がやめる、あるいは職員数は減る、あるいは職員給与そのもの自体が、今既にもう5%減らしておりますので、これがずっと今からきいてくると、そういうこと。

それから、工事費についても、現在31億円の借金をお返ししています。これについて、非常に苦しい時期でございますので、その時期については、借金についてはできるだけしない。工事については、昔は補助金と言っていますが、国庫補助金のかわりに今交付金というのありますけども、交付金事業、国からお金がもらえるような事業をして、借金を減らしていこうということで、これを約20億円以内ぐらいにおさめようということにしますと、大体平成19年、平成20年前後ぐらいからかなりの公債費の償還が減ると。そうしますと、今、先ほど言いましたように、平成23年ぐらいには均衡するのではないかなと。そうしますと、今度投資的ないろんな経費に使えるのではないかというふうに財政見通しを立てています。そういうふうなことを堅持しながら、ここ三、四年は非常にやはり苦しゅうございます。それを乗り切れば、先ほどは民間の会社のお話をされましたけども、パブル崩壊後の企業は非常にリストラを行っております。今からこの太宰府市のリストラの始まりと、もう始まっておりますけども、進行させるという形になるかと思えます。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 今後の見通しについて、あと二、三年はちょっと厳しいけども、その後は何とか均衡がとれるような財政になるだろうという見込みでございますが、この行政経営改革方針の中でですね、補助金交付の適正化ということが掲げられておりますけども、この補助金交付の適正化、議会の方でもですね、いろんな補助金についての見直し等について意見がたくさん出ておりますけども、この補助金交付の適正化の中でですね、ここに書いてありますけども、交付要綱の制定、それから2番に補助金等検討委員会への第三者の登用、いわゆる外部から見てですね、いわゆる補助金の交付を検討しようという委員会だと思えますが、外部、第三者の登用ということで書いてありますけども、これについては現在どのようになっていますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在、ここ一、二年、補助金の要綱をつくらうということにしておりま

して、補助金については非常にできた歴史がございまして、一くりにできないというのがございまして、この要綱づくりに非常に難航をしております。しかし、何とか透明性が図れるような補助金にしようということで、やっと自分方で今要綱づくりを、原課の方で終わりました。これを先般の経営会議の方で各部長さん方に、それを理解して、今度は補助団体に、恐らくこれができますと、皆さんアップになりますよということにはなかなかありませんので、ご理解をいただくためには、やはり部長さん汗をかいて、市の財政状況あるいは補助金のあり方について説明をしていかなければなりませんので、情報の共有といいますかね、補助金のあり方について共有をしていただこうということで、部長を集めた会議を開いて、けんけんがくがくの論議をしていこうと思っています。これができ上がりましたら、皆さんにもこういう方向でいくというようなご理解をいただこうというふうに思っております、そこまでは済んでいます。それをやりながら、非常に内部的にこれを審査しますと偏りもできるのではないかなというようなこともありまして、その後には、これを外部の方の委員さんに見ていただくことも考えなければいけないなど。これはちょっと今するとまで言い切っておりませんが、そういうことも今後は検討していこうということでございまして、いましばらく時間がかかるのではないかなと思っています。補助金の要綱づくりはそういうふうな状況です。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 今原課で交付要綱については作業中であると、もうしばらくしたら提示できるんじゃないかということで。その作業の中です、この検討委員会へ当然上がっていくと思いますけども、検討委員会で第三者、いわゆる外部の方の参加がまだ実施されていないという、これは原課の方で作業が終わった時点です、ある程度、補助金等検討委員会の中に第三者の方を入れてですね、やはりこれを、交付要綱についてもですね、外部の、市民代表とか学識経験者あたりが入ってくると思いますけども、ここら辺を入れてその作業をされたらどうかと思いますけど、これについてはいかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これはちょっと2つの考え方がございまして、補助金というのは、首長のある程度の政策的な考え方があるという場合も多うございまして、それについてもう少し内部的に検討して、補助金要綱によって若干、一、二年走りまして、その内容によってやはりトップが判断すべきもの、あるいはその他について外部の目を通してやるものというように分かれば、そういう形にしたいと思います。

いずれにしましても、我々執行側としては、補助金のあり方については、公平あるいは事業等がスムーズに進むような、そういうふうな透明性のある補助金に持っていきたいというふうに考えておりますので、もう少し時間をかけたいというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） なるべくですね、公明というか透明性を持った、補助金についても執行をお願いしたいと思います。

それで、この中で、やはりそういうことをしながら補助金の削減を図るということでございますけども、補助金の削減について、ちょっとお尋ねします。

これも、ちょっと先の話になりますけども、平成23年度までにどのくらいの削減をされるかですね、ちょっと、まあこれも先のことで、なかなか見通しはできないということでございますけども、大体、削減についてですね、何%ぐらいの補助金の削減をしたいと考えておられるか、ちょっとお尋ねします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在のところ、平成17年度、平成18年度までにはこの程度という数字を示しておりますけども、平成23年度までにどれぐらいまでというところまでの数字はつかんでおりませんで、要するに補助金が適正に利用されているかどうか、あるいは今考えておりますのは、事業に対する補助金という形に今後はしていこうかなというふうに思っています、例えばその会を運営するだけということじゃなくて、こういう事業をするので、それに対する補助をしていこうと、そういうふうな考え方のもとに今検討いたしております。それを当てはめた場合に、どの程度になるかということについては、今後の試算ということでございまして、そうしますと、補助金はその事業に対して、補助したことによってどんなふうに変わっていったかというような、プラン、ドゥー、シーというんですかね、施策評価というのが出てまいりますので、今度その評価によって次年度はその率を変えていくと、そういうふうなシステムを考えようということにしてございまして、何が何でも20%削るとか10%削るとかということじゃなくて、有効な補助金になるような、そういうシステムづくりをしていこうと、それによって補助金がどれだけのカットになるのかということが決まってしまうのかというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 補助金の削減については、削減といいますが、削減される、まず市の方ですね、本体自身がですね、非常に苦しい財政状況の中でやってるのに補助金だけを温存するということもなかなかいかなんじゃないかと、やはり本体の財政事情に合わせて、あるいは補助金も見直して、ある程度の削減はされていくべきじゃないかと思っておりますけども、私が今手元に持っております資料によりますとですね、平成18年度と平成22年度を比べますと、若干補助金が増えているというような状況にあるようなんですが、これについてはどのようにお考えなんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これについては下水道の補助金でございまして、下水道を推進していく上で、市が負担すべきものと、それから受益者で負担すべきものというふうに分かれてございまして、その率に応じて私の方から補助金を出しておりますけども、その金額が増えてまいっている分でございます。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） その中に水道行政に対する補助金等が入ってるということでございますけども、ちょっとそこまでは私も調べておりませんので、それは……、はい、それで了解しておきます。

それで、この歳入不足についてですね、もちろん歳出の削減は行われていかなければならないと思いますけども、ここでもう一つ、歳入の確保もですね、やはり考えるべきだと思います。先ほどの部長の方の答弁ですね、歳出の削減、それから市の遊休地の売却、それから未収税の回収促進とかですね、そういう対策を立てられておりますけども、やはりこれらについては、何というんですかね、消極的な増収策だと私は思います。これは今あるやつを何とか活用していくということでございますけども、この市の増収を考えるとですね、やはり積極的な増収策を考える必要があるんじゃないかということで、積極的に考えるということは、やはり、これは言葉は悪うございますけども、これまでの行政はですね、大体どちらかというと、お金を使うことばかり考えられてこられたんじゃないかと私は思っております。これからは、やはり地方公共団体もね、言葉は悪いですけども、金を稼ぐという考え方も必要になってくるんじゃないかと思えます。

そこで、本市がですね、どのようにして収入アップをするかということになりますと、本市には年間に600万人の観光客がお見えになります。それから、国博が開館して先日200万人を超えたということでございますので、それだけの来訪者がおられますので、これらを何とか積極的に活用してですね、市の活性化を図って、収入増加策を考えられないかどうかですね、この辺考えておられるかどうかお尋ねいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは経営会議でも非常に問題になっておりまして、歳入確保をどうするかということで、みんなで論議をしました。昨年度は、やはり人口を増やすことが税収につながるのではないかと。固定資産税あるいは市民が入ってお見えになりますので、その市民税等が増えていく。そういうことで、太宰府市は区画整理をやっておりますし、今度新たに通古賀の方にも区画整理ができますので、人口増あるいは固定資産税の増が見えます。

それから、じゃあ観光客についても、600万人の観光客がおいでになっていますので、これについて何とか増収策はないのかなというようなことを考えております。

しかし、なかなかこのお金を集めるというシステムを、まだ考えついておりませんで、宿泊施設を誘致したらどうかとかですね、現に幾つかの問い合わせがあっているみたいで、そういうふうなこと、あるいはこのごろは、国土館大学が閉校をするというようなお話もちょっと伺っております、そこに工場ですね、誘致をしたらどうかと、工場立地というのは、工場が来ても、市の方では財政需要がない、要らないということですね。人口が増えれば、それだけの幼稚園が要ったり保育園が要ったり小学校が要ったりしますけども、そういうようなことも考えてはどうかというようなこと等、やっぱり我々もいろいろな知恵を絞って今やっております、そういうこともやっていこうと思っております。

本当に600万人、700万人来ていただきます観光客についても、何とか、集金システムというんですかね、そういうのがないかなということいろいろ考えておりますけども、今のところなかなかないということございまして、幸いにも歴史と文化の環境税で、その分について何とか埋め合わせをしているというのが今の状況でございます。

副議長（大田勝義議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 直接ですね、税収になるという方向はなかなか難しいと思います。やはり市の活性化をしてですね、そしてその中で、活性化することですね、やはり市民の方々の所得が上がると、そこに雇用機会が増えるというようなことですね、それが回り回って市税の増収になっていくんじゃないかということで、もう少し積極的にそういうことについても考えていただきたいと思います。

これは1つの例でございますけども、先日竹下にありますアサヒビール園にですね、ちょっと機会がありまして、あちらでちょっとイベントをやりました折に、あそこの支配人の方とお話しました折にですね、あそこは年間に20万人からの、いわゆる昼食等、飲食のお客さんがお見えになるということで、そのお客さんの中身は、どこから来られるかという、太宰府を見学して、そのお客さんがビール園で昼食をとられる、これが多いですよというような話ですね。そしたら、これ冗談で言ったんですけども、それならアサヒビール園さん、ひとつ太宰府にこのような施設をつくっていただけませんかと言ったら、わははと言って、それはちょっと考えておきましょうというような話でしたけども。やはり国博ができてですね、太宰府市に来られるお客さんの滞在時間が長くなっております。大体国博に行かれると3時間から4時間おられるということでございますので、午前中に現地を出られてですね、昼、昼食を太宰府のどこか市内の場所でとって、それから国博へ行って帰ると、または午前中に来て、昼食をとって、それからどこかよその観光地へ行くというようなですね、そういうことも考えられますので、やはりもう少し観光についてですね、あるいは、これはもうほかの議員さんからもたびたびご提言がっておりますけども、やっぱりそういうこともぜひ思い起こしていただいて、この600万人、700万人と言われる観光客の方を資源として、やはり市の活性化につなげて、やっぱり市の増収につながるような方策を考えていただきたいと思います。これは要望としておきます。

これで1問目を終わります。

副議長（大田勝義議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 夏休み中の学校プールの開放と学校運営についてお答えいたします。

本市での夏休み期間中のプール開放につきましては、学校とPTA役員、特に地区委員さんなどとの協議が行われております。その結果をもとにいたしまして、各学校の開放日が決定されている、そういう手続をとっております。

次の学校運営にかかわる内容等につきましては、教育部長の方から回答させますので、どうかよろしく願いいたします。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 初めに、学校プール排水口ふた等の点検結果について回答させていただきます。

プールの安全点検につきましては、今回の事件を受けました翌日の8月1日には、学校及びプール監視業務委託業者に、口頭並びに文書をもちまして排水口ふた等の点検確認を依頼し、その点検結果報告で安全が確認されたところでございます。

また、プール監視員には、口頭で監視業務委託業者を通じ、使用前及び使用後に排水口のふた等の安全確認を徹底するようお願いをしたところでございます。

次に、夏休み期間中のプール開放の仕組み及び費用負担でございますが、プールの開放に伴います費用負担、予算につきましては、プール監視のための業務委託料、水道代は学校教育課に計上し執行しております。各学校に配分した学校管理予算から薬品代を含みます消耗品費が支出され、夏休み期間中のプール開放を行っているところでございます。

お尋ねの小学校につきましては、平成18年度の学校管理予算が削減されたことを受けまして、学校長の判断として、PTAの役員会、PTA総会に諮られ、夏休み期間中のプール開放が中止されたものでございます。

年々厳しさを増します本市の財政事情から、今回のプール開放の中止など直接学校運営にかかわります予算が枠配分や一律カットなどの影響を受け、教育予算、学校予算の編成に大変苦慮をしているところでございます。

教育委員会としましては、今後ともなお一層教育予算の確保に向け関係部局と協議を行い、学校運営に当たりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 薬品代と消耗品代は学校で見てくれということでございますけども、今は、部長のご答弁にありましたように学校予算も非常に厳しゅうございますので、この費用もですね、一緒に監視員さんあたりの費用と一緒に市の方ですね、見ていただけるような予算措置の考えはできないんでしょうか、お尋ねします。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほど総務部長の答弁の中で、平成19年度には5億円程度の不足を予想しておるといふことの説明があったかと思えます。教育予算だけ減らしてくれるなというわけにもいかないだろうと思えますが、極力教育委員会、教育予算、減らさないように協議をしていきたいと思えます。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） その教育費については、もうちょっと学校運営費の中でちょっとお尋ねしていきたいと思っておりますけども、学校の運営費の中でですね、やはり現在の学校の状況を聞きましたら、非常にやはり学校予算を削られておられまして、もうぎりぎりの線かもうそ

れ以上、そのぎりぎりの線を越してですね、やはり学校運営を強いられているということで、先ほども薬品代、消耗品代は学校の負担でということで、今年プールを開放しなかったところにおいても、この費用負担さえも、これ聞くとところによりますと10万円かそこらだということでございますけど、この予算までも削ってやらないといけないような学校の状況だということ聞いております。そのようなことで、これ以上の学校予算を削られていきますとですね、これは、何というんですかね、学校教育、いわゆる教育レベルをも下げていかざるを得ないところまで、もうぎりぎりのところまで来ているということでございますけども、ここら辺については認識はしておられますでしょうか、お尋ねします。

副議長（大田勝義議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今部長も申しましたように、学校予算が非常に厳しい状況にあるということとは十分認識しております。そういう中でですね、どういうふうに予算を使っていくかということについて教育委員会、学校当局が特にだと思いますが、いろいろ考えながらやっているところではないかと思えます。

そういう中で考えていきますと、どの子どもも対象になっているような内容とか、教科指導上どうしてもやらなくてはならない内容とか、そういうふうな優先順位もその学校は考えられたんじゃないかと思えます。夏休み期間中のプール、残念な結果でございましたけれども、実質といたしますと、昨年の結果を見ても、地区からは大体1回平均二十二、三人の子どもたちの参加になっておるといようなこともありますのでですね、今までのようにどれもこれも全部していくというわけにはいけないんじゃないかというふうに思います。そういう中でですね、いろいろな運営をしておるといこともどうかご理解していただきたいと思えます。

また、質についてのいろいろな話題がっておりますが、直接私どもまだそこまでは聞いておりませんが、そういうことがないように学校長とも話しながら進めてまいりたいと思えます。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 非常に学校の教育、予算関係の分ですね、非常に環境が厳しくなっているということで、建物や設備にしましても、一番新しい東中学校でももう20年になりますので、建物それから設備等についても相当老朽化した部分が見られるということですね、やはり先生方は人事異動がありまして、やはりよそから来られますとある程度太宰府市は教育レベルも高いところであるというような認識を持っておられるみたいで、来られた先生方が、実際その学校に入られてみられて「わあ、こげなもんですか」といような感想を漏らされる先生もおられるそうでございます。やはりここら辺をですね、市の方もしっかり認識しておいていただきたいと思えます。

それからですね、やはり先ほども予算がないということでございますので、その予算がない分を学校はどのようにしてされているかという、ある部分では、保護者への負担をお願いしている部分もあります。これは、もう学校で見られないといけないけども、それももうどうし

ても予算がないから保護者の方へ負担をお願いしているものもありますということでございますけども、やはり義務教育でありますので、保護者へのやっぱり過度の負担を求めることはできないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺もひとつ学校教育についてはよろしく願います。

それから、今言いましたように、学校教育費の低減によりですね、そういうような学校のいわゆる教育環境が悪化してくる、そうすることで教育レベルが下がってくるということになりますと、これはただ単にその学校だけの問題じゃなくて、これは市全体の問題になってくると思います。いわゆる今の若いお母さん方といいますか、若い世代の方々がですね、学歴を、特に学歴をお持ちになっている世帯の方々が家を探される場合に何を見られるかといったら、この学校はどのくらいの教育レベルがありますかと。そして、どの学校校区になりますかということですね、必ずこれは聞かれます。ですから、物件を紹介するときには、そういうのもですね、きちっと網羅して、この場所だと、小学校はこの学校です、中学校はこの学校ですということで、そういうふうな家の選び方をされますので、これが太宰府全体がですね、そういうことで教育レベルが下がってきますと、そういう方々も太宰府市へ来られなくなります。そして、筑紫野市の方がいいから、そして大野城市の方がいいから、そしてそちらの学校に行こうということで太宰府市に来られなくなる。そうすると、若い世代の人たちが入ってこられませんか。そうしたら、市ですね、やはり活性化がそがれてきます。やはり若い世代の方々が市民として入ってこられて、それが基礎となって、やっぱり市の活性化につながってくると思っておりますので、ここら辺を十分考えて、やはり教育予算についてはですね、ただ単に一律的に今年ももう5%カットだから学校の分を全部5%だよというのでは、どんどんどんどん教育的なそういう費用が削られまして、いわゆる学校教材の中でも、さっき教育長も言われましたけど、優先順位をつけながら、その一番優先なところはどうしても残りますけども、そのぎりぎりのところですね、これを落としたりもうちょっと授業ですね、やはりもうレベルを落とさないといけないなど、もうその上のレベルまで落としていけないうような状態になると思っております。これはもう市の予算が非常に厳しいのはわかっております。ですけれども、やっぱり学校教育予算については、もう少し考えていただければと思います。市長も福岡市の教育長をされていたということを聞いておりますけども、ここら辺について市長のご意見はいかがでございますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 教育予算につきましては、市全般の予算の中で編成するわけでございますが、学校運営につきましては教育委員会の方で年間の授業計画あるいは指導要領等に基づく、また各学校ごとにも特色ある学校づくり等々教育委員会の運営があると思っております。そういうことについての創意工夫なり学校の努力は多とするところでございますが、費用の分担につきましても、全般的にPTA負担の軽減、これは長く叫ばれてきたところでございますが、今学校運営につきましても適切な予算編成がなされる、ただ全般的には非常に厳しい財政事情でござ

いますから、その間の削減、また効率的な運用等々、またむだのない執行等々につきましては今後とも努力していただきたいと、このように考えております。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） そういうことですね、やはり教育予算についてはもう一度考え直していただいて、やはりある程度の教育レベルが保てるような予算配分をお願いして私の一般質問を終わります。

副議長（大田勝義議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま副議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。

10月の障害者自立支援法施行に向けて、介護給付についての認定作業が行われていることと思います。1次審査におけるアセスメントは、その大部分が高齢者の介護認定と同じ設問であり、特に若年の知的あるいは精神障害の方々にとっては、マル、バツだけでは十分な回答ができないものとなっています。

6月議会で申し上げましたが、そこで大切になるのが特記事項への記述です。太宰府市では、1次審査の聞き取り調査を業者へ委託されたと思います。このことについて、前回私の質問に対して県の研修を受講した業者に委託するということでしたが、障害者にしてみれば、初めて会う調査員に自分の障害について細かなところまで理解してもらえたかどうか不安が残っておられると思います。現在までに市に対してどのような意見が寄せられていますか。また、初めての法の施行ですから、行政にとっても実際にやって初めて見えてきた問題点や課題点があると思います。行政としてはどのような点を課題としてとらえておられるのかお伺いします。また、対応について考えがあればお聞かせください。

次に、今回の法改正では3つの障害を統合することが大きな特徴になっています。しかし、これまで例えば身体障害の方だけを対象にしてきた事業所が精神や知的障害の方を受け入れることは非常に困難であることは想像にかたくありません。また、応益負担になったことによって通所を断念している障害者が出てきています。通所する人数が減少した上に、事業者はこれまでのサービスから新しいサービスへ事業転換を行わなければならないわけですが、新しい単価計算では経営が成り立たないという理由から、特に重度の障害者は行き場をなくすおそれがあります。また、事業所のサービスが採算性の高いものばかりに偏る可能性もあります。8月下旬までに各事業所が新しく提供するサービスを決定して県に申請を行ったと思いますが、今申し上げたサービスの偏りや事業所自体の経営について、行政では実態をどのように把握されているのかお答えください。

次に、地域活動支援センターについてですが、前回の質問に対して「つくしびあ」の名前が上がっていましたが、型、型、型それぞれの地域活動支援センターがどこに設置される

のかお答えください。

2点目は、今年から始められた予算の施策別枠配分の施策評価についてお伺いいたします。

施策評価を行うことは、職員の方にとって大変な作業であったと思いますが、それぞれの施策の目的、意味の達成度、また全体の施策の中における位置づけなどを再確認するための作業であるとも思います。

施策内容によっては、成果指標、目標値をつくるのが非常に困難なものもあったと思います。しかし、評価を行うためには一定の評価基準を設け、その達成度をはかっていかなければ目的や目標、課題などが見えてこないのではないかと思います。もちろん、市長の経営方針に基づくものですが、17年度目標値の低いものに対して、来年度は予算など一定の措置を行い、強化していくことですべての施策が平均的に達成していくと考えます。

そこでまず、17年度目標値を定めることができなかった施策に対してどのように指導されているのかお伺いいたします。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 自立支援法について3つのご質問があったかと思えます。

まず、1次審査、2次審査を経て、その問題点、課題点につきまして、現在において介護給付等の障害福祉サービスをご利用いただいている方につきましては、障害程度区分等を判定するための認定調査を民間の業者に委託して行っているところでございます。この委託した業者につきましては、以前から介護保険の認定調査なども専門的に行っている業者で、過去の実績や結果から見まして信頼のおける業者であると確信いたしております。

問題点といたしましては、利用者との日程調整が上げられておりますが、できる限り遅れがないよう鋭意努力をいただいております。また、この認定調査におきましては、利用者からの苦情や問題点等、現在のところは特に上がっておりません。このことから見ても、適正な認定調査が行われていると思っております。

次に、10月からの事業者の状況でございますが、市内にある施設を含めまして、直接施設からの相談や県の調査等でも新体制に移行するところと移行しないところもあり、様々のようでございます。市といたしましては、今までの福祉サービスの低下につながらないように、事業者並びに利用者の各種相談に応じまして、可能な限りニーズに沿った事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、地域活動支援センターの事業につきましては、現在、筑紫地区4市1町で共同して設置できないかを研究協議しているところでございます。このことが可能になりますれば、サービスの面で均等、公平な利点が考えられますし、経費におきましても軽減の効果も期待されますことから、緊急にこの協議を進めていきたいというように考えております。

また、最後の地域活動支援センターの型、型、型、それぞれ設置しなければならないものではございません。センター運営を選択して移行される事業の規模によって決まるもので

ございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） ここで15時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時05分

~~~~~

再開 午後3時20分

副議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 1次審査というのはですね、直接対象者の状況を知る本当に大切なプロセスだと私は思います。で、この1次審査の対象人数は、結局何名ぐらいいらっしたんでしょうか。

それから、それに当たってですね、6月議会で例えばその点字の資料など、各障害に応じて資料を作成していただくようお願いをいたしましたし、こちらの議事録にもあるんですが、そのとき部長からですね、そういった資料は積極的に資料もつくっていきたいと思っていますというふうに回答をいただいております。しかし、実際の1次審査において、その質問内容を点字の資料として配布したということは聞いておりませんが、いかがだったでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 9月までの1次審査の対象人員は80名でございます。約でございます。

それから、点字の分については作成をいたしておりません。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 前回6月議会で申し上げましたけれども、視覚障害者にとってこれから自分の生活を左右する認定を初対面の人との口頭での質問に答えることで決定されることが非常に不安だということは皆様方も十分に想像していただけたらと思います。なぜ前回の答弁でありこの1次審査に関する点字資料をつくっていただけなかったんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） なかなか点字というのは、選挙の投票用紙でもわかりますように、なかなか1人ではセットがしづらいつか、判定がなかなかしにくい面もございますので、そういったところは聞き取り等によって対応したいということも含めて、一応点字については作成をいたしておりません。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） アセスメントのことだけではなくてですね、例えばこの自立支援法についての概略ですら点字資料がないわけです。ですから、こういった資料に関してできる限り対応していただきたいということで、前回はそのように対応するというふうに部長お答えいただ

いております。これからでも結構ですから、せめてその答弁された内容についてはですね、できることはすぐには実行していただくように強く要望しておきます。

何度も申し上げますけれども、せっかく高いお金を出して購入された点字プリンターですけども、お聞きしますと仕様が大変に複雑で困難であるというふうに聞いております。ですから、例えば、使うことができる団体などへ無償で貸与をして、そして逆に行政の資料づくりなどをお手伝いいただくような、そういったご配慮をいただくようにもお願いしておきます。

筑紫野市はですね、対象者が大体110名から120名いらっしゃったということなんですが、1次審査を保健師などのこの市の職員が行っています。これは、経費削減と同時に行政職員が直接聞き込みを行うことによって職員の方が障害者それぞれの環境について理解が進み、今後の相談なども含めてお互いの信頼関係が構築しやすいという利点があります。

太宰府市は、委託料約260万円で業者の方に委託をされています。業者委託が悪いということではありませんし、調査に来られた方の対応が非常によかったと評価される方もいらっしゃいました。しかし、以前介護保険が導入されたときに業者が調査を行ったことについて、本当に公正中立の審査だったのか疑問視する声が出ていました。つまり、自分の事業所に有利なように認定を行ったのではないかということが指摘されたからです。障害者にとって、この調査は自分の今後の生活を左右する非常に大切なものですから、専門であると同時に公正中立の立場の人間に判断してほしいというのがその希望だと思います。こういった障害者の方々の不安に対して、執行部では今後どのように対応していただけますか。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） ただいまの質問につきましては私の方から回答させていただきますが、実は聞き取りにつきましてはですね、事前に委託業者の方とミーティングを行いました。そのミーティングの内容といたしますのは、今議員さんの方でですね、非常に懸念されております聞き取りの内容でマイナス面になるんじゃないかなという不安ですね、この件について私どもも真剣にですね、ミーティングをさせていただきました、決してこの聞き取りについてはマイナス面ではなくて、私どもは本当のことを知りたいためにプラス思考として調査を行ってほしいということをお願いしております、特記事項につきましてもですね、詳しく書いてほしいと。この特記事項といたしますのは、当事者の意見とかですね、あるいはまたご家族の意見それぞれを聞きながらですね、書いていく。現状はどうであるかという、その実態をですね、確実に把握できるために調査を行うんだということですね、しっかりミーティングを行いました。それで、お電話でもですね、親切に調査をしていただきましたというお礼の言葉も私どもの机の上に入ってきております。

また、苦情の方はですね、ほとんど入ってこないんですが、実は業者の方からですね、いわゆるその辺についての苦情がございました。先ほどの質問の中にありましたけども。というのは、やはり約束していた時間にですね、行ったけども来られなかったとかですね、あるいはまたキャンセルがあったと。これは、時間的にほとんど1日近くかかるものですから、キャンセ

ルがあれば1日むだになるようなところがあります。多くて2人の調査ができますけども。

そのようなこともございまして、業者とのミーティングはしっかり行ったつもりでございます。そういうことから、今のところ大きな不満とかですね、そういうものは入ってきておりません。そういうふうな状況でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） わかりました。

次に、2次審査についてなんですけど、その審査員は最終的にどのような構成になりましたでしょうか。この障害者団体から審査員にですね、障害者あるいはその家族を入れてほしいという要望が出されていたと思います。これは、市長の方に多分出していただくとおもうんですけども、これは障害者の生活実態を本当に理解している人が入っていないければ判断ができかねるところもあるという不安がとおりになるからだと思います。当事者といたしましても、例えば市内在住の障害者の方ということではなくて市外でも構わない。要するに利害関係がない方で生活状況をよく理解している方を入れてほしいという要望があったと思うんですけども、こういったその障害者の方々の2次審査に対する不安に対してはどのように対応していかれますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 2次審査におきましては、前回でも申し上げておりましたけども、筑紫地区4市1町で合同で立ち上げておまして、その中で太宰府市の方を2班つくっております。1つで5名ずつの班でございますけども、そこには、この前申し上げましたようにですね、いろんな資格を持った方々、福祉に関する資格を持った方々をですね、選定させていただいております。これは、家族会の方々とかですね、あるいはまた当事者に関係する方については、これはある程度国の指導がございましてですね、受益者あるいはまた何ですかね、本人に対してですね、間違いを生じる場合、結局えこひいきですね、悪い言葉で言えば、そういうことがないように、できるだけ公平な立場の方を選んでですね、そしてシャッフルして構成するということになっておまして、できれば私どももいろんな方々、それに詳しいご家族の方とかですね、そういう方もどうだろうかという話もあったんですが、それは先ほど申しましたように、あくまでも公平でなければならないというところからですね、私どももそれは遠慮させていただいております。

そういうことで、4市1町で県の方とすり合わせをしながらですね、メンバーを確定させていただきまして、そして太宰府の方でも同じように4市1町平均した方々が入っていただいている。いろんな作業療法士さんとかですね、あるいはお医者さんとか、お医者さんであっても精神とそれから内科、外科の方々、そういう方々も入っていただいております、バランスよく動いているんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） どういう構成メンバーなのかですね、障害者の方からお尋ねがあった場合等にすぐに回答できるように福祉課の方できちんとそれは準備をしておいていただきたいですし、もし積極的に事を進められるのであれば、そちらの方から、例えば身障団体ですとか手をつなぐ会といった、そういった団体等に事前にですね、こういったメンバーで2次審査を行いますということを案内しておいていただければというふうに思っています。

それから次にですね、太宰府市内のおいての事業者の実態についてなんですけども、先ほどの答弁の中でですね、現状維持、今のサービスを落とさないように目指していきたいというふうにご回答いただきましたが、既に経営に対して不安を訴える事業者から私の方に相談が寄せられています。事業者に対する県の説明会も行われていますけれども、今回の法改正は、事業者にとって改正というより全く新しい概念の法律だというふうな意見を聞きました。個別給付対応でノウハウのない事業に手を出すのか、あるいは地域活動支援センターとして補助金を受けなのか、障害者の生活に直結する、こういった事業者の経営方法やサービス内容に対して、もちろん県が指導してある程度ばらつきがないようにするようなところもあるかと思いますが、市としてはどのような対応を行っていかれますか。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 事業者におきましてはですね、事業所といいますか、その事業所あるいはその種類におきましては、非常に県の役割の方がかなり多うございまして、ほとんどその整備関係につきましては県が行っております。といいますのは、その事業所が今後どういうふうに移行していくのかという意向調書、調査ですね、この調査を県が行いまして、その中で渡邊議員が当初質問の中にございましたけども、支援センターに行くのか、あるいはまた就労の方の援助に行くのか、あるいはまた介助に行くのか、いろんな形で選択するようになっておりまして、その意向調査が県の方で行われておりまして、その意向調査によって市町村が通所される方々を紹介されるようなことですね、そしてまたそこで個人同士の契約を結んでいただくと、そういうお手伝いをするのが市の役割じゃないかなと思っております。そのことで、事業所の方からですね、市の方に経営に関しましての不安とかですね、そういうもののご相談とかはまだ一切あっておりませんので、その辺については存じ上げておりません。

今後におきましてですね、県の方からその一覧表が参ると思いますので、そのときに、こういうふうな種類の事業所があって、これだけのウエートがそれぞれあるんだと。ばらばらになっている、私どもとすれば一番いいのはですね、平均的にどなたでも受け入れていただけるようなですね、そういう施設の数があってほしいと、あるいはまたその種類があってほしいというふうに思ってますけども、結果的には今、県の方でその調査を行っておりますのでですね、それを待っている状態でございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） やはり事業者の実態としてはですね、今のこの認定作業が行われて、実

際にどれぐらいの障害者の方の認定が行われるか、内容によって事業者も当然提供するサービス内容を変えなければいけませんから、現段階ではその事業者自体がまだ提供するサービスを決められない。その認定作業が完全に終わってしまわなければそれはできないので、来年の3月31日まで待っているような事業者も結構いらっしゃるのが実態じゃないかと思います。そうすると、来年4月1日からがですね、また非常に混乱を来すことになるのではないかということをお私に非常に懸念をします。

こういった変化によって一番大きな問題なのは、やっと外へ出ることができるようになった障害者の方が、経済的なことや、あるいはそのサービスのカットによって再び引きこもってしまうということが怖いと思います。既に一部の事業者ではですね、通所者が数割減ったという報告を私は受けています。低所得1の方は6万円から8万円程度のその障害者年金の中から7,500円も出してその事業所に通うことはもうできません。そこで大切になるのが、この地域生活支援事業になると思います。これは、市町村が主体になって行わなければなりませんけれども、それに対する交付税が約2割削減されたというふうに聞いています。例えば、これまで市の施策として行われなかったこの地域生活支援事業の中の移動支援について今後具体的にどのような施策をお考えでしょうか。また、今後この地域活動支援センター型に移行したいという作業所などが出てくることも予想されます。こういった事業者に対して、市の補助金を補正して対応していくのか、それとも予算額相当の一定数でもう型はこれ以上受け入れませんというふうに打ち切ってしまうのか、どのような方向でお考えかお聞かせください。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、移動支援につきましてはどのようにされるかというようなご質問でございましたけども、既に私どもの方も移動支援というのは支援費制度の中で移動介護というような名称で行っているものでございまして、これの延長だということで私どもはとらえております。ただ、これは1つ変わってきたのが、地域生活支援事業の中に含まれてきたということでございますので、ホームヘルプの延長ではないということになってまいります。そういうことから、新たな事業としまして移動介護ということで支援事業を行っていくと。ですから、今までと変わらないということと考えていただいてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

また、予算面につきましても、その移動支援につきましては既に支援費の中で準備をしておりますので、そのまま移行できる状態でございます。

次に、支援センターの支援についてということでございますけども、この支援センターにつきましては、ただいま部長の方から答弁申し上げましたように、現在4市1町で合同で設置できるようにですね、何かできないだろうかということ考えております。前回説明を申しあげましたように、一つは「つくしびあ」という名前が上がったということで今ご質問をいただきましたけども、その「つくしびあ」も一つの対象としてですね、現在進めております。これは4市1町で支援をし合おうということなんですけども、当然この部分については型、型、型

というのがございますが、恐らく「つくしぴあ」は 型に該当するんじゃないかなというふう  
に思います。もしそういう形で「つくしぴあ」の方をお願いしようということ決定するなら  
ばですね、当然今までどおり4市1町の支援というのは続いてまいります。

また、国の方からも一定の補助金がございますので、それも活用させていただきます。そう  
いうことによって、経費負担をですね、4市1町で今まで負担しているよりもかなり有利なと  
ころが見れるんじゃないかなというふうなところもありますので、緊急に協議を重ねておと  
ころでございます。

また、そのほかにですね、今質問がありましたように、 型、 型、 型が出てきた場合は  
どうするのかということでございますが、原則的には国の方のこの自立支援法の中ではです  
ね、業者がそれを選定あるいはまた選択できるということになっておりますので、それを選択  
した事業所については十分調査を行いまして、それに見合うものであれば私どもとしても認め  
ていくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 確認をいたします。

1点確認と1点は質問ですけど、支援事業は新しい予算ではなく、今までの移動支援という  
かそれで対応していくということだったんですが、前回の6月議会でも申し上げましたけど、  
これまでのガイドヘルプというのは視覚障害者の方しか利用していなかったという実態がある  
ということで、答弁もそういう内容になっていましたが、実際にその移動支援が必要な方とい  
うのは、視覚障害者の方だけではない。それで、今の現状としては、そういうボランティアに  
頼っているような状況もあると思います。実際は、例えばそれがその以前の法律ですと、例え  
ば支援費でできるところをボランティアでやっていらっしゃった方とかいらっしゃったんです  
が、それは例えばですね、社協の中にそういったガイドヘルプができる方がいらっしゃって常  
時対応ができる体制づくりがあるとか、そういうものがないと、わざわざ事業所に行ってガイ  
ドヘルプを雇わなきゃいけないわけですよ。今回その移動支援というのが市の施策にな  
ってきているわけですから、もう少しほかの障害の方々も使いやすい移動支援の体制づくりと  
いうのを行政の方でも考えていただきたいと思えます。

それから、さっきの確認なんですけど、 型は「つくしぴあ」でわかったんですが、 型に  
ついてですね、今少人数で作業所をされているところで3月ぐらいまで動向を見守って、それ  
から 型に移動したいというふうに言われたときに、既に当初予算というか次年度の予算決ま  
っているわけなんですけど、それに対する補正をかけてでも対応していただけるというふう  
に考えてよろしいわけですね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） はい、全くそのとおりでございます。自立支援法におきましてそれを選  
択した事業所についての支援というのは、市町村としても義務づけられておりますので。た

だ、これが乱立するようなですね、あるいはまた意図的に困るような方法で設立される場合は十分私どもも考慮させていただくような形になります。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今申し上げましたこの地域活動支援センターというのを新しく立ち上げようと思った場合、今回のこの自立支援法では最低5年以上の実績が求められています。すなわち、この太宰府市内で実際に活動している団体には市や国から補助金を受けるための基準に該当できる団体がほとんどないということになります。しかし、障害者の人口は増加傾向にありまして、今後補助金を受け、活動を行いたいという要望はどんどん高まっていくことが予想されます。したがって、こういう団体についてはですね、こちらにございますけども、自治体が独自で行う自治体補助事業ということで対応していかなければなりません。これは、市の単費になります。そして、今後この要求は当然市に対して行われていくと思うんですが、どのような方向で対応していかれますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） まず自治体補助事業ということで今議員の方から出ましたけども、この自治体補助事業というのはですね、その前にこの施設が適切な施設であるかということ、県知事の方で認定をするようになっております。それによって、活動支援センターの型に該当するとかですね、あるいは型、型という形で形が決まってまいりますので、その後にはですね、その辺でかかってくるじゃないかと思うんですが。

実は、私どもが県の方で認定された事業所につきましては、先ほど申し上げたようにですね、自立支援法に基づいて支援を行うということになっております。それ以外につきましては考えてはおりません。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） ということは、今の段階では、この社会参加事業である自治体の補助事業については、予算面等での措置は考えていないというふうに考えてよろしいですね。わかりました。

しかし、もう一度申し上げておきますけれども、こういった要望は今後必ず高まっていくと思います。障害者の人口が増えている以上ですね、作業所がやはり身近に、以前の法律で言う作業所ですけども、作業所のようなものが身近に欲しいというニーズは当然高まってくるので、それは今後の課題として執行部には予算も含めて十分に考えておいていただきたいと思えます。

今回の法改正の特徴なんですけれども、年金以外の収入のない障害者でも応益負担ということがあります。そのために就労支援を行うわけなんですけれども、障害者側の支援だけでは実現することが不可能で、実際に雇う側の意識改革が必要になります。

そこで、総務部長にお伺いしたいんですけども、模範とならなければならないのが公共団体です。障害者団体からも働きたいけど働く場所がないという切実な声を聞きます。太宰府市では、障害者枠で採用された職員の方もいらっしゃると思います。しかし、障害内容によっては、一般事務などができない方もいらっしゃいます。こういった障害に対して、例えば清掃ですとか電話交換といった一定の業務について今後積極的に障害者の方を採用しようというお考えは現在お持ちでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 事業所については、障害者を雇用する枠というのが法律で定められておりまして、それに基づきまして太宰府市の現場に合った採用を考えていきたいということで今までもやっていますし、今後もそういう方向でやっていきたいと、そういうふうに思っています。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のお答えで、結局今までの採用はやはり一般事務というか、そういった職種の方が圧倒的だったと思うんですが、一般事務が例えばちょっと難しいような知的障害をお持ちの方とかですね、あるいは自閉症の方とか、そういった方とかでも対応ができるような職種、この中にはあると思うんですね。そういった職種に関して、今後その障害者に対して開放していきたいというお考えがあるかどうかをお伺いしているんですけども。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在ご指摘のとおり行政事務、本来の部分での採用しか考えておりません。ほかの民間でできる事業については民間でという建前を持っておりまして、そこら辺については正職員ではなく民間での活力を利用しようというふうな考え方でありますので、そこに正職員を充てるというところについては今のところ考えておりません。ご指摘のとおり障害者の自立支援という立場からすると、そういうことも今後考慮に入れなければいけないのかなというふうに現在考えているところでございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） その公務員として正職員として採用が非常になかなか難しいところももしかしておありになるかと思いますが、臨時あるいは嘱託といった形になるかもしれませんけれども、やはりその障害者の多くの方、働きたいという希望を持ってある方が非常に多くいらっしゃると思いますので、できるだけそういった門戸をまず公共団体が模範となって示して、それを民間企業の方にそういった意識づけを行えるような改革を行政の方も行っていただきたいと思っています。

最後に、今回の法改正ではいまだに厚生労働省からの通達が行われるなど職員の方もとまどうことが多いと思います。しかし、障害者の方にとっては死活問題に発展する場合があります。北九州市ですが、心情的な問題で生活保護の申請ができずに餓死するという非常に悲惨な出来事も起こっています。そんな行き違いが起こらないためにも、障害者の方の心の問題を

すね、真剣にとらえて、かつ的確なアドバイスができ、障害者の方と信頼関係が構築できる体制を特に窓口においてですね、つくっていただくように強く要望いたしまして1問目の質問を終わります。

副議長（大田勝義議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 2点目の質問に回答いたします。

行政評価は、成果指標によって目標設定を行い、年度終了時にどのくらい達成できたのかを実績として把握し、次年度の取り組みに生かしていくマネジメントの仕組みでございます。

本市におきましては、行政活動の基本となります総合計画の政策体系に基づいて、目的、手段体系に整理し、事務事業ありきではなく、事務事業を施策目的の実現手段として位置づけ、政策評価、施策評価、事務事業評価という階層別の評価を行っております。

また、行政評価を進めるに当たりましては、部や課という組織機構ではなく、政策評価は四役、部長で構成いたします経営会議、施策評価は施策統括課長、事務事業評価は係長、担当者層と政策体系に基づいた庁内各層の役割による評価を行っております。

目標値の設定につきましては、経営会議で議論いたします経営方針によりまして次年度に向けた施策ごとの成果とコストの水準について方向性を示し、施策の責任者であります施策統括課長において経営方針に基づいて関係課長とグループ討議を行い、市の役割や裁量性、市民との役割分担を検討、議論しながら方向を定めております。

その過程におきまして、施策統括課長が、専門家の指導、助言も得ながら施策にかかわる関係課長とともに施策の現状と課題を共通認識する議論を行い、目標値を自らが決めていくという新しい手法を用いることにより、行政評価への理解と認識を深めることができ、職員の意識改革にもつながるものと考えております。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回初めてこういった形で施策評価のこの表をいただいて私大体目を通して見たんですが、例えばこの高齢者福祉の充実というところがあるんですけど、これは高齢者の自立と社会参画のためには健康であることが必要であるということから、寝たきりの高齢者数とか要介護認定率というのがこの成果指標の中に入っているんですけども、これは私見なんですが、こういった今申し上げたような内容は、健康づくりと保健予防の施策の方にむしろ該当いたしまして、高齢者福祉というのは現在の指標の一つである生きがいを持って生活している高齢者数や、例えば給食サービスに対する満足度、高齢者世帯への地域への働きかけ、社会参画ができるためのきっかけづくりなど、より具体的な福祉サービスが求められているのではないかとこのように私は思います。

それぞれの施策に対してですね、こういった執行部の中でもいろんなご意見が出てくると思うんですが、成果指標が各施策の評価を行う上で本当に妥当なものかどうか、これはこういった形で再検証されるのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 施策を定めるときに各事務事業がそれぞれたくさんござ  
います。それで、その事務事業がその施策に合致するのか、それとかそこに入れることによっ  
て成果指標が非常につくりにくくなる、そういうことがありまして、最終的には総合計画の中  
柱に沿ってその事務事業をつけていったということでございますので、ご理解いただきたいと  
思います。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 総合計画、もちろんそれが市長の経営方針ですから非常に大切なことは  
わかりますけれども、やはりせっかくこうやって40の施策に絞ってやってあるわけですから、  
それぞれの施策が本当に効果的なものになるかどうかというのがこの成果指標のとり方だと思  
うので、もう一度そういったところをご議論をいただければというふうに思います。

次に、1項目めの質問にも関係しますけれども、例えば障害児・者の福祉というところでは  
ですね、成果指標を障害者の実態調査を取得するようにしていますけれども、実際にはこの実  
態調査というのは行われておりません。これでは、いつまでたってもですね、現実に基づいた  
施策を行うことができません。このほかに成果指標の取得を行っていない施策はなかったと思  
いますけれども、18年度予算にもこれ計上されていなかったんですが、他の自治体の実態把握  
などができていないものなどはありました。先ほど言いました障害者の実態調査などは予算が  
必要になるんですが、今後こういった施策評価を実施できるためのデータについては積極的に  
集めていかれるお考えなんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 施策と組織の関連につきましては、施策別一般財源枠を  
配分いたします。予算編成上こういう担当課で割り振りをしておりますが、それぞれいろいろ  
のところに関連が出てきますので、施策統括課長の判断によりましてそういう関係があるもの  
についてはヒアリングを実施したり協議をしたり行っていくように指導しておりますし、今後  
も指導していきたいというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは、福祉部長にお伺いしますが、この実態調査というのは、平成  
18年度の予算では私ちょっと見つけることができなかったんですが、行われる予定はあるん  
でしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 今回の先ほどの障害者自立支援法の中で、業者に委託する中での実  
態調査等を考えております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それは、1次審査ということになるんですね。1次審査の業者委託を  
する場合のその業者に実態調査もお願いをするということですか。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） それは、1次調査の方に委託する業者ではございません。新たに補正をさせていただいておりましたように、障害福祉計画の策定に当たります実態調査ということで、その中にその費用を充てております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） わかりました。施策評価を行いますと、必ずその課題が出てくると思います。この課題解決を行うために事務事業を見直す作業などが必要になるとは思いますけれども、現在このような作業はどのように行われているのか、また今後どういった計画で行われるのかお聞かせいただきたいとします。

副議長（大田勝義議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 先日経営会議を行いまして、おおむね施策ごとの順位を決めております。それをもとに9月末になるとは思います。再度経営会議を実施して、経営方針を決めるという形になります。

それから、施策統括課長が何と申しましても中心になります。事務事業、施策については、それで、来年度の予算編成に向けまして、研修ではなくて、施策ごとの統括課長による研修を3日間ですが、実施するようにいたしまして、その12施策について行うようにしています。そこで、その12施策についてはおおむね確定すると、どういうことをやっいていこうかと。そういうことで、学習を深めながら実践に取り組んでいきたいというふうに考えています。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今年度から始められましたこの予算の施策別枠配分というのは、やはりこの施策評価というのがもとになるとは思いますけれども、平成19年度の予算を考えるに当たって、この平成17年度の施策評価結果を執行部としてはどのようにとらえておられますか。

副議長（大田勝義議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） この平成17年度につきましては、結果としてこういう事業評価を行っておりますが、経営方針にきちんと位置づけをします、施策につきましては、投資を多くして効果を最大限上げる事業とか、効果は維持しながら投資も平行線でいくと、そういうものを見ながら予算編成をしていきますので、その中にこの事業評価の考え方も含めながら編成していくということになるとは思います。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 市長にお伺いしたいんですけども、市長の昨年度の施政方針の中で子育て支援については重要施策でやっていくということをやったんですけども、実際この施策評価、これ見てみますと子育て支援についてはいまだかなり評価が低いと言わざるを得ない状況だと思えます。平成19年度予算に当たってですね、その昨年度重要施策とされた内容がいまだにこの評価が低いということについて、市長は今後の経営方針としてどのように考えて、どのように実行していこうと思っておられますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま行政評価のあり方、結果等につきましては、回答のとおりでございますが、我々はあくまでもこの行政評価というものは大局的な見地に立って行政評価をし、それをどう施策として、また事務事業として実施していくか、その結果は何かということでございます。来年度予算につきましては、この総合計画と予算編成とは、合同でというか、予算編成と連携しましてその成果の指標に基づいた行政課題なり、あるいは行政の優先順位なりを判断するわけでございます。

ただいまご指摘の子育て支援等々の問題は、これはもう国家的にも新しい事業でございますし、そのためのいろいろの形の施策がございます。それを受けまして、本市としては新しい芽出しの事業としてどう取り組むか、これはまた市長なり行政評価の中での大局的な判断は、予算編成の中で十分検討してまいりたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この新しい施策別枠配分について、職員の皆さんは以前にない大変なご苦労をされていると思います。しかし、この方法によってこれまで縦割りや批判された行政機構の変化、費用対効果の充実が図れ、より効率的な予算執行が今後できるようになると私も考えています。皆さんの努力が来年度の予算に十分反映されることを期待して質問を終わります。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま副議長の許可をいただきましたので、通告に従い、住みたいまちづくりと市民参加、市民協働について質問いたします。

近年、まちづくりをその主体であり行政サービスの受け手である住民と協働して取り組んでいこうとする動きが各地で広がりを見せています。

さらに、まちづくり基本条例、市民参加条例など制定し、市政運営への参加、協働の仕組みを定め、住民の知る権利を保障するため情報公開を推し進め、情報を共有して地方自治の本旨の一つである住民自治を実現させていこうと積極的に取り組んでいこうとする自治体も増えてきています。

では、なぜ市民参加、協働が必要なのかということですが、その背景には、地方分権改革の推進により、それぞれの自治体は自己決定、自己責任により地域の実情に合った独自の行政運営をしていかなければならず、これまでのようにまちづくりを行政がすべて引き受けられなくなってきたという現状があるからだと考えます。

また、これまで市民の様々なニーズにこたえるために膨張肥大化した市の事務事業に優先順位をつけ、取捨選択をしなければ市の財政は成り立たず、市民と情報を共有し、市民参画、協働を進めなければ行政運営は成り立たない時代へととなってきたという厳しい現実もその背景と

してあります。

では、まちづくりとは何かということを改めて考えた場合、生き生きと活気があり、住んでよかったと言えるまち、誇りに思えるまちをつくっていくことだと考えます。

しかし、このように、住んでよかった、住んでみたいと思えるまちをつくるためには、これまでのような行政主導や行政依存、お任せ民主主義では実現困難であり、まちづくりに積極的にかかわり、まちのあり方を考え、意見を述べる、あるいは行動していく市民が求められ、そのような市民が様々な活動を通してまちづくりに生かされているという実感を持つことが何より大切であると考えます。

また、住民が積極的にまちづくりの主役として参加していく条件として、情報をどれくらい持っているのかということが必要になってきます。自分のまちの現状がどうなのか、どのような問題を抱えているのか、そのことが知らされ、まちづくりに参加していく仕組みがなければよいまちづくりは行えません。

さて、多くの自治体では、地域性や地域資源を生かし、様々な側面からまちづくりの取り組みを始めています。その中で、今大きな期待を浴びているのが、観光をテーマとするまちづくりです。

観光の語源は、中国の古典易経の「国の光を観る」にあるといわれます。その観光の原点に立ち返ると、ただ単に名所、風景だけの光を見ることだけが観光ではなく、その地域に住む人々がその地に住むことを誇りに持ち、地域を愛し、幸せを感じることによって、その地域が光を出すことができる、またそのようなところにおのずとだれもがその地を訪れたいものになるものである。そのように考えるとき、観光は国づくりや地域づくり、まちづくりと密接にかかわることが明らかであると、国の観光立国懇談会の報告書には述べられています。このことは、そこに住む人々が地域のよさを知り、新たな発見をするきっかけが必要であり、その場を提供する役割が行政側に今求められているのではないかと私は考えます。

このように考えるとき、現在太宰府市において開催されている太宰府発見塾は、太宰府の歴史、地域資源を知り、まちへの愛着を持たせ得る大きな意義深い事業だととらえています。250名にもなる人々が太宰府を知りたいと毎回集い、真剣なまなざしで学習をしています。そのような姿を見るにつけ、その学ぶエネルギーがまちづくりへの関心となり、さらには市民からも観光客からも魅力あるまちを自分たちの手でつくり上げていこうとする活動、すなわち協働へとつながるのではないかと考えるのは私一人ではないと思います。

このようなことを踏まえて、質問の第1点目として太宰府発見塾の目指すものはどこにあるのか、今後どう展開させていくのか、お尋ねいたします。

2点目は、総合計画の目標として掲げている市民と協働のまちづくりにおいて、その主体となる地域コミュニティや市民活動団体の活動に予算措置がなされている事業はどのようなものがあるのか、また市民参画の場としてどのようなものがあるのか、主なものだけご回答ください。

以下、再質問は自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま片井議員から住みたいまちづくりについてのご提言、またご質問ございましたけれども、我々といたしましては、ただいまご質問の中にもございましたように、今後の新しいまちづくりは市民の参画が必要であり、市民の協働事業であるということについては十分認識しておるところでございます。

また、地域づくり、これは市民の皆さんと一緒に参加して誇りのある、また自分たちが愛する住みたくなるまちづくり、これはコミュニティが基本にあるかと思うんですが、この地域コミュニティづくりの推進についても、いろいろの形のご指摘がございますが、今ご質問がありました各項目につきましては、まず具体的な内容につきまして部長から回答をさせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 1点目の太宰府発見塾につきましては、地域再発見事業などのまるごと博物館の諸活動を通して、ボランティアやNPOの育成、支援を図るなど、太宰府市まるごと博物館を支える市民ネットワークづくりの中核になるものと位置づけています。いわゆるまちづくりは人づくりであるとの考え方のもと、太宰府市まるごと博物館における市民との協働のまちづくりの土台となるものと考えています。

次に、2点目の地域コミュニティや市民活動団体の活動に対する予算措置について回答いたします。

地域コミュニティづくりにつきましては、地域コミュニティ推進事業支援補助金交付規則により、地域コミュニティ協議会設立に向けての活動に対して予算化を図っているところです。また、市民活動団体に対しましても、社会教育や文化振興など住民福祉の向上に寄与するため活動する団体への補助金等を予算化しております。

次に、市民参画につきましては、附属機関等への一般公募による登用やワークショップによる市民参画の機会を設けるなど市民参画を基本とし、広範囲な市民の意見を生かしていくため、市民意識調査やパブリックコメントなどを実施してきたところであります。今後もさらなる市民の声を生かした市民と行政との協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） では、太宰府発見塾のことで、ここでご確認したいんですけども、これは去年の平成17年2月から開催されていまして、200名の定員に対し約2倍以上に当たる500名もの応募があったと聞いております。まず、この数字がそうなのかということと、市内と市外のですね、大体のもし比率がわかっていたら教えていただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 確かに申込者は399名いらっしゃいまして、いろんな諸般の事情で定員として258名の方を平成17年度の発見塾の塾生として受講をしていただきました。全体的に見ますと、約7割ぐらいが市内在住の方というふうになっております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 実は、私もこれの受講生で抽せんで選ばれて行っておりますけども、それほど関心を集めた理由というのはですね、やっぱり太宰府の歴史に興味、関心があったことですね。それと愛着もあった。それと、皆さん今生涯学習をしたいという中で、知的好奇心を満たすものがあったということで動機は様々だと思います。それで、太宰府市ですね、いろんなシンポジウムや講演会開催において、様々な団体に動員をかけても、この数が集まるといことはなかなか苦労していると思うんですよ。その中で、この応募者数というのは大変画期的であったと私は思っております。

まちづくりに参加するきっかけというのは、やはり興味がある、関心がある、そのことから参加しまして情報を得る。そして、何かできることはないかというふうに必ず気持ちになっていくのじゃないかなと思うんですけども、このような点で発見塾というのは、まずその関心を寄せる人が多かったということで大成功ではなかったかと、最初のきっかけづくりとしては大成功ではなかったかと私は評価しております。で、今後ですね、さらに継続していくことが望ましいと思っておりますけども、今後継続する計画、そのあたりと、例えば今後の、今講義を受けるとい受け身の形なんですよ。講師から講義を受ける。そうじゃなくて、そこに来ている受講者を地域の例えば観光の担い手としてのリーダーとか、そういったふうに養成していくような形での講座の展開の仕方というのは何か具体的に考えていますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この発見塾そのものを継続するかというご質問ですけども、今現在も平成18年度も既に継続中でして、約186名の受講者によって日々計画を進めております。平成19年度につきましても、引き続きこの発見塾については継続をしていきたいというふうに思っています。

それから、2点目の今後こうした受講生、発見塾の卒業生についてのリーダーとしての養成の問題ですけども、当然こうした発見塾を卒業していただいた方につきましては、様々な地域のリーダーとして、あるいは将来のまちづくりのリーダーとして、いろんな場面で活躍をしていただきたい。この発見塾のメニューを見られても、特に議員さんご存じのとおり、単なる歴史の勉強だけではなくて、やはり地域のいろいろな自然、産業、あるいはその観光の問題とかいろんな課題をテーマにしておりますので、いわゆるこの塾生につきましては、卒業された方については本物の太宰府人になっていただきたく、この塾をやっているというのも一つの視点でございますので、今後引き続きいろんな場面で地域のリーダーとして活躍をしていただきたいというふうに期待いたしております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 今、部長のお答えのようにですね、本当この講義の中身はわくわくするような感動がありまして、毎回講義が楽しみです。それで、太宰府に対する愛着というのも出てまいります。これは私だけではなくて、ほかに来ている人もこういうふうなことは考えているんじゃないかと思います。

それで、確かにこの講義の中にはですね、まちづくりのヒントがかなりあるんですね。で、具体的な提言もあります。これをですね、太宰府の例えば外から来た観光客、また市内の方に具体的な観光めぐりのコースとしての提言として生かしていけば、すごくいいんじゃないかなと考えておりますけども、ただこの200名余りですね、受講者の方をやはりせっかくこれだけ集まった人をどうするかというときに、やはり今太宰府館でやっておりますけども、その方たちが集まって討議したり議論したり、そういう拠点が必要ではないかを感じるんですよ。そこに行けば、太宰府のいろんなことがわかる、市外からもわかる、そういった拠点というのは、何も大きな箱物をつくる必要はなくて、そこに行ったらいろんな情報が得れる。そういったことも今後必要ではないかと思うんですけども、その点について、もし計画があるとしたらお知らせいただきたいし、どのように思われるか、ご回答ください。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 実は、平成17年度の終了時にアンケート調査を行いました。その中でも、やはり塾生の中では、この発見塾を卒業した後については、いわゆる観光客への案内でありますとか観光客のもてなし、そういう事業にもかかわりたいというふうな意見もございました。それらを受けまして、市といたしましてもやはり拠点となる場所、俗に言うたまり場みたいな情報交換ができる場、あるいはそういういろいろなお互いの活動ができる場の拠点としての必要性は十分感じております。将来的には一つの場所として太宰府館でありますとか文化ふれあい館、あるいは国立博物館の中でもそういう雰囲気づくりというのはできるのではないかというふうに思っておりますので、今後そうした方向の中できちとした位置づけも検討はしていきたいというふうに思います。

副議長（大田勝義議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） そのところは前向きに検討していただいてですね、自分の意思で応募してですね、こういう活動に出ている方というのはすごくエネルギーを持った人ですので、やっぱり大事にして今後の太宰府のまちづくりに生かしていただければと思っております。

太宰府発見塾での質問はこれで終わって、あと地域コミュニティのことで少しお尋ねしたいんですけども、地域コミュニティとかNPOなどの市民活動団体というのは、まさに市と協働のまちづくりを進めていく上での役割を担っていると思います。で、その団体に対してはですね、公益上、必要があり、また行政目的を効果的、効率的に達成していると市は認めておりますので、補助金など、寄附を受けておりますけども、その補助金がですね、市民との協働という視点から体系化されて、あるいは一本化されて集約なされているのかどうか、そのあたりについてご質問いたします。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 先ほどもご回答いたしましたように、市民活動団体等にそれぞれの事業目的に基づきまして補助金等が交付されております。

地域コミュニティにつきましては、この間議会でもいろいろご質問いただきまして、具体的に見えない、なかなか進まないのはどうしてかというようなご質問をいただいております。その中で、やはり行政として地域コミュニティをどう進めるのかという枠組みをまず総合計画の中でもお示ししております。具体的にお伝えしていくには、やはりそういう一つ一つの事業が成果目標として、この地域コミュニティづくりと一体となって進められていくということを市民の皆様方にも認知していただく必要があるだろうということで、行政内部のいろんな地域に対する補助とか団体に対する補助とか、そういうものを今集約しておりまして、今後行政内部でいろいろな議論を重ねながらですね、地域コミュニティづくりを担う事業はどういうものがあるか一定整理しながら、もっとわかりやすくですね、市民あるいは地域の方々にお伝えしたいということで今調整を図っているところです。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） このですね、総合計画の中で太宰府市が3つのプロジェクトを進めていく中で、その基本となるのはやはり市民と行政との協働、連携というのがうたわれています。ですから、全部の施策にですね、この市民と行政との協働、連携ということがないことには進まないと思います。ですから、この施策評価ですね、この中にも市民の役割、行政の役割ということが必ず項目として問われています。

ですから、やはり補助金についてはですね、さっき中林議員の質問にも関連があると思うんですけども、ただ申請書を出して補助金がもらえるからもらうというような感じで市民がやっている部分もあると思いますので、そうじゃなくて、その補助金はですね、どういった目的で、あるいはどういったメッセージでもらっているのかということをして市がきちんと伝えていただいて、住民との協働または住民自治ですね、社会福祉の推進の必要性から支払われているということを少し市はきちんと伝えていく必要があると思います。

本来なら、この補助金団体についてはですね、一番望ましいのは、もう公開が私は一番いいのではないかと思います。公開することによって、やっぱり市民の合意が得られて、この団体はやはりきちんとした活動によって協働の精神でやっているということで、皆さんから認識を得ましたら堂々とできますし、そこら辺をすることによって、やはり補助金の意味というものなしていくのではないかと思います。

この補助金というか、市民と協働の観点からでもう少し財政的というか、支出している項目とかを整理して集約されて、きちんと協働のまちづくりということを体系化していただきたいと、これはお願いしておきたいと思います。

それと、ここですね、市民参画、協働を進める上で、市には市の言い分があって、市民には市民の言い分があって、お互いがすごく信頼関係がないというのがあるんですよ。市民の場

合には、やはりなかなか自分にかかわることはすごく関心を示す。例えば、マンション建設とか、そういったことになってかわりがあるんですけども、全く自分の関係ないところは関心を示さずというのは、これは仕方がないところがあるんですけども、市民のですね、責任を言う前に、市の役割というのがあると思うんですけども、市が市民協働のまちづくりを進めていく中で一番必要なのは、その制度、仕組みではないかと思うんですけども、その制度として私最初に言いました、例えば住民自治基本条例だとかまちづくり条例だとか、いろんな部分があるんですけども、その条例ということをまず外してですね、市民参画を推進していくために庁舎内のきちんとした一本化というか、どこが統括しているのかと、そういったことが私、組織図を見たときになかなか理解できなかったんですけども、ほかの市町村を見ましたら、市民と協働推進室とかですね、市民参画室とか、あとまちづくりだとか、いろんなのがあんですけども、市がその市民参画を推進するというを統括して受け持っている部署というのは、今はどこになるんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 今、議員からご指摘もありましたように、1つは補助金の体系化、事業の体系化、それから行政内部の組織の体系化といういろいろな問題があると思います。この間いろいろ機構改革等を行いながら、市民の方にわかりやすい名称とか組織とかを工夫してまいっておりますけれども、先ほど言いましたように市民と行政との協働ということプロジェクトの一つに掲げております。

じゃ、その地域コミュニティを進めるためのそのいろんな施策がどう体系づけられているのかというと、先ほども一部ご回答申しましたように、まだまだ不十分だと思っています。それで、市民参画という視点においてはですね、それぞれの所管の中でそういう視点を持ちながら、男女共同参画もそうですけれども、附属機関等を設置する場合は広く委員には市民公募を行うとか、それから総合計画をつくる時にはパブリックコメントをいただくとか、そういうものを職員それぞれが視点に置きながら今現在進めている段階でございます。

助役もこの一定プロジェクトについては、組織の横断的な考え方も必要になるだろうということを書いてありますので、今後組織内部でそれぞれの部署で検討を加えながらですね、より市民にわかりやすいような体系づくりをしていきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 市民との協働を担うその役割として、NPOだとかの団体ですね、それと地域コミュニティ協議会というのが今後なされていったら、そこも役割を担うんですけども、その中でですね、やはり難しいのは、地域コミュニティというのは、自治会がありまして、これは地縁団体といって、そこに住んでいる人たちが集まって、かなり何十年も歴史があるところもありますし、ボランティアというのは自分たちが一つの目的に向かって集まった団体ですので、地縁ではない団体ですね。で、その自治会だとかの地縁団体とボランティアとか団体の間の連携というのがなかなか難しい。やっぱり自分たちのことは一生懸命やるだけ

れども、横のつながりをするとき、そこが難しいということがよく言われるんですよね。そのときに、やっぱりそのコーディネートするような専門的な人材が必要になるということを知っていますけれども、それを果たすのはですね、やはり囑託でそういったまちづくりの専門家だとか協働をするような、わかるような方を入れるのもいいんですけど、やっぱり情報を一番多く持っている市の職員の果たす役割が大きいと思うんですよ。そこにですね、やっぱり市の職員を配置して、市民団体へのアドバイスだとか横と横をつなぐとか、そういった方を配置するようなことは考えられないでしょうか。やはりどうもそこら辺で人材というか、やはり人が不足しているような気がすると思うんですが、その点についてはどのように考えますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 今後、市民と行政の協働を進めていくには、この地域コミュニティ、いわゆる私どもとしてはエリア型コミュニティということにとらえております。それから、様々な主体となってそういう地域活動をしていただく人材を育てるためには、NPOの法人化とかボランティア、こういうテーマ型のコミュニティ、そういうところが一体となって進めていかないと、なかなか協働のまちづくりは進まないだろうということを知っております。

それで、本年4月にNPOボランティア支援センターをいきいき情報センターの中に設置いたしました。この運営に当たっては直営で行っておりますけれども、今ご指摘のように、職員がそういうボランティアのコーディネートとか地域の活動のコーディネートなり支援なりができればよろしいんですけども、なかなか困難な部分もあるという判断をいたしまして、ちょうどそのときに市民の方々がそういう行政が担えない部分もフォローするような活動をしたいということで、NPO法人を設立されました。名称は太宰府ボランティアネットと申しますけれども、そういうところでですね、このNPOボランティア支援センターの運営を委託することについて内部で議論を重ね協議をしました。いろんな実践もありましたので、まず今年の4月からそこに委託をして、業務委託をして今実践をしているところです。そこで、いろんな講座とかリーダー育成の講座みたいなものを開催していただきながらですね、つなげていっております。

職員を直接配置するかどうかについては、私としてはそういう専門的なところも欲しいというのがありますけれども、いろいろ限られた人材もありますので、今後庁内でもいろいろ意見交換をしながら検討させていただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） すべてをですね、やっぱり実現していくには、財政という大きなハードルがあることは承知しております。その中でも一つずつ新しい施策とか取り入れているわけなんですけれども、先ほど太宰府発見塾とも共通することは、やはり何かをするときに、その集まる場というのはかなり必要になってきますよね。NPOボランティア支援センターが今年で

きていますけども、このNPOボランティア支援センターの場所も含めてわかりにくかったり、それとかNPOボランティア支援センターがあるということをですね、知らない市民もやっぱりいたりして、例えば市の中の公共施設とかですね、1階の受付とかいろんなところで、この場所とかを知らせるチラシとかは置いてありますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 開設に当たりましては、市の広報で広報したところでございます。

それから、一般紙にもぜひ取材してほしいということで情報提供いたしましたけども、残念ながら春日市のボランティアセンターみたいに取材を受けなかったのが、一定周知がなかった部分がございます。

チラシにおいては、当然パンフレット等を作成して置いております。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） やはりこの場所が何か私はわかりにくいなあと思ってですね、この中にですね、これ総合計画の中のいろんな資料編の中に意見があるんですけども、その中でですね、最高の広報機能の充実というのはですね、市民の中に職員が出向いて市民とコミュニケーションをとるとというのが一番だということを書いているんですよ。それで、市民と協働のまちづくりが実現するということを資料編の中に書いております。ですから、協働のまちづくりという大きな目標がありながら、やはりコミュニティ推進協議会もなかなか進まない。で、ボランティア団体の横の連携もしないと、それは市民だけの問題でなく、やっぱりコーディネートするとか、やっぱり市の職員がその中に行って実際に出向いてですね、どうなのかということをやったり情報をきちんと持たないことには、なかなか広がりが無いと思うんですよ。ですから、今例えばNPOセンターだとかですね、地域コミュニティ推進協議会において、市の職員が出向いて調査するとか、そういったことというのはなされているのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 市民の皆様方に認知していただくための広報活動についてはやっているところでございますけども、今ご指摘のように市民と行政の協働という、このキーワードでいくなれば、市民と行政の情報の共有化というのは当然重要なファクターを占めますので、今後も積極的にご指摘の啓発あるいは周知に努めたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） やっぱりハードを整備するよりも、やっぱりさっき言いましたように地域づくり、まちづくりはもう人になりますので、ここで市長に最後にお尋ねしたいんですけども、そういったまちづくり、あるいは市民との協働ということにおいて、そういう人材を配置するようなことについて、市長はどのようにお考えなのかをお聞かせください。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 地域コミュニティづくりの推進でございますが、もうこれはご承知のように第四次総合計画の3つの柱の一つにしておるところでございます。

この目指すところは、おおむね小学校区をエリアとするような地域住民の地域づくりを目標ということでございますが、ただいま片井議員がおっしゃる太宰府のコミュニティづくり、大きな柱は市民一人ひとりが住んでおるこの太宰府のまちを愛し誇りを持つ、そういうような仕組みをつくるご提言だと思っておりますが、それについては、それぞれのサークルなり団体、NPOを含めた活動団体がありますが、その全体を通じての市民の皆さんの一人ひとりのそういう活動の中から醸成されてくると思っております。

太宰府発見塾につきましても、一つの文化、それから太宰府の歴史を知る地域の博物館、まるごと博物館等々の知識をもっと豊富にするとか、そういうのは一つの大きな起爆になっておると思っております。

そういうトータルの中から、まず市民一人ひとりが自分の住んでいるまち、住みたい、愛する、誇りに持つ、そういうことをするのはコミュニティの基本でございますが、今ご指摘の組織等につきましては、今地域コミュニティづくりの担当部長を設置しておりますし、その中で今後具体的な組織づくりについては努めてまいりたいと、かように考えております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 太宰府にはすばらしい地域資源があり、また大学も多いということで若い人もいます。ですから、やはりせっかくある資源を生かしていくためにはですね、コーディネート的な役割をするのは、私は情報が多い市の職員が担ってもいいのではないかと思います。で、そのあたりをきちんと予算だとか人的配置をですね、考えていただいて、できるだけ市民と協働のまちづくりを推進させていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

副議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は明日15日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後4時30分

~~~~~

1 議事日程(4日目)

[平成18年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成18年9月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	後藤 邦 晴 (3)	<p>1. 高雄公園にかかる整備運営について</p> <p>(1) 公園整備と運営について 最終設計の内容について伺う。 今後の具体的な公園運営の計画を伺う。</p> <p>(2) 公園周辺整備について 周辺の道路(溝尻・高雄線)の整備について伺う。 通学路整備との関連があると思われるが、安全面を含めて現在の状況をどのように認識されているのか伺う。</p> <p>2. 地区公民館補助制度について 地区公民館は築20年から40年がほとんどであるが、その増改築事業の補助について伺う。</p>
2	清水 章 一 (13)	<p>1. 障害者自立支援法について 市町村は、障害者の自立と社会参加を基本とする基本法の理念を踏まえて障害福祉計画を作成しなければならない。その柱の一つに「地域生活移行や就労支援等のサービス基盤の整備」が掲げられている。今後の施策の展開について伺う。</p>
3	福 廣 和 美 (17)	<p>1. 市民サービスについて</p> <p>(1) 窓口サービスについて伺う。</p> <p>(2) 出張サービスについて伺う。(まほろば号路線を含む)</p> <p>2. 飲酒運転撲滅について 市職員及び市民への啓発について、市長の考えを伺う。</p>
4	橋 本 健 (4)	<p>1. ペットボトル回収における市民啓発と指導について 春日大野城リサイクルプラザにごみとして出された本市のペットボトル・トレイ専用袋の状態は、他市に比べ非常にマナーの悪さが目立ち恥ずかしい。ルールにのっとった正しい出し方を指導し、市民へ理解と協力を求める必要がある。行政として今後どのような対策を講じられるのか伺う。</p>

5	田川武茂 (16)	1. まほろば号高雄地区乗り入れについて 現在のところ高雄地区以外全地域に運行されている。まほろば号の高雄地区への乗り入れについて伺う。
6	山路一恵 (11)	1. 福祉のまちづくりについて これからは医療費を抑制するという観点から、保健事業、介護予防等に力を入れていくべきである。 保健事業、介護予防、生きがい対策、について伺う。
7	門田直樹 (6)	1. 住宅地の公園整備について 公園が全くない団地がある。小さくてもいいから高齢者や乳幼児を持つ母親が徒歩で行ける広場が必要ではないか。 2. 年金センターの今後について 国民年金健康保養センター太宰府は12月に一般競争入札、平成19年1月に引渡し、同年3月には従業員全員解雇とのことである。今後の見込みや従業員再雇用の可能性について伺う。

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井智鶴枝 議員	2番 力丸義行 議員
3番 後藤邦晴 議員	4番 橋本健 議員
5番 中林宗樹 議員	6番 門田直樹 議員
7番 不老光幸 議員	8番 渡邊美穂 議員
9番 大田勝義 議員	10番 安部啓治 議員
11番 山路一恵 議員	12番 小柳道枝 議員
13番 清水章一 議員	14番 佐伯修 議員
15番 安部陽 議員	16番 田川武茂 議員
17番 福廣和美 議員	18番 岡部茂夫 議員
19番 武藤哲志 議員	20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(30名)

市長 佐藤善郎	助役 井上保廣
収入役 松島幹彦	教育長 關敏治
総務部長 平島鉄信	総務部政策統括担当部長 石橋正直
地域振興部長 松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 三笠哲生
市民生活部長 関岡勉	健康福祉部長 永田克人
健康福祉部子育て支援担当部長 村尾昭子	建設部長 富田讓
上下水道部長 古川泰博	教育部長 松永栄人
監査委員事務局長 木村洋	総務課長 松島健二

財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	神原稔	産業・交通課長	山田純裕
市民課長	藤幸二郎	環境課長	蜷川二三雄
福祉課長	新納照文	すこやか長寿課長	木村和美
保健センター所長	木村努	建設課長	西山源次
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
教務課長	井上和雄	中央公民館長 兼市民図書館長	吉鹿豊重

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

副議長（大田勝義議員） 皆さんおはようございます。

副議長の大田です。議長が事故で欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

皆様のご協力をよろしく申し上げます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

副議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

3番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔3番 後藤邦晴議員 登壇〕

3番（後藤邦晴議員） おはようございます。

ただいま副議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めといたしまして、高雄公園に係る整備運営についての1点目、公園整備と運営についてでございますが、この件は平成16年3月定例議会において質問させていただいておりましたが、そろそろ実現の時期が来たのではないかと思いますので、改めてお尋ねをいたします。

まず、最終の設計はどのような内容になっているのか、お伺いいたします。

あわせて、以前から申し上げておりましたように、隣接する校区の市民や関係者への説明会、そのときに集約されたご意見などがたくさん出ているのではないかと思います。それをどのように反映させているのか、説明はいつなされたのか、お答えください。

また、今回が最終の設計になると思いますので、市民の健康をにらんだ設備や青少年の非行対策を含め、今後の具体的な公園運営の計画をお答えください。

次に、2点目の公園周辺整備についてお伺いいたします。

この件も、1点目と同じ、平成16年3月に質問させていただきました。石坂の石穴神社から環境美化センターに抜ける道路、溝尻・高雄線でございますが、この路線の何か所かに車の離合ができるスペースの設置をお願いしましたところ、時期を見て一緒に現地を見に行くと申されましたが、いつの間にか部長と課長で現地を調査されたと聞き及んでおります。確かに、2人だけで調査されても、結果がよければ何も申し上げることはありませんが、内心では穏やか

な気持ちにはなれません。このことは、その調査をされた後の結果、結論などの報告をいただ  
いていないところにあります。

この件は、公園整備の一環として、以前から申し上げておりますように、湯の谷区、湯の谷  
西区、秋山区等の地域の方々が公園に行きたくとも、このままでは危険を伴いますので、どう  
しても五条から東小前までの急な上り坂を遠回りしていかなくてはなりません。東小学校に通  
学する児童も多いことから、どのようにお考えかお伺いします。

また、東中学校への通学路につきましては、全く住宅などがないところを歩きます。ほかの  
小・中学校には、それぞれに住宅街がありますので、ある程度は安心しておりますが、ここは  
通学にかかわらず、公園へ続く道路でもあります。公園の周辺整備として改良が必要だと考え  
ます。危険防止、犯罪防止のために何らかの対策が必要だと思いますが、今の状況をどのよう  
にとらえ、どのようなお考えかをお伺いします。

次に、2項目めの地区公民館補助制度について質問させていただきます。

本市におきましては、市民一人ひとりの幸せな暮らしを実現する21世紀の太宰府市を創造す  
るために、第四次総合計画が策定され、本年度後期基本計画を作成し、重点的に取り組む主要  
課題として、前期から引き続き、まるごと博物館推進プロジェクト、地域コミュニティ推進プ  
ロジェクト、福祉でまちづくり推進プロジェクトの3つのプロジェクトを掲げられています。

執行部におかれましては、大変逼迫した財政状況の中、組織の体制を変更され、各部署にお  
いて積極的にまちづくりの推進に取り組んでいただいておりますことに対し、心から敬意を表  
するところでございます。

そこで質問させていただきます。

このことは、地域コミュニティ推進プロジェクトにかかわる課題かと思いますが、このプロ  
ジェクトでは、市民一人ひとりが地域のまちづくりに気軽に参加することができ、運営にも楽  
しく携われるような仕組みづくりや場づくりを行い、地域住民が集える居心地のよい拠点づく  
りを行うとされています。

そのような中、現在市内には地区公民館が35か所、共同利用施設が9か所ありますが、この  
維持管理運営におきましては、各行政区が創意工夫され、実施されておるところでございま  
す。ご承知のとおり、各種サークル活動、子ども会事業、老人会事業、ボランティア事業、自  
治会事業等の各種活動が、地区公民館を核として活発に実施されております。また、あつては  
ありませんが、災害発生時には第1次避難場所としても指定されるなど、地区公民館の役割は  
大変重要なものがあると認識しております。

この地区公民館の実情は、多くが昭和50年代に木造で建築されており、雨漏りによる屋根の  
ふきかえや床の張りかえをはじめ、水周りの修理改善、またトイレが男女共用のところもあ  
り、これらの改修工事が急務となっております。その財源確保に各行政区とも苦慮されてお  
られます。しかしながら、市においては、地区公民館施設の整備を促進するため、その建物の  
新築、増改築、補修等に対する経費の補助について、昭和52年に太宰府市地区公民館施設整備

条例を制定され、その第2条第1項第2号で、増改築及び補修事業について10万円以上のものを対象に、5分の4の補助率で最高500万円まで補助すると規定されているにもかかわらず、平成15年度の豪雨災害による財政難のために、それまで2,000万円程度の予算が確保されていましたが、年々減額され、本年度では800万円になってしまいました。各行政区からの補助要望に対し、受付順または緊急を要する順番などにより、予算の範囲内で補助対象を決定されており、補助の対象にならずに、保留されている区はたくさんあると聞き及んでおります。

そこで、市においてはこの現状と地区公民館の必要性についてどのようなお考えか、市長並びに教育長のお考えをお聞かせください。

また、平成14年度から平成17年度までの地区公民館施設整備補助決算額のうち、太宰府市地区公民館施設整備条例第2条第1項第2号の増改築及び補修事業で補助対象になった各年度の件数、金額、現在保留されている行政区数及び本年度も含め今後の地区公民館施設整備補助の考え方についても、具体的にお答えください。

なお、回答は項目ごとをお願いいたします。あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま高雄公園の整備運営についてのご質問でございますが、まず私からご回答申し上げたいと思います。

6月議会でも同様の質問がありましたので重複しますが、高雄公園につきましては、高雄地区のまちづくりの大きな事業の一つでありますことから、第四次太宰府市総合計画後期基本計画で高雄公園の早期供用開始を掲げておるところでございます。このようなことから、生活道路であります高雄中央通り線の道路改良工事が、平成18年度、平成19年度で完成を予定いたしております。あわせまして、高雄公園を着工してまいりたいと考えております。

これからも住民の方々の協力をいただきながら、高雄公園におきましては、地域の住民と一緒に、愛着を持たれるような公園づくりを行うことが大切だと考えております。詳細につきましては、部長から回答をさせます。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、私の方からもご回答申し上げます。

高雄公園につきましては、歴史スポーツ公園、それから梅林アスレチックスポーツ公園と同じ住区基幹公園の地区公園でございます。市内3か所目の公園となります。公園は、近隣住民が利用されることを目的といたしておりますので、公園をより身近に自分たちの公園として利用していただけるように、早期に住民のご意見を取り入れるための説明会を開催し、実施していきたいと考えております。

具体的には、今回整備する面積は、2haでございます。幅が50mで奥行きが370mと細長い地形でありますことから、住民の意見、要望によりましては、幾つかのエリアに分けてゾーニングができると考えております。

公園を適正に利用していくためには、行政の力だけでは困難なところもございます。地域住民の皆さんの協力が不可欠でありますので、地域と行政が一体となりました公園、そして管理運営についてもあわせて協力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） それでは、2点目の高雄公園の周辺整備の件につきましてご回答申し上げたいと思いますが、高雄公園のこの周辺でございますが、まずは生活道路の整備をいたしまして、昨年、家ノ前・今王線の整備をいたしたところでございます。平成18年、平成19年には、生活道路の中心でございます高雄中央通りを整備いたす計画であります。その後、公園をつくる予定でございますが、周辺整備につきましては、その後の利用者の実態あるいは経過を把握いたしまして、タイムリーに整備をいたしていきたいと考えておるところでございます。

なお、計画の詳細につきましては、部長から回答をさせます。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） ご質問の周辺の道路整備でございます。

溝尻・高雄線の整備につきましてでございますが、石穴神社から高雄中央通りまでのおおむね1,600mの区間の整備につきましては、ところによっては広いところもございますが、側溝を除いたところの幅員が約2.6mから3.8mという狭いところが約400mほどございます。安全面を含めた現状につきましては、過去3度ほど道路整備改良工事を行い、整備をいたしてまいりましたが、まだ十分ではないと思っております。この辺の住宅地も増えまして、交通量も少しずつ増えておりますことから、カーブ等で先が見えにくい箇所等については、さらにカーブミラーを設置し、また離合しやすいように、部分的になります。またふたつきの側溝等に改良いたしまして、あわせて道路狭小表示、離合の注意表示等いたしまして、通りやすいように、事故の起きないような対策を講じていきたいと、そのように思っておるところでございます。

そして、東中の前も、全体的に樹木がうっそうとしておりますので、何らかの防犯対策が必要と、そういうふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今の回答の中で、説明会、これはもうされたんですかね。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まだいたしておりません。大体、平成18年度中には住民のご意見を聞く場を設けたいと、そのように考えておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） その説明会の対象者といいますかね、方々たちはどのような方々を考へられているのか。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まだ、正直言って、庁内、内部での公園の形とかそういうものもまだ詰める必要がございますし、対象につきましては、大体南小学校校区のまずは区長さんあたりにお話を持って行って、それからお話し合いによってどこまで意見を聞くかというのは詰めてまいりたいというふうに思っております。大体、南小学校区というように考えておりますが。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今、部長がおっしゃった南小学校校区、私の考えとしましては、やはり高雄公園という名称がついているばかりに南小学校校区ということをお考えかもわかりませんが、やっぱりあの公園というものは東小学校校区も大変重要な位置じゃないかなと私は考えます。といいますので、やはり東小学校校区に子どもさんが通学されている行政区、その区長さん方、それとそれにかかわる方々への説明は大事じゃないかなと思います。

それで、いろんな方々の意見を聞いていただいて、やはり反対の意見というものが結構最初は出ていましたけど、私も前回申しましたように、あそこに公園ができるというものは私個人としては大賛成の方です。だから、それを持っていくためにも、やはり東小学校校区の方の方々、行政区の方々にも説明するべきじゃないかなと思います。その返事をお願いします。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 参考にさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） はい、ありがとうございます。

あと、先ほどの高雄中央通り線、この計画は前に進んでいただけるような計画のようですので、ありがとうございます。

あと、再度申しますけど、太宰府東中学校の方なんですけど、やはり中学校の前、これはこの学校に通学するために2か所の通路があります。1つは、東小学校の運動場の下を歩いていく道、通路、あと一つは、太宰府高校の校門の前を通る道。この2つとも、先ほども申しましたけど、周りに住宅が一つもありません。本当に、木々が生い茂った、左右にはフェンスも何にもない、街灯も少なく、あるかもわかりませんが本当に薄暗い街灯です。ここを通りながら学校に通うんですけど、この学校の前を歩いて、新しく今度できる公園に遊びに行かれる方々はすべてこの道を通られると思います。だから、学生の非行、それとか事件等に大変心配されることはないかと思えます。

それで、事件とか事故があれば、台風とかそういう自然の災害ではなく、本当に人身災害というようなことになりかねませんので、そここのところも十分考えていただいて、ただ公園だけ一つをつくるんじゃなく、その周辺のことをしっかり考慮していただいて、いろんな事件がないように、現在でも中学校、小学校の周りに不審者が出たということはもう何件も話が出ております。これは教育長もご存じだと思いますけど、このことについて、建設部長、それに教育長、どのようなお考えか、あそこの通学、ただ公園ができるだけじゃなく、やはりその周りのことを十分注意していただきたいと思えますので、そここのところの回答をお願いします。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 確かに、さっき、一言でうっそうとしているというふうに言いましたけども、小学校を下の方から考えますと、左側は小学校の高い擁壁がございますけども、とろとろ下りますと右側が、やっぱりフェンスはありますけども、こう引き込まれたらわからないような状態がございますし、またそれから水路がずっとありまして、今度東中からまたさらに下るといことになりますと、今度左側の方がそういう状態でございますので、また高雄中央通り線に出てからも今度両方、今のところはございません。

ただ、高雄中央通りの方は、将来公園ができましたときに、今高雄中央通り線の整備は太宰府高校までということですので、その先は一定広くはなっておりますけども、何らかの形で整備する必要があるなというふうには考えております。

それで、その中学校前、ちょうど行ったときにも、生徒たちがあいさつしながら、2人ずつ、一人と帰っております、その状態でも、直線でもくねっておって見通しも悪いというふうに感じておりますから、具体的に今どうこうということはできませんけども、そういう安心・安全対策から、防犯対策から、何らかの対策が必要かなと、そういうふうには強く感じておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） もう一つ、ちょっと質問したいと思います。

今、東中学校の前、で、今度計画されている公園、その間に雑木林がありますよね、あそこを、最初あの土地を公園用地として購入されるときに、ちょっと計画されるようなことは全く考えがなかったんでしょうか。あの雑木林が切り開かれて中学校までオープンになれば、その危険性というものも少しは解除されるんじゃないかなと私個人としては思っていたんですよね。だから、そういう考えというものが全くなかったものか、それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 当初、公園をどこまでするかということについてはお話ししたかと思いますが、区の農事水利の皆さんと美化センターの約束事ということもございまして、ずっと図面広げて公園の線引きをした経過がございまして、そのときに、当初はもう大きな公園でそこまで入っておったと思いますが、今回については、今の計画のように細長くなりましたけども、そこですということと地元了解を得ました。そのところについては、そのときには対象から外れておりました。そういう経過であったということでございます。

その後の内部での検討でも、そのところについてはちょっと当初から計画の対象には入っていなかった経過がございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 最初から計画に入っていなかったということです。

将来的には、あそこを少しでも考えていただければいい公園になってくるんじゃないかなと思います。

今まで質問しましたことは、本当に大事なことだと思います。先ほど部長も言われましたように、東の方には本当に大きな公園がないので、そこに、東の方に大きな公園をつくっていただきたいというのは、私としては賛成です。しかし、先ほどから申し上げるように、一つの公園のつくり方によっては大変危険な位置にありますので、そのために利用者が少なくなり、雑草が生い茂った寂しい公園になりかねません。将来は、美化センターまで延長する計画がある公園になっていると思います。そのためにも、最初が大事だと私は思います。立派な公園にしていきたいと思います。

これで1項目めの質問は終わります。

副議長（大田勝義議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 2件目の地区公民館補助制度についてお答え申し上げます。

地区公民館をはじめいろいろな教育施設の改修等の必要性については、十分認識しているところでございます。また、地区公民館の維持管理、運営につきましては、各地区で鋭意取り組んでいただいて、大変ありがたいと思っております。

ご質問の地区公民館施設整備補助金についてでございますが、大変財政状況の厳しい中で補助金交付について大変苦慮しているところでございます。今後、予算の中で、有効的に補助金を交付するために、交付基準等の見直しを含めて検討していきたいと考えているところでございます。

詳細につきましては教育部長の方からお答えさせます。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） お尋ねの平成14年度から平成17年度までの増改築及び補修事業の各年度ごとの件数、金額ですが、平成14年度が26件で1,628万9,000円、平成15年度が25件で1,672万5,000円、平成16年度が23件で1,060万8,000円、平成17年度が29件で1,726万9,000円となっております。また、現在保留されている行政区の数は22行政区でございます。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今、補助対象区の件数を答えていただきましたけど、26件、25件、23件、29件と、金額的にも申されましたけど、この金額はすべてまだ残っているわけなんですかね。件数も残っているわけですね。保留が22件なんですけど、それを平成14年度から平成17年度までトータルすると大きな数になりますけど、今保留されている件数は22件ということになれば、かなりの補助は終わってきているということで考えていいんですかね。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほど申しましたのは、説明が悪かったと思いますが、実際に改修工事等が終わったものに対して補助金を交付した件数と金額でございます。

それで、平成17年度までに保留されているものはございませんで、平成18年度が22件保留をしておるといふことでございます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） といいますと、平成17年度までの件数はすべて終わっていますよということですね。はい、わかりました。

今の回答で、このご時世で財政が厳しい中ということで、市民も少しは理解しておると思いますので、この問題は補助率が今現在5分の4ということになっておりますけど、2分の1にするとか限度額が500万円になっておりますけど、これを100万円か150万円ぐらいに減額され、対象件数を増やされて、保留するのではなく最低2年間ぐらいで対応するなど、執行部で十分検討されて、条例を改正するというのは難しいかもわかりませんが、そういうことか、当分の間条例は改正しないで対応する方策等を議会や区長会などにしっかりと説明されて、理解を求められてやるべきじゃなかったかなと私は思います。

そこで、再度教育部長、私の提案をあわせて、本年度を含め、地区公民館の施設整備補助の考え方についてお答えください。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） ただいま議員ご指摘のように、平成18年度、大変保留が出てまいりまして、改革改善事項の実施計画書というのを経営会議で示されております。議員が申されましたような改修、補修等の補助金に上限も含めた改正について、近隣の市町も参考にしながら改正をしていきたいというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今申されました近隣の市町村を参考にすると、参考としてというものはいいと思いますけど、市が決定された条例、市の条例というのは国で言えば法律だと思います。法律や条例は、制定されればその内容について守る義務や権利が保障されるように私は基本的に理解しております。それで、条例は何のために制定されているのか。特に、この地区公民館施設整備条例は、行政がこのように実施していただきたいということで議会に提案されて可決されている条例だと私は思います。地域は当てにしているのに、財政が厳しいからといって、担当者レベル、各行政区からの補助要望に対し、受付順または緊急を要する順番などに予算の範囲内で補助対象を決定されたり保留されたりするという、この処理は私としては大変問題があるんじゃないかなと思いますので、この条例を極端に言えば軽視されているように私は考えます。簡単に考えるものじゃないんじゃないかなと思います。

やはり、太宰府市で条例として決められたことは、ある程度予算、そういうもので、そして公民館というものは、先ほども言いましたように、いろんな避難場所であり地域の一番の活動場所になっていると思いますので、近隣の市町村を参考にするだけでなく、太宰府市としてしっかりとやっていっていただきたいと思います。

最後に、再度部長、今後のこの条例について、そして補助対象についてのことにお答えくだ

さい。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 近隣の市町も参考にしながらと申しあげましたのは、先ほど議員も申されました上限補助率でございますが、例えば筑紫野市でありますと10万円以上について3分の2、那珂川町でありますと10万円を超える部分について2分の1とかいうように、やっぱり補助率が違いますので、そういうことも参考にしたいということでございます。

それで、条例で決めておるのに、なぜ補助をしないかと、条例違反じゃないかということでございますが、限られた予算の中で有効的に配分をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 最後に、今おっしゃった最後にお言葉いただいた限られた予算内、これは確実に限られた予算内ですべて使ってあるんですか、間違いなく。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 配分された予算を執行しております。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 財政が今は厳しいけど将来的に財政がよくなってくれば、平成15年度は1,600万円から平成16年度は2,000万円、平成17年度1,700万円という予算がとられておりました。平成18年度に限って800万円という金額になってきましたけど、将来的には財政がよくなってくればそういうふうな予算をしっかりとっていただいて、地区公民館にしっかりバックアップしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

副議長（大田勝義議員） 3番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま副議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております障害者自立支援法について質問をさせていただきます。

障害者自立支援法については、本年の3月議会、そして6月議会と2回にわたって質問をさせていただきます。引き続き、同じテーマではございますが、今回は特に障害者の就労支援と地域生活移行を中心に質問をさせていただきます。

本市が、平成10年に作成した障害者プランには、「障害者が職業を通じて自立することは社会参加の中でも最も重要な事項の一つです」と述べ、さらに障害者の雇用に積極的な雇用の推進が必要と、障害者の就労支援がいかに大事であることを強調いたしております。また、本市の第四次総合計画にも、「障害者の就業の促進を図っていかなければなりません」とも述べています。しかし、実態はなかなか進んでいないようです。このことは、本市だけではなく全国共通の実態でもあります。

こうした事実から、もっと本格的に障害者の就労支援に取り組まなければならないとの思いから、今回の障害者自立支援法が改正された理由の一つであるとも認識をいたしております。

こうした経緯から、本市としても、ある程度の総括をしながら障害者の就労に実質的につなげていく施策が必要と思われませんが、まずは市長の所見をお聞かせください。

国は、働く意欲や能力のある障害者の就労支援について、福祉分野における課題として次のような5項目を上げております。1つに、施設を出て就職した者の割合が少ない。2つに、授産施設の工賃が低い。3つに、離職した場合の再チャレンジの受け皿がなく、就職をちゅうちょする傾向がある。4つに、養護学校卒業者のうち約6割が福祉施設へ入所しており、就職者は約2割にとどまっている。5つに、雇用施策、教育施策との連携が不十分。

こうした課題を克服する施策として、障害者自立支援法は5項目の改革の柱を立てております。1つ目に、福祉施設利用者や養護学校卒業者に対し、一般就労に向けた支援を行う就労移行支援事業を創設。2つ目に、支援を受けながら働く就労継続支援事業に目標工賃を設定し、達成した場合に評価する仕組みを導入。3つ目に、福祉、労働、教育等の関係機関が地域において障害者就労支援をネットワーク構築し、障害者の適性に合った就職のあっせん等を実施。4つ目に、障害福祉計画において就労関係の数値目標を設定。5つ目は、定員要件を緩和し、離職者の再チャレンジや地域生活の移行に対応。と、このように具体的な改革を掲げ、国は施策を展開しようとし、地方自治体にも求めております。

本市としても、このような施策を盛り込んだ障害福祉計画を作成しなければなりません。また、厚生労働省は、障害者福祉計画の基本理念の一つとして、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備等に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要であることも強く押し出しております。

現在、障害福祉計画を作成中と思いますが、特に就労支援とそれに伴う地域生活移行について、進捗状況と実現の可能性について説明を求めます。

あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま障害者自立支援法の関連につきましてのご質問でございますが、障害者の就労支援あるいは地域生活移行を中心にしたご質問かと思っておりますが、手続等、昨日もご質問があったような事務的な内容がございますので、まず担当者より回答を申し上げたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 障害者自立支援法におきまして、平成18年6月26日付の障害者福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに地域生活支援事業の円滑な実施を確保する基本的な指針では、障害者及び障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しとあわせて、市町村

及び都道府県に障害福祉計画の作成が義務づけられるなど、サービス体系全般について見直しなどが示されているところでございます。

その指針には、障害福祉計画作成における労働施策に関する事項で、福祉施設から一般就労への移行するものなどの数値目標も掲げられているところでございます。

このようなことから、障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加やサービス利用実態及びニーズ把握に努めるなど、指針に沿って地域の実情に即した実効性のある計画として、現在関係機関と連携し、取り組んでいく所存でございます。

障害福祉計画につきましては、現在作成に取りかかったばかりでございまして、地域生活支援事業の就労支援につなげていく事業といたしましては、本議会での補正予算でも示していますように、手話通訳派遣事業や自動車改造事業及び自動車運転免許取得事業を実施していくように考えております。

そのほかでは、計画を作成していく段階で、県と連携しながら行う業務もありますことから、利用者や事業者ニーズ調査等を行い、その中で十分検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほども申しましたように、障害者自立支援法が施行されまして、4月から、本格的に10月から開始されるわけですが、6月議会でも5人の議員さんが質問されまして、それだけ非常に大きな問題でもございます。

私も、6月議会でまとめて質問しましたが、時間が足りなかったもので、どうしてもやっぱり聞いておきたいということで、あえて今回6月に引き続きまして、この障害者の自立支援法についての質問をさせていただいているところでございます。

そこで、3月議会、6月議会でもご答弁をいただきました、就労に関しましてですね。で、私は特に今回は自立支援法で創設されています福祉施設から就労移行支援ですかね、それから就労継続支援、これも雇用型と非雇用型、それに伴い障害者の地域生活移行推進、そして障害者雇用促進法の改正されました在宅就業障害者に対する支援策、こういうことを中心に質問をさせていただきたいと思います。

なぜ、障害者の就労が大事であるかと。障害者プランにも書かれておりますが、このチャレンジド、チャレンジドという言葉があります。アメリカでは、障害者と言わないでチャレンジドと何か言っているというお話もお伺いいたしました。これには挑戦という使命や課題、チャンスを与えられた人という意味で、ハンディキャップなどにかわる新しいアメリカの言葉だと。その根底には、人間には課題に向き合う力が与えられているという哲学があると、こういうぐあいに書いてあります。

それで、チャレンジドを納税者にできる日本を目指そうという形で頑張っておられる、活動をされている方もいらっしゃいます。そういうことで、障害者を就労させることは、とても私

は大事な施策であると考えておるわけでございます。

平成10年に、障害者プランを策定されております。6月議会でも、部長の答弁があっているわけですが、これは6月議会での答弁は就労の実態を述べておられます。その中に言われていることは、平成10年の当時のことですね。10年前になるんですが、自分で探したというのが3割、それから縁故が2割、それから学校や施設の紹介が1割、こういう形で述べておられます。この障害者プランには、まずこの障害者実態調査を、平成10年に作成されるに当たりまして実態調査をやられているわけですが、その中で障害者の約4人に1人が就労をしていると、平成10年の当時ですね。で、その就労者の半数近くが正規の常勤職員になっていると。こういうような数字が平成10年の数字としてあるわけです。

私は、先ほど、これからどうなったのかという総括をきちんとやっぱりやるべきではないかということで質問させていただいたわけですが、現在太宰府市の総合計画書を見ますと、手帳の所持者という形でしか掌握できませんが、2,265人の手帳の所持者がおられます。これは、身体、それか療育、精神という形で合わせた数でございますが、現状は今この辺がですね、どうなっているか、その後10年経っているわけですね。平成10年からそういうプランをつくって、もう8年が経過しているわけですが、当時の実態はこうでしたと、で、それから施策をずっと展開してきましたと。今日、こういう形で障害者の就労が結びつきましたということが、私どもとしては欲しいわけですね。そういうことがわかるかどうかですね、かわればちょっとお答えいただければと思います。

まず最初、その辺のところをお聞きします。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） その後ということでございますけども、前回6月のご質問をいただきまして、すぐに調査をさせていただきました。平成15年から平成16年度におきまして、新たに就職をされました障害者の方につきましては、現在情報をいただいているところでございますけども、筑紫ピアから2名、ハローワーク情報によりまして6名、これは電話で確認をさせていただきましたけども、あとは個人で探されたという方が2名ということで、計10名の方が新たに就職をなされたという情報は把握しております。

ただ、今後におきまして、全体的な現在どうであるかと、就職の件数ですね、それがどうであるかというものにつきましては、障害福祉計画を進めていく中で実態調査を行う予定になっておりますので、その中で正確な数字が出てくるものというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） では、この職業安定局高齢・障害者雇用対策部ということで、実際はハローワークが掌握されていると思いますので、市が、一々報告が来るといことはないんだろうと思いますが、少なくとも平成15年、平成16年、平成17年においては、この障害者雇用対策部の発表によりまして、障害者の就職件数が大幅に伸びていると、こういうような実態があ

ります。

結構、見てみますと、有効求人数とか、それから新規の求職申込者件数とか、有効求職者数とか就職者件数とか、そういうような形がありまして、意外とですね、有効の求職者数が新規の求職申込数の件数よりも多いんですね。

こういう意味においてですね、今後の福祉計画を策定するに当たってですね、実態をよく調べていただいてやっていただきたいと思っております。

具体的な話になっていきますが、まず障害福祉計画で様々つくっていかなくてはなりません。まず最初に、就労移行支援についてですね、この就労移行支援というのは一般企業に就職すると、そういうことがあるわけです。特に、今回のこの障害福祉計画の目標というのは、先ほども申しましたように、福祉施設に入所されている方が、特に授産施設という形になるうかと思えますけれども、資料によりますと、授産施設を出て就職した障害者の割合が約1%という形であります。福岡県は、見てみますと0.68%ということで全国平均よりも低いわけでございます。

そこで、この障害福祉計画では目標を立てるようになっていきますですね。まず、平成23年度までに現時点の、現時点、これ平成17年度ですか、の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいと、このように書いてあるわけですが、先ほどの10名というのは全体を含めての就労の、一般企業への就労だろうと思えますが、平成17年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数を書き込むようになっていきますね。それが土台となって、平成23年度の目標を立てるわけですが、これは現状、今調査中だとは思いますが、把握ができていけば教えていただければと思えます。うちほどの程度の目標の数値になるのか。これ、実態をこういう形で市の方としてわかるのかどうかですね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 現在の就労へ移行されたという総数につきましては、まだ把握はしておりません。これは先ほどから何度も申し上げましておりますように、現実態の方につきましては、実態調査を行った後に数字が出てまいりますので、それを埋めていきたいというふうに思っております。

また、参考までに、今、議員さんの方からどのくらいの方々が希望されているのかということもございましたので、申し上げますけれども、現在通所あるいは入所をされている方々につきましては、授産施設が主なんですけれども、19名の方がおられます。この19名の方につきましては、当然授産施設でございますので、就労を目指した活動をされているということでございます。

ちなみに、内訳を申し上げますと知的障害者の方が13名、身体障害者の方が6名ということでございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） これは、しかしあれでしょう、今言うように、いずれにしてもこの一般就労への移行実績の4倍以上ということが望ましいということですから、調査してきちんとデータが出て書き込まないかんようになってきていると思います。まあ、出ていないということであるかと思いますが、ただ私思うのは、福祉施設ですから支援費等は市町村がやっていると思うんですけども、福祉施設からもう退所されるときに、どういう理由で退所されるんですかというような形というのは、退所も通所もそうでしょうが、含めてですが、そういうことは市の方としてはそういうデータというのは、一人ひとりの積み重ねでしょうけども、必ずしもハローワークに行くという話じゃなからうという感じはするんですが、これはわからないんですかね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、退所されます方につきましては、施設の方とまず調整をされまして、そして私どもの、今現在支援費制度の延長で行っているんですけども、その中でこの方が退所されましたという通知をいただくようになっております。それによって、そのサービスが一時ストップしたり、あるいはまた別なところに移行するという方につきましては、別な手だてを行うというような形で把握をしているところでございます。それ以外につきましては、なかなか把握することが難しゅうございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） だからですね、今役所的に言えばそうだと思うんですね。書類上ですから。だから、私が言うのは、そこですね、こういう障害プランの計画があったり、今後そういう形で平成23年度に向けてですね、目標を立てて頑張っていないかんわけですね。そうすると、一々県だとかなんかから聞かないとわからないという仕組みじゃなからうと思うんです。だから、退所をするという、あるいはやめられるということになればですね、その方がその後どうなっているかということは、やはり追跡調査というかわかりませんが、就労に移行しようと思ってやめているとかですね、そういうような形での理由があるかと思いますが、その辺はやっぱりこれからですね、ただ単に書類をもらうだけだという形じゃなくて、せっかく掲げていくには、そこなんです、実効へ結びつけていくということが大事だと思いますので、その辺のことはそんなに難しい仕事じゃないと思いますので、ぜひ私はやっていただきたいと思いますが、それはどうですかね、難しいんですかね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） この件につきましてはですね、ほとんどの方が退所された場合は私の方の窓口ほとんど相談にお見えになります。今後のことについてもそうなんです、その中で就職をされるとかですね、就職をしますという相談は一件も現在のところはございません。ただ、私どもも、その退所なさる方についてはですね、今後どうしていくのかという移行の申請がございましたけども、新たなサービスを申請されるかどうかというのを確認は行っておりま

す。

ただ、それ以上のことにつきましては、個人で決定したり、あるいはまた家族の方々が判断を行うべきものでございますので、なかなかそこまで突っ込んで私どもから言えることはできないのでございます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、目標は出すけども実態はつかめないという話になるわけですか、今の答弁ですと。そうしたら、平成23年度にはそういう形で数字を国に出しますけど、県が掌握するという形になるわけですか。この福祉計画立てますよね、で、福祉施設から退所した人、要するに平成17年度に退所した人の4倍を目標とみなさいと、平成23年。今の話では、4倍ということは数字が出てきますよね、何人て。この数字は市では把握できないという話ですね。そうすると、県かどこかで把握して、目標達成しましたよ、しませんでしたよという話になるとですが、ちょっと今の話ではよく理解できないんですが。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 説明がまずうございまして申しわけございませんでした。

これも、実態調査の中でですね、設問項目に入っております、個人が今までどうであったか、今後どうするのかというのまで設問の中に反映しておりますのでですね、その中でつかめるものというふうに思っております。

ですから、今現在はその自立支援法が始まったばかりで、その自立支援法をいかに各市町村で運営していくかというのがですね、その障害福祉計画にかかってくるんじゃないかと思っておりますので、この3月31日までにこの計画をつくってですね、それ以降、平成23年度までに目標を達成するように頑張りなさいというのが国の法律なんですね。それに基づいて、今現在事務を進めておりますので、全く不透明なところもかなりございます。

そういうことから、わからない数字につきましては、ご了承いただきたいというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 先ほど19名希望されているというお話でした。この19名の方が全部、そのもう要するに数字が出ないということでわからないわけですが、この福祉施設から退所した人の平成17年度の4倍を目標とするということが福祉計画にあるわけですね。だから、4倍にするためには、やっぱり対象者を広げておかなきゃいけないんですよね。それが、福祉施設利用者のうち、いろいろ条件がありますが、2割以上を就労移行支援事業に利用させなさいと。その中から幾らか、就労できる人もいなくなってくるわけですが、先ほどの19名というのはこの2割以上という数字ということで理解してよろしいですかね。まだ出てないんですかね、現状の段階という話ですかね。こういう部分がありますね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 今清水議員がおっしゃっているのは、指針の中身でですね、国の方から

示された2割じゃないかなというふうに思っておりますが、この2割につきましては、全施設においてですね、入所、通所されている方についての2割なんですね。その2割の方が、いわゆる就労移行の支援を受ける、あるいはまた就労継続支援を受けるようなその施設に入るように目標数値を上げているものでございまして、その2割の方がその就労支援の施設に入った後にですね、その中でなおかつ3割の方が就労に向けて、その新たな、就労継続支援という制度がございまして、雇成型、非雇成型、いわゆるA型、B型ということで指示をされているようございまして、そこに移行していく、その数字を掲げているものでございまして、2割というものは、あくまでも施設に入っている全体の方々の数から2割ということにとらえていいんじゃないかなと私は思っております。

副議長（大田勝義議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

~~~~~

再開 午前11時15分

副議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ちょっと数字のやりとりですね、これは自立支援法の法の解釈の問題で、多少私の方で誤解があったみたいでございまして。いずれにしても、今後、一つは一般企業へ就労させていくという目標が、先ほど申し上げましたように、現在の福祉施設から退所されて一般就労された方の4倍を目標とするという目標はあります。

それで、国がですね、そのためにいろんなメニューをやっていますね。一般就労へするために、ハローワークを利用しなさいとか、あるいは委託訓練をしなさいとか、トライアル雇用をしなさいとか、様々な施策があります。これは県を中心にやっていくんだと思うんですが、これを見る限りにおいては、有効的に動けばかなり期待が持てるんじゃないかと、私はそういうぐあいに思うんですが、しかしこれがあっても、有効的に動かなければまた同じような結果になるんじゃないかなという感じがするんですが、国が出しています様々なこの一般就労へ結びつくための道のりと申しますかね、そういったものがあるわけですけども、この辺を期待を持っていいかどうかということで、ぜひ実現につなげていっていただきたいと思うんですが。

そこに書いてあるのがですね、福祉施設から一般就労へ移行する者についてということは、すべての者がハローワーク、障害者就労生活支援センターによる支援を受けると。3割が障害者委託訓練を受講する、5割が障害者試用雇用、トライアル雇用の会社になる、4番目がジョブコーチの支援を受けると、こういう形があります。これは県がやるんでしょうが、市はこれにどういう関連があるのかですね、全くもう県に任せっ放しなのか、それと期待が持てるのかどうか、これが有機的に働けばですね、その辺のところをまずお答えいただければと思います。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） ただいまのご質問につきましては、原則的には福岡県が行うということになっておりまして、現在太宰府市の方におきまして、このような「障害者雇用のために」というパンフレットが県の方から最近届きまして、この中を見ますと、そのジョブコーチとか、あるいはまたハローワークでの位置づけとかですね、そういうものが記載されております。

この辺につきまして、市の方の役割ということになりますと、その事業につなげていくという、県の方の整備に私どもがのっかっていくというのが市の役割じゃないかなと思っておりますので、その事業を把握しながら、該当される方、あるいはまた希望される方について紹介を申し上げるというふうなお手伝いをする、それが市の役割じゃないかなと思っております。ただし、就職に関しましては、当然市の方もほうっておくわけにはいきませんので、当然今の身体障害者福祉協会並びにいろんな各種団体等との連携を行いながらこの情報を流していくというふうな形になるかと思えます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） まあ一般就労に関してはかなり期待が持てると思います。それでも、国レベルでの目標ですが、現実的にいきますと、平成15年度で一般就労へ移行した人が2,000人、それを平成23年度までに8,000人に持っていこうと、こういう目標でございます。これは、しかし障害者の方々でも一般就労へ可能な方という形でございまして、ここに結びつかない方もかなりいらっしゃるわけですね。その部分に関しまして、そこが非常に人数が多いわけですが、一般就労へ結びつかない人をさらにしていこうという考え方で創設されたのが就労継続支援。これもまたややこしく2つに分かれておりまして、雇成型と非雇成型と。雇成型というのは、事業所と雇用契約を結ぶという形、現実的に言えば福祉工場みたいな形を想定されております。それで、この福祉工場の現在の状況が、約3,000人今働いておらっしゃると、これ国の資料ですよ。それを平成23年度までに3万6,000人に、雇成型の継続支援のA型というやつを目標を立てなさいと。これは12倍の数字なんですね。

で、私は、一般就労に関しては可能性あるかなというふうに申しますが、この雇成型についての支援策というのは全然、その国の資料を読む限り、全く見えてこないんですね。3,000人から3万6,000人、12倍にすると。事業者と雇用契約を結びなさい、特に福祉施設との雇用契約を結びなさいと。雇用契約を結ぶということは、最低賃金を確保しなくちゃいけないと。これはあくまでも原則だということで、適用除外も認めますよということではありますが、目標は最低賃金ということですね。実際に、授産施設等の平均工賃は1万5,000円、それを7万5,000円にする人を今以上につくりなさいという話になるわけですが、この展望が全然私もちょっと、どういう道のりでそうなるのかなというのが見えないんですけど。これは事業所の努力だと言われてしまえばそうなんですが、それで済むのかどうかということもあるわけですけど。その辺は、この計画をつくる中においてですね、健康福祉部として何かどういう形で検討されている

のか、可能性があると思われるのかどうかですね、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、雇成型につきましては、現在はもうA型ということで呼び方を変えておりますけども、その雇成型の施設につきましては、該当する方が何人おるかというのでもすね、これは私どもの今まで知るところによりますと難しい、ほとんど難しい状態の方が多いようです。これをいかにA型につなげていくかというのはですね、今後の課題になってまいりますけども、その下のB型、非雇成型の方にですね、まずつなげる必要があるんじゃないかなと思うかと思えます。その非雇成型からA型にステップアップしていくようなですね、そういう支援ができればいいんじゃないかなと思っているんですが、これもあくまでも事業所の方ですね、その方の個人個人に合わせました個別支援計画といいますか、そのプランを立てるようになっておまして、その支援計画によって、この方がいつまでにどのくらい伸びていくのかというのをですね、まず想定をされまして、雇成型につなげていくというような形になりますので、現在の段階ではですね、まだ全くつかめない状態でございます。恐らく四、五年はかかるんじゃないかなと思います、その数字が出てくるまでにですね。

そういうことですので、今ご質問の中におきましては明確にお答えすることができませんが、そういうことですので、どうぞご了承いただきたいと思えます。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 平均賃金が、授産施設で出ている部分が1万5,000円でございます、今のお話では、ほぼ非雇成型、要するにB型でまずやっていただいて、それからA型につなげるように努力をしていただきたい。これは、福祉施設が、当然事業所が努力するような形になると思うんですが、現実的に言ってですね、ほとんど障害をお持ちの方ですので、軽い方から重度の方までいらっしゃるわけですが、実際にこの仕事の内容というのは、かなり単価の安い仕事が多いように思うんですね。それを雇成型まで結びつけるということになってきて、本当にそういう事業所だけの努力でできるのかどうか。そりゃよっぽど何かこう、天から何か降ってくりゃ別でしょうけども。その辺の、B型にするにしてもですね、従来どおりでいけばなかなかA型に持っていくのは難しいんじゃないかなと思うわけですが、当面はB型で頑張るにしてもですよ、四、五年で、そういう形で結びつけばいいんでしょうけども、このB型にしても、なかなかどっか変わるのかなという感じはするんですが、この辺は、もう法律が変わったからといって変われば、じゃあ過去何しよったかという話になるわけですけども。その辺の見通しはどうなんですか。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 先ほど申し上げましたように、いろんな個人個人に合わせたカリキュラム、プログラムをつくるわけでございますけども、その中で、今国の方からも示されておりますのが、その賃金の件でございますが、これは一定の補助をですね、一定の期間国が行うということで私どもは聞いております。これが具体的にですね、どのくらいかというのはちょっと

まだ把握はしておりませんが、雇用型に行かれる方についての、給与関係がございましたけれども、その賃金ですけど、その賃金は恐らく最初のうちはその賃金に見合わないだろうという想定をされますので、その方を雇用しますのでですね、その事業者は、ですから雇用する段階において、その雇用した方の人数に応じて雇用補助金を支給するというようなことを聞いております。

そのほか、カリキュラムの内容につきましてはですね、かなりのものがございまして、ここで申し上げるとかなりすごい時間をとると思います。その辺で、一応基本的なものとしましては、体力、理解力、あるいはまた作業能力、それぞれの向上を行うというのが基本的なものではないかと思いますが、そのほかにも、いろんなおつき合いとかですね、いろんな、通常我々が生活しておりますようにコミュニケーションを図るとか、そういうのもすべて含まれてきますので、すべてを含めた形のカリキュラムを本人に合わせてつくるということになっております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） カリキュラムを幾らつくってもですね、仕事がないとだめなんですよ。だから、どういう仕事があるかと。そりゃ仕事をいろいろ探して一生懸命されるんだらうとは思いますが、いろいろ国の資料を見ますと、いろんな形で成功している事例もあるわけですが。

私6月議会です、3月議会でも質問したんですが、障害者プランの中に、市としての取り組みとしてですね、この前から言ってますように、いろいろ軽作業等の委託をしていくというような形があります。私が思うのは、今度在宅就業支援団体というのが、これは自立支援法とは違った形で、障害者雇用促進法の改正で新たにできたわけですね。在宅で、言うなれば仕事を、企業から受けて仕事をすると。個人対企業の結びつきはなかなか難しいから、そこに在宅就業支援団体というのができるだらうと、これは3月議会の答弁であっておりましたが。まず1つ、この見通しがどうなのかをちょっとお聞きしたいと思っています、その後どうなっているかですね。なかなか出てこないんじゃないかなという感じはしているんですが。いずれにしてもそういう形で在宅の方々の雇用もしていこうと。企業が発注すれば、国が特例調整金というものをその企業に、お金を、ご褒美というんですか、調整金を支給するというような計画があるわけですね。

で、実際にそういう形で企業が本当に発注するかどうかという問題もあるわけですね。昨日も渡邊議員がおっしゃっていましたが、まずこういうことは市が積極的にやるべきじゃないかと、私はそういうふうに思うわけですね。それで、障害者プランで、いろいろ行政の各分野と調整をして、課ごとと調整して進捗状況を把握しているということですが、今言った部分に関して、私各部長さんにお聞きしようかなと思っているんですが、それぞれの部です、この障害者プランに掲げられた仕事があるのかなのかということを検討しているのかどうかということを知りたいなと思っているんですが、それはちょっと省きますけども。やっぱり積極

的にですね、やっぱりこの行政が、その障害者の人たちでもできる仕事があると思うんですね。まあないのかあるのかわかりませんが、まず検討しているのかどうかということ聞きたいんですけどね。その中で、あれば積極的にですね、やっぱり発注していくということが1つあると思うんですね。

もう一つは、福岡市なんかやっているのは、そういう作業所等で作った製品をかうと。今回、随意契約もそういう形で随意契約、作業所と福祉施設等でできた製品等は随意契約で買うことができるという、そういう法律の改正もあっておりますけども、かうと。だけど、しかし必要ない物はもうかう必要ないと思うんですね。かう物があれば買っていただきたいと、そういうような思いもするわけです。

そして、やっぱり多くのところは生産をしたり、いろんなものをつくっているわけですが、そういったものの販売ルートに乗せるとか、こういった、これはもう太宰府市でできる話じゃないと思いますので、これは少なくとも県あるいは4市1町等ですね、そういったことも、やっぱり行政としてできることからやっていくことにおいて企業にいろいろとつなげていくことができるんじゃないかなと、こういう思いをずうっと一貫して質問しとるんですが、この辺は、これは市長の答弁になるんでしょうかね、だれになりますかね。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） これは、障害者プランの中ですね、全庁的に私ども健康福祉部の方で把握するようになっておりますので、ちょっとお答えをさせていただきますけども、現在市の方で発注しているという物はほとんど少のうございまして、発掘現場におきましてのその遺物の洗浄とかですね、そういうものは障害者団体の施設の方をお願いしているということで報告をいただいております。

また、物品の販売等についてですね、いろんな団体から依頼がございまして、もう既に何度も行っておるのが、いきいき情報センターの場所を提供いたしましてですね、販売コーナーをつくっていただいて、そしてまたその生産された物をそこに並べていただいて、啓発もあわせて行うというような形で行っておりますし、また職員を対象にいたしましてですね、庁内販売を私どもの福祉課の方で支援をさせていただきます。これは物品の販売ですけども、いろんな食べ物とかですね、あるいは贈答品とか、あるいはまた日常生活用品とか、そういうものを、私どもがあっせんするんじゃなくて、団体の方が持ち回っですね、注文をとっていく、それのお手伝いを福祉課が行うということになっておりまして、そういうふうな資金的な面も含めてですね、支援をしているところでございます。

そのほか、議員さんがおっしゃるように、大きな支援というのはなかなかできておりませんが、今後におきましても、新しい障害計画ができますので、その障害福祉計画に基づいてもっと支援できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その中にもうたい込んでいきたいというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 平成14年の議会の質問のときには実績がないと、それでこの前の6月の議会のときにも実績がないと、こういうご答弁でございましたので、今課長のご答弁を聞く限り、まあそこそこの実績があるのかなという思いをいたしております。ぜひ積極的にその辺は進めていっていただきたいと思いますが。

市長、ちょっと今の件に関しましてよろしく申し上げます、答弁。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま障害者の自立支援法関連についていろいろ詳細なご質問がっておりますが、法が施行されまして、具体的には10月1日から具体的なあれだと思っておりますが、もうご承知のように、障害者自立支援法というのは、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す、これが目的でございまして、今までの知的障害あるいは身体障害、精神障害といった、そういう障害者の種別を一体とした取り組みをしようということで、特に今ご指摘のような就労関係につきましては、単なる行政の指導だけではなくて、それぞれの地域で支援できること、あるいは地域の事業主体で受け入れられること、もろもろあるかと思いますが、そういうものをトータルで、全体像としてつかまえようというのが目的でございますので、行政でできる範囲は積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 最後に、地域生活移行について質問させていただきたいと思いますが、障害福祉計画には、入所施設の入所者を地域生活に移行させなさいと、そのために目標数値を掲げるというふうになっておりますね。留意事項には、「施設入所者数を現在の利用者数から7%以上削減することを基本とする」と、こういう部分があります。地域の実情に応じて目標を設定するようになっておりますけども、この施設入所者数の現在の利用者数から7%以上削減すると。当然施設を出ていかれる方もおられるし、やめられる方もおられる。しかし、また新規の方もおられるわけですね、また新しい人も入ってくると。だけど、新規の人は計算に入れないというようなことが書いてありますね。

福祉計画の留意事項には、「新規の入所者については、グループホームとの整備を推進し、最小限にとめるように求めている」と、こういうようなことがあるわけですが、グループホーム、それからケアホーム、福祉ホーム、公営住宅というようなことがこの中に書いてありますけども、これは6月議会でも質問しまして、この基盤整備に関しては必要ですよ、これはやらなくちゃいけないところがあるわけですが、市の財政負担があるのかないのかということもあるわけですが、これはどういう形でこういう地域基盤の整備をやっていくのか。目標は掲げますよね、目標は掲げるけど、だれかがやってくれるだろうじゃないかんわけですから。かといって、市がやるとなればまた大変なことになるわけですけども。その辺はどうなっていますかね、この基盤整備については。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、7%以上削減をするということにつきましては、国の方からの指

針によりまして、平成23年度末までに実現をしていこうということでございます。それに伴いまして、太宰府市においてどれだけのニーズがあるのかというのがまず第1段階に入ってくるんじゃないかと思えます。これは、先ほどから何回も申し上げますように、実態調査の中でその人数というのが出てまいります。

それから、グループホームにつなげていくものですが、現在グループホームは、知的障害あるいは精神障害を含めて4グループホーム太宰府市の方にございまして、4つのグループホームで現在のところは運営されておりますが、太宰府市の方では余裕がございまして、よその市町の方からもですね、入ってきておられる状況でございます。それだけ、今のところはニーズが少ないんじゃないかなと思っておりますが、今後この自立支援法を進めていくうちにですね、やはりいろんな形でPRが出てきますし、また本人においてもですね、今まで活用、利用されていなかった方がぜひ行ってみたいというようなことで増える可能性が出てまいります。そのときにおいて、福岡県の方でそのグループホーム設立をどうするのかというのを今検討中でございます。特に、グループホームは病院系が多ございまして、例えば精神障害の方であれば精神系の病院の方がバックアップいたしましてですね、グループホームを建てまして、その中で治療とグループホーム、社会生活になじむようにですね、両方兼ねて運営されているところが多ございまして、今後もその形になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そうすると、今のお話では、ほぼある面においては余裕があるということで、今後実態を見て、その段階で県と協議をするということで、まだ財政負担がどうかこうとかという話にはならんということですね。わかりました。

3回にわたりまして、障害者自立支援法の質問をさせていただきました。先ほど市長の答弁がありましたように、できるだけ行政としても頑張っていきたいと、支援できるものは支援していきたいと、こういうご答弁をいただきましたので、障害者の自立に向けて頑張っていきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま副議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり、2項目について質問をさせていただきます。

初めに、市民サービスについてお尋ねします。

市役所を訪れた市民の皆さんに対する職員の対応が適切になされているかどうか、訪問の事項によっては、また訪れる課によっては市民の苦情を耳にすることがあります。

そこで、お伺いいたしますが、総合受付の充実、または各部ごとの受付の創設、特に福祉に

関する部門にはベテラン職員またはベテランOBを配置するとかの考えはありませんか。

また、人事異動時の職員教育について、十分に行われているのか。

最後に、私は、市民に奉仕する心が根底にないといけないと思いますが、いかがなものかお答えいただきたい。

次に、出張サービスについては、今住民票、印鑑証明等の書類をとりに来る内容については、市役所に来なくても済むようにならないか。できれば中学校区に1か所と思いますが、いかがでしょうか。

そこで、まほろば号との関連でお伺いしますが、この件につきましては6月議会の質問でもしましたが、そこはご容赦願いたいと思います。

先ほどの中学校区に1か所の出張所の話については、まほろば号導入時は、市役所を中心に公共施設にとのことでしたが、今後のまほろば号を考えたときに、市民の利用度を考えたときに、中心は最寄りの駅であり、毎日の買い物、病院等であり、市役所並びに五条駅ではなからうかと考えます。そこで、市民サービス、まほろば号をマッチさせた考えはいかがでしょうか。

2点目は、今問題になっております飲酒運転撲滅について。

今回、福岡市東区での事故を踏まえて、市長が今現在どのようなお考えを持っておられるか、端的にお伺いをしたいと思います。

再質問は自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市民サービスあるいは窓口サービス等の全般へのご質問だと思います。

まず、各部ごとの受付、福祉に関する部門はベテラン職員あるいはベテランOB等を配置するとの考え方はないかということですが、まず人事異動等の職員教育についてお答えいたしたいと思いますが、今後ますます高齢化が進んでいく中で、窓口にお見えになる市民の年齢層もこれに比例いたしまして高くなっていくことは想像に難くないところでございますが、そのためには、各部、特に福祉部門におきましては、その年齢に近い職員が対応するののも一つの方法ですが、今後とも職員の年齢、能力に応じた適材適所の配置に努めていきたいと考えております。

人事異動のときの職員教育につきましては、朝礼なり、職場内の研修あるいはミーティング等を行いながら、その業務能力の向上あるいは市民へのサービスの向上につきまして研修を努めておるところでございます。

次に、総合窓口でございますが、市民課業務に係ります出張交付サービス等につきまして、ご回答申し上げますが、各種の市民課窓口サービスにつきましては、自動交付機の設置あるいは休日や平日夜間の時間外開庁など、市町村によりましてはいろいろの方法をとっておるようでございますが、その地域の特性に応じた様々な工夫がなされているところでございます。

まず、総合窓口につきましては、行政改革推進委員会からもかねて実施に向けてのご提言をいただいております。関係します5つの部門において検討した結果でございますが、実務的に相当の困難性を伴うということから、現状検討課題といたしておるところでございます。

次に、住民票、印鑑証明等の出張交付サービスについてであります。出張所の新設なり、あるいは公共施設の活用あるいは個人情報の保護という観点からも相当の工夫が必要じゃないかと考えておるところでございます。これらの業務も、一部民間事業所へ委託するなど、検討の余地はあろうかと思えます。また、IT時代に即した事業の改善、サービスの充実につきましては、今後とも努力、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、まほろば号を活用してのサービスでございますが、昨今、1年間でございますが、昨年度で約45万人という多くの方のご利用をいただいております。市民の皆様方の交通手段として生活の中に定着しているものと考えております。

まほろば号の運行の基本方針は、市役所や市内に点在いたします公共施設等を結ぶアクセスの向上が第一であり、また高齢化時代に対応した交通網の整備でございます。さきの議会でもご提案をいただいておりますが、中学校単位でまほろば号の運行路線を設定する、いわゆる地域巡回型のルートを設定してはということでございます。そのルートの中に出張所があれば、サービスの向上につながり、まほろば号の利用者も増加するのではないかというご意見をいただいておりますが、今後も様々なご提案を参考にしながら、さらに利便性を考慮し、また効率性のある運行計画を策定していかなくちゃならないと考えております。

次に、飲酒運転の撲滅についてのご答弁を申し上げたいと思っておりますが、先月の25日でございますが、福岡市で発生いたしました飲酒運転によります事件、本当に痛ましい事件でありました。ご家族のご心痛ははかり知れないものと思っております。亡くなられた3人のお子様のご冥福を心からお祈りする次第でございます。

さて、福岡市で起こりましたこの事件、2日前に飲酒運転をしないようにと全職員に指導したばかりであったということでございます。また、事件発生後も全国各地で事故や摘発が絶えないという報道などを目にいたしますと、他人ごとではない、まさにこの飲酒運転というものがどういう受け取り方をされておるのか、他人ごとになっておるんじゃないかと、そんな意識すらするところでございますが、本市におきましても、この飲酒運転等を含めまして職員の綱紀粛正につきましては、これまでも適正に指導いたしまして、全職員への指導徹底を図っておるところでございます。このことを受けまして、去る28日の月曜日に即刻周知をしたところでございます。今後におきましても、事のいかに問わず、飲酒運転は絶対に許されないということ肝に銘じまして、職員の処分につきましても厳正に行っていく所存でございます。

また、市民啓発については、警視庁では9月12日から18日までの1週間を緊急飲酒運転取り締まり強化週間と定め、より一層の取り締まりの強化が図られておりますが、それ以上に、いろいろな形で今後飲酒運転に対する取り締まり、あるいは罰則の強化等が今検討されておるところでございます。

まず、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人には飲ませない」、この三ない運動の徹底を図るために、市民自ら自覚していただくことはもちろんでございますが、市の広報やチラシ等をはじめとして、機会あるごとに強く呼びかけていきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 午前中に、市長の方から全体にわたる回答をいただきました。各部の受付とか、それから自動交付機云々というお話もお伺いをしたんですが、一つ一つ担当部の方にお伺いをしていきたいと思っております。

まず、市民生活部が総合の、全体の受付を担当してありますので、1点、2点、お伺いしますが、まず皆さんの方に市民の方から、この受付に対する苦情が上がっていないかどうか。それと、先ほど市長がお答えになりましたが、総合窓口については現状検討課題となっておりますということでございますが、こういった検討を現状として検討をなされているかですね、その2点をまず市民生活部の方にお伺いをしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 窓口に対する苦情の関係でございますが、我々市民課の方で、本年2月に満足度調査という部分を、行革に沿いましたところで窓口対応に関する意識調査というものを行いまして、おかげさまで「満足」または「やや満足」との回答評価が65%をいただいております。「普通」まで含めると96%の市民の方に肯定的な回答、評価をいただいているという結果が出ております。今後もさらに市民に愛され、親しまれる窓口業務を目指して進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の総合窓口の関係でございますが、先ほど市長の方から答弁がございましたが、この総合窓口に関しましては、ちょっとさかのぼりますが、平成8年度に、関係をします5つの部でプロジェクトチームを編成いたしまして、当時市民課が中心となりまして延べ19回の検討会議を開催しております。関係する部、課の窓口業務を整理し、電算システムを検討した結果、必要な機器あるいは予算あるいは窓口職員体制が明らかとなったわけでございます。当時、いわゆる費用対効果といいますか、コスト意識を基盤に据えた行政運営の視点から判断すると、導入は極めて困難であるという結果に達したものでございます。

その後も、先ほど市長が答弁申し上げましたが、第三次あるいは第四次の行政改革推進委員会からこの制度の導入のご提言を受けておりますが、将来検討すべき課題というふうに位置づけをしておるといってございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） わかりました。今の調査の満足度の件ですが、これは市民生活部の受付に対する満足度というとらえ方でいいんですか。よその部署はこれには入ってない。

（市民生活部長関岡 勉「はい」と呼ぶ）

入ってない。

そしたら、まず健康福祉部長さんにお伺いしたいと思います。健康福祉部の方で、そういった窓口に対するですね、市民の苦情を耳にしたことがあるのかないのか、教えてください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 私も福祉に来て2か月半ほどしかたっておりませんが、私から来てからは特に聞いておりません。

ただ、やっぱり福祉部門については、やはり法令とか条例等によって、個人給付等につながる問題でございますので、やはりかなり無理難題申される場合もございますので、そういったものは発生するかというふうには思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それでは、2階の建設関係はいかがですか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 市民の窓口関係、建設部は、大体窓口というのはもう全部カウンター対応しておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ほかの部はもう、ほかの部と言っても、もう余りないけど、もう聞きませんが。2階は結構少なからうとは思うんですね、そういう苦情はね。どちらかというところ、本当の専門分野になってくるものですか。

自分が耳にしたのは、いわゆる、先ほど部長さんも言われましたけれども、法令が今どんどん変わる、条例も変わる。ですから、そこに長年おっても勉強せないかん部署というのがあつた。そういうところに、先ほど私質問の中でお話ししましたが、人事異動なんかです。ね、ぽつと行く。そこで、本当にその教育がなされた上で行っているのかと、私はそういうふうに見えないものですか。質問させてもらったんですが、実情いかがですか、部長、健康福祉部長。健康福祉部長も新しく行かれたけん、今そのあたりが。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 私も、健康福祉の部門では、健康の方は少しかじりましたけど、福祉は初めてでございます。やはり法律の改正が顕著に行われておりまして、非常に頭の痛い部署だというふうには自分は感じております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この人事異動のもと総務部長かいな。ちょっとご意見を。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 人事異動につきましては、一般職員についてはおおむね5年というふう  
に考えております。あと係長についてはそれより少し短くと、部長については3年がめんど。

それについては、やはり各部署を回ることによってその職員の能力が高まるというのも1つ  
ございますし、余り長くおりますと、もう「マンネリ化」という言葉がございますが、教練し  
たとおりにすればいいというようなことになってくると。また、いろんなお金を扱うところ  
については、漫然と扱いますと不祥事が起こるといような、いろんな経験層がございます、  
人事異動が必要ではないかと思っています。

ただ、福廣議員さんが言われるように、部署によってはベテランがおってもいい、あるいは  
その方によって指導をしていった方がいいという部署も何か所かやはりあるようでございま  
し、そこについては配慮をある程度しながら、5年を過ぎてもらっしやる職員については、  
そういう配慮をして置く場合もございます。一概に3年で切るとか5年でかわるとかとい  
うことじゃなくて、その事務の内容にも応じて人事異動により配置しているつもりでございま  
す。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それはもう、今部長が言われるのはよくわかっておるんですが、しか  
し対市民ということになってくるとそれだけではまずい場合も多々あるのではないかとい  
うふうに思っております。

というのは、要するに人事異動で他の部署に行って、そこに窓口業務がある場合、すぐ対応  
しなければいけないということはあると思うんですね。それは、やっぱり職員にとっては大変  
厳しいだろうと。そこに移って1週間なり10日なり、その勉強をする時間というのはあるん  
ですか。それか、仕事をしながら勉強か、対応しながら勉強するのか。そういう部署にかわ  
ったときにですね、そういう教育を受ける時間、特別なものじゃなくてもいいけども、そ  
ういう時間があるのかどうか。だれに聞いていいかわかりませんが、どなたか教えてください。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 人事異動をする場合に、1週間前に内示をするということに  
取り決めております。この内示はなぜするかといいますと、事務の引き継ぎが十分な  
されるように、あるいは次の事務に自分が立ち向かうための勉強の期間、あるいは  
今までやってきたことに対する整理の期間というふう考えておまして、その1  
週間でおおむね次の立場、自分の立場ということ、事務を引き継ぎながら勉強  
をしていただくということになります。配置してからは、課内の研修とい  
うんですか、OJTといいますけども、仕事をしながら、あるいは仕事を  
させながら、上司あるいは同僚からいろんなことを、知識を得ながら対応して  
いくことになります。行って即窓口で全部責任を持ってやんなさいよとい  
うようなところはないだろうと思いますので、そのなれる期間については、先  
輩が補佐をしながら、これがOJTでございませうけども、そういう指導を  
しながら窓口業務をスムーズに進めていっているというふう考えて

おります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 1週間で引き継ぎというのはなかなか難しいだろうと。自分の前おったところの引き継ぎがある、行ったところの引き継ぎがある、もうほとんど時間はなかるうというふうに思いますけども、一定それだけの時間はあるということでしょう。

もう一つは、よく昔言われたたらい回しということがあるわけですね。はい、次は向こう、何番、あっち行ってください、こっち行ってくださいということは、やっぱり高齢化社会、お年寄りが来た場合なんかには、やはりある一定その1か所でほとんど済むような形をとっていくべきではないかと、これはもう前々から思っていますが、そういう意味での総合受付、その一つの流れの中で、市民の方に動いてもらうんじゃなくて、そこは1か所で、座ったままでもう帰れるというぐらいの受付をぜひ考えてもらいたいというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） その件につきましては、先ほど市長の答弁の中でも若干ご回答申し上げておりますが、これは第四次の行政改革推進委員会の中での、今まさに議員さんがおっしゃってある総合窓口、ワンストップサービスについて考えをしないかということでございますので、平成8年当時に一定の整理はしておりますが、時点が大分下がっておりますので、再度そういうものを受けまして、関係する部、課と調整を図りながら、全体的に無理であれば、一部可能なところからでも実施できるような形で十分に検討をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それともう一点、再度になって申し訳ないですけども、市長に、いわゆる市の職員は市民に奉仕するという、この心が私は大事だと思いますが、市長、その点はいかがですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市の職員、地方自治体の、公共団体の職員、市民の全体の奉仕者である、市民に奉仕するそのサービス、これは当然のことで、第一義と思っております。そのための、いわゆる市民に接する市職員として基本的な知識、マナー、これはおのずから鍛錬、研修すべきである問題だと考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） よろしく申し上げます。

それでは、次に出張サービスの件ですが、いわゆるまほろば号との関連でお伺いするんですけども、先ほど質問の中でも言いましたけども、当初はやっぱり公共施設、市役所に来るためにということで我々も訴えもしましたし、そういう流れで来ておるといふふうに思います。し

かし、これがずっと続くというふうにお考えなのかどうかをまず地域振興部長にお伺いをします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 議員さんがおっしゃいますとおり、このまほろば号、コミュニティバスの運行目的の第一の目的が、それぞれ市内に点在いたします公共施設をバスによって結び、利便性を図るといのは、今後もその視点で整備を図っていきます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そこで、お伺いしますけども、いわゆる調査をする中で、市役所に来る回数ですね、個人が。というのは、そうしょっちゅう来るわけでもないし、多くないと思うんですが、いわゆる出張サービスを、一番多いのはやっぱり住民票というふうに、それだけでもないんですかね。来られるのは、書類とりとか印鑑証明とか、移動時は特に多いんでしょうけども、そういったときに、いわゆる市役所に来なくても済むような機関を設けることができないか。先ほど個人情報云々ということで市長お答えになりましたけども、しかしもうそういうことでやっておられるところもあるし。

今、各地域には郵便局が幸いにも幾つもあると。そういったところを活用してですね、できないのか。いわゆるまほろば号が今8台あるわけですね。中学校区が4校ですよね。4校よね、中学校は、ですよね。ということは、その1台ずつ配置して4台、観光に2台、全体の公共施設を結ぶのに2台持っていれば、別に高雄を走らせても買う必要性はないと、私はそう思うんですよ。だから、その各中学校区の中でどこを視点に回るかということ、駅であり、買い物であり、病院、病院がないところもあるでしょうけども、そういった駅とのつながりがない限り、まほろば号の乗車数というのは増えてこないのではないかというふうに思うんですね。だから、個人情報云々でそういう出張サービスは無理ですと、本当にそうなのか、そのやり方によってはですね、そういうことも考えられないのかなということを思っておりますが、再度、そこらあたりいかがですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） いわゆる出張所的な部分の機能を持たせたような部分はどうかということですが、議員さんもお存じだと思います、随分昔にですね、たしか商店、米屋さんあたりで住民票あたりの取り次ぎをやった、太宰府でですね、過去経緯もございます。それで、市内のこのエリアの中でそうした部分を実施して、それはもう途中で取りやめになっておりますが、そのあたりの部分を考えていきますと、どの程度ですね、需要があるのかですね。それぞれ中学校区4か所におきまして住民票なりの請求がどの程度あるのか、それに要する経費がどの程度見込まれる、見込まなければならないものかというような、そういうところをちょっとやっぱり調査をした上で、それで実質上どうなのかということで、昨日今日と出ております非常に厳しい財政状況の中で、費用対効果を考えていったときにどうなのかということ、ちょっと今ご提案されている部分は時間が必要かなというふうに思っております。

それと、もう一点は、この個人情報関係の部分が非常に厳しい部分になっておりまして、また11月から住民基本台帳の閲覧関係等々も非常に規制がかかるようになりよりますので、そうした時代の背景の中ではどうかという部分も一定整理をしないといけないのかなというふうに、両方あわせまして、時間をいただいて、ちょっと検討はしてみたいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

あと一点だけ主張しておきますが、いわゆるまほろば号に一人でも多く乗ってもらうということは、その需要に対しての供給ということになりますので、毎日乗るとすれば、駅、通勤・通学であるわけですね。通勤・通学で使えば必ず毎日乗られる。市役所に来るのは何か月に1回あればいいうち。公共施設もあるでしょう。しかし、そういったところには、別にそれを外すわけではありませんので、やはり毎日というか、しょっちゅう乗ってもらうためには、循環型にして、少しでも早い時間帯にもう一遍来ると。1時間に1本が30分、30分に1本が15分に1遍来れば、なおさらそれだけ乗る人は多くなるだろうという、これは想像の域を越しませんけども、そういったことでの今後の調査なり、実施するのにとられた方が、私は、駅というものを外してはこの運行というのは将来成り立っていかないだろうというふうに今現在は思っておりますので、ぜひ検討の中に加えていただきたいというふうに思います。

じゃあ、地域振興部長、最後にその点だけちょっとお答えください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） ご承知のとおり、今現在このコミュニティバスの運行路線につきましては、大きく分けまして4つの路線、そして6つのコースで日々、平日は109便運行いたしております。ご承知のとおり、この4路線といいますのは、大佐野・吉松回りが1本、それから水城回り、国分回りが1本、そして北谷・松川コースが1本、そして都府楼コースというふうに分かれております。だから、広い意味で言えば、それぞれ地区ごと、地域ごとに巡回をしているコースになっております。過去にも何回かアンケート調査、アンケートをやったことがありますけども、やはりその中の意見としても、例えば吉松から市役所経由太宰府駅、いわゆる天満宮とか内山方面に行きたいのだと。それで、都府楼駅前で乗り継ぐのは面倒というふうな意見もございます。

だから、必ずしも地域巡回型のコースが正解というわけじゃございませんので、またいろんな機会を見ながら、意見を聞きながら、どういうコース、路線がいいのかという検討は十分行っていくながら判断をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 先ほど言いましたように、今言われたそういうコースが必要な方にはそのコースの用意はしておくというような2本立てでやっぱりいかんとですね。だから、広い

循環、それと地域循環、これの組み合わせが必要だろうと。当然、吉松から太宰府駅、西鉄の太宰府駅の方にね、行く路線も、それは数は多くする必要ないから、少なくともいいから一日のコースの中に設定はするということは当然必要だろうというふうに思います。今後、課題の中にですね、検討課題の中に入れていただきたいというふうに思います。

余り時間もありませんので、その次の飲酒運転撲滅について、先ほど市長からご回答をいただいたんですが、細かいことをまた追ってお伺いをしたいと思うんですけども、まず今福岡県、福岡市、それから佐賀県、大分県と、現実にその職員が事故を起こした自治体については、処分をどうするかということが、毎日のように新聞に、またテレビでも取り扱いをされておりますが、現状、太宰府市としてのこういった飲酒運転に対する厳正な処分というのは、こうした場合はこうですよというものが現在あるのか、また今から飲酒運転については特別につくる考えがあるかないかをお伺いしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 太宰府市におきましては、飲酒運転に限らず、懲戒の処分をする場合について、国家公務員に適用されております懲戒に関する基準というのがございます。それに基づいて、私どもも倣って処分をするということで現在進めております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） その基準というのは何ですか。その基準の中に飲酒運転は関係ないわけ。ちょっと私もようわからんで質問していますが、その基準の中にいろいろあるわけでしょう。こういう場合はこうとか。だから、その中にこの飲酒に関することはあるのかないのか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 項目は幾つもございますけども、その中に交通事故あるいは交通法規の違反関係ということでありまして、ちょっと例示を言いますと、飲酒運転で人身事故を伴うもので、酒酔い運転で人を死亡させたり重傷を負わせた場合は免職とするというふうになっていきます。

酒酔い運転ですから、0.15mg以上のお酒を飲んでということですけども、それで人に傷害を負わせた場合は免職または停職、そしてこれは事故後にそれを適正な措置をしない場合はもうすべて免職だと。そういうふうになっていまして、例えば一番軽い酒酔い運転をして物損事故を起こした場合についても、免職、停職、これには減給というのは入ります。それから、一番軽いものについては、酒気帯び運転をして、した場合については、停職、減給、戒告と、そういうふうの中身は飛ばしましたが、免職から、最低は戒告というところまで基準がございまして、これを適用して処分をしていくという形になります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 別にこの処分を求めるために質問しているわけじゃないんですけども、今の基準を聞いてみると、ということは免職あるいは停職、場合によっては飲酒運転で人の命がなくなっても停職になる場合もあるととらえることができるんですね。果たしてそれで

いいのだろうかという気はするけど。そういうケースは少ないのかもわからんけども、ないんでしょうから、太宰府にね。ないんでしょう、今まで、この。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今まで、酒酔い運転で人を死亡させたり、あるいは重傷を負わせたりということはございません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） できましたら、「または」というのはやめて、こういう場合はこうですよとはっきりされた方がいいのではないかと私は思います。それぐらい、今この飲酒運転に対する一般社会の対応というのはそこまで厳しくなっていると。とにかく、お酒が入っておって事故を起こした場合はこうですよ。もう極端なこと言えば、飲酒がわかった時点でこまですよということを決められないんですか。飲酒をして運転をした場合には、もうその時点で職員は即免職というぐらいのことをしないと、もう命の部分で軽いときには抑止力にはならないのではないかと。事故起こさんけりゃいいっちゃろうという気持ちで運転をした場合は、その職員がかわいそうですよ。それで、万が一事故を起こしたときに、職員を守るためにもね、飲酒をして車乗った時点で免職というぐらいのことを決められてもいいのではないですか。いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在の新聞報道あるいはテレビ報道では、非常に福岡市のこういう事件が起きたにもかかわらず、警察の方で取り締まりをしたならば、かなりの方がやはりお酒を飲んで違反行為がある。で、なかなかその罪に対してこれぐらい、事故を起こさないから自分は大丈夫よというような意識がどうも強いようでございます。公務員は、それ以上にやはり責任は重たく、責任を負う立場でございますので、今、福廣議員さんが言われるように、お酒を飲んだら免職という形で定めれば定められると思いますけども、いろんなほかにも違反行為等々が公務員には義務づけられておまして、それとの対応も考えないといけません。例えば強盗に入ったら免職とかです。もう警察に捕まったら全部免職だというようなことになるのかどうか。その辺はある程度の過失の状況や対応等も考えて、現在ではもう飲酒運転すれば最低でも戒告、減給、停職だというようなことでございますので、これを今の時期では、昔は戒告でよかったのが最低でも減給ぐらいの強い処分で行きますよと、そういう気持ちは現在のところ私自身も一ランク上げた形での処遇にしていくと、そういう気持ちは今持ち合わせておりません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） そういうふうに言うのはなぜかということ、いわゆるそれをなくすにはどうしたらいいかということですね、ぜひ、組合関係もあるでしょうから大いに議論してほしいですね。飲酒運転をなくすにはどうしたらいいかということ一人ひとりが考えないと、こんな、極端に言えば罰則、免職だどうのこうの決めたって、それがなくなるかどうかと

というのはわかりませんよ、それは。だから、その努力をね、ぜひやっていただきたいと。先ほど市長も言われましたように、飲んだら乗るな、乗るなら飲むなという、これをいかに一人でも多くの方が守り切れるかどうか、社会がそれを見守るかどうか、それから職場も見守るかどうか、まさか上司がですよ、部下に対して、飲んでいのに、わかっておって運転していけかね、送っていけとか、そういうケースもありますでしょう。そういう場合は、もう本当にそういう地位をかさにそういうことをした場合にはね、嚴重にやっぱりせないかんけども、まずは先ほど市長も言った、飲んだら乗るなというですね、ここに書いてありますけども、いわゆる日本社会のモラルの低下、病理現象が進んでいることを本当に見抜いて、一人ひとりが身の回りから考えてルールを守るということをしていかなとですね、いかなと思います。

ちょっと過ぎましたけど、した人も被害者も加害者もどん底に落ちるわけですから。私が知っている例を申し上げてあれやけど、それは幸いにして、真夜中飲酒運転でぶつけて正面衝突して、相手側が死亡事故にならなかったからまだよかったかもわかりませんが、そのかわり3人重傷、本人も骨折、そういうことで入院して、保険はおりん、相手の賠償はせないかん、それは保険からおりますけども、それに対する対応から非常にやっぱり、最終的に執行猶予はつきましたけども、有罪判決を受けて今はおとなしく、もう今車に乗れませんから、当然。それももう何十年にわたって飲酒運転をし続けた結果、そういう事故でやっとなつたという、人を殺さずによかったというですね。これは、もう今年の1月の話ですけども、本当、相手のところに行ったりいろいろしながら、大変な思いをしましたけども。

だから、特に飲酒運転、今社会的な問題になっています。普通の運転をしようとして事故が起きるわけですから、飲んだらわからんように自分はならんと思うとって、そうなるから事故が起きるわけですから。自分は大丈夫ということはもう全く言えないというふうに私は思います。そのときに、状況によって、それはお酒を飲まれる皆さん方がよくわかると思いますけど、そのときの調子によって全然違ふと。皆さんは飲酒運転なんかせんから、うちの議員さんも、そういう飲酒運転なんかはやったというのを聞いたこともないし見たこともありませんので安心ではございますが、やはり近隣でこういう問題が起きている今だからこそ、これをですね、本当に大きな声を上げて言っていかないと、これは時間がたてばまたもとのもくあみになりかねないということになると思いますので、その点をぜひお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目について質問させていただきます。

ペットボトル回収における市民啓発と指導についての質問です。

我が国では、昭和58年、食品衛生法により飲料容器として認可されたペットボトルが、今や

お茶、ジュース、酒類、しょうゆなどに広がり、食品容器としても、我々の日常生活の中で暮らしに果たす役割は大変貴重かつ重要なものとなっております。ガラス瓶に比べ、軽くて持ち運びがしやすく、冷蔵庫への出し入れやコップに注ぐときも楽であり、その材質は衝撃に強く、落としても割れにくい、しかも外観は透明で光沢があり、飲み物のおいしさを引き立たせるという特徴を持っております。さらに、流通過程で輸送コスト削減にも役立っており、便利で非常にすぐれた容器であると言えるのではないのでしょうか。

ところで、安全性はどうかと申しますと、ペット樹脂からつくられるペットボトルは、食品などを入れても安心、燃やしても安全と言われており、木や紙と同じ炭素、酸素、水素の3元素からできていて、燃やすと二酸化炭素と水になるだけで、有害物質を出さず、焼却炉を傷めることもないということが、財団法人総合安全工学研究所により実証されております。また、食品容器としてアメリカのFDA、すなわち連邦食品医薬品局の規格に合格し、日本においても食品衛生法に基づく規格に適合し、その安全性は公的機関によって保証されています。

しかし、こうした中で、大量生産と大量消費は資源の限界を生み出し、エネルギーのむだ遣いや廃棄物の不法投棄など、環境破壊につながってまいります。したがって、近年は、地球環境を守るため、世界規模でリサイクル運動が進められておりますが、我が国でも資源循環型社会を目指し、平成7年にリサイクル法が公布され、試験段階を経て平成12年から完全実施となりました。企業の参加も義務づけられ、対象品目のガラス瓶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装をまず消費者が分別排出し、市町村が分別収集を行い、事業者が引き取って再商品化を進めるという容器包装リサイクル法が施行されております。

自治体によっては、細かい分別を実施されているところもありますが、本市の場合、月に一度、回収したペットボトルを春日大野城リサイクルプラザに持ち込み、処理していただいております。がしかし、その出されたペットボトルはいいかげんな分別袋が多く、春日市、大野城市に比べ、非常にマナーの悪さを露呈しているのが実情です。

日本有数の観光地太宰府、文教の地太宰府は、九州国立博物館でますます人気を博し注目を浴びておりますが、この悪癖を払拭し、率先して全国の手本とならなければなりません。ルールを守らない一部のでたらめな市民や事業所の行為は、大変不名誉で恥ずべきことであります。この件に関しては、積極果敢に行政のリーダーシップを発揮していただいて、啓発指導に当たれば、短期間で改善できると思います。

ここで質問をいたしますが、先々月、環境厚生常任委員会の管内視察に環境課の方々も同行されたと同っております。本市のペットボトルの回収された中身をご覧になってどう感じられ、今後どのような対策を講じられるのか、お尋ねしたいと思います。

以上1項目につきまして、ご答弁をお願いいたします。

再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 春日大野城リサイクルプラザでは、春日市、大野城市及び太宰府市

のペットボトル、白色トレーの選別や圧縮の処理をしておりますが、発泡スチロールやプラスチック類、缶類などの不燃物、汚れが付着したものや飲み残しがあるものなど、リサイクルをするための不適物の混入が多く、処理業務に影響を及ぼしているとの報告を受けております。

また、今回、ご指摘をいただいておりますとおり、本市の搬入物は他市に比べまして不適物の割合が多く、適切な排出方法の啓発や指導を求められているところでございます。

市といたしましては、広報や回覧板などで呼びかけをするとともに、収集業者とも連携を取り、正しく分別されていない指定袋については、警告シールを貼付した上で未回収とするなどの措置をとってまいりましたが、なかなか改善の方向には向いていないのが現状でございます。

このため、再度回覧板で出し方のルールを啓発するとともに、職員による見回り調査を行い、正しく分別されていない指定袋については警告シールを貼付した上で未回収とすることによって、排出者に対しての指導啓発を行いたいと考えております。

また、これとあわせて、排出量が多い事業所に対しましては、指導啓発のための巡回訪問を行い、不適物の混入を減少させたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 大体概要はわかりましたけれども、今回のこのテーマにつきましてはですね、粘り強く質問をさせていただきたいと思っております。

まずですね、7月上旬に環境課の方々も視察されたわけですが、今日が9月15日でございます。それから約2か月間経過しておりますが、その間、改善のためにどのような努力をされてきたか、お尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 7月の視察におきまして、春日市、大野城市と比較いたしまして、不適物の混入が多いとの指摘を受けております。これを受けまして、先ほど申し上げましたような回覧板による出し方のルールの啓発、職員による見回り調査及び正しく分別されていない指定袋についての警告シール貼付による指導啓発、排出量が多い事業所に対する巡回指導を行うなど、不適物の混入を減少させるための指導啓発計画を立てまして、10月にはこれを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 一応計画を立てられて10月から実施されるということですが、この件に関しましてはですね、環境厚生常任委員の方々も大変憤慨されております。ここに視察後のですね、委員会の議事録がございまして、私も読ませていただきました。その中で様々な意見が出されておりましたが、このペットボトル問題は、数年前から指摘されていたことで、当然何らかの具体策が既に出ていないとおかしいという、これはもう環境課の怠慢ではないか

という意見もございました。その件に関してはご存じでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） さきの環境厚生常任委員会での現地視察という部分につきまして、総括の段階で、私も出席をさせていただきまして、環境厚生常任委員さんの厳しいご指摘は受けております。そういうことでございますので、今までも十分に市民に対して啓発指導を行ったところでございますが、その部分が浸透していないという現実を目の当たりにいたしまして、再度これの啓発に向けまして十分に尽力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、今後の市民啓発としてですね、先ほどおっしゃいました広報や回覧で呼びかけると、そして見回り調査あるいは事業所に対して巡回訪問すると。で、悪質な場合には、警告シールを張るというお答えでございます。

ただ、私、広報とかですね、ホームページ、これで知らせるということも、大変、周知を図るということも大変大事なことだとは思っています。これはこれでやっていただきたい。

ただしですね、市民への周知が本当に徹底できるかどうかと。で、徹底できて、成果が期待できるかな、こういうふうにちょっと疑問でございます。

で、そのほかにですね、今ご回答いただきましたほかに、何か妙案、また何か方策がございましたらお聞かせいただければと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） このごみの正しい出し方につきましてはですね、毎年発行しております「家庭ごみの正しい出し方」という分を各世帯に配布するとともに、今ご指摘になっておりますような内容を太宰府市のホームページにも掲載いたしまして周知を図っておりますが、なかなか細部にわたって見ていただけないという状況もございます。このため、正しい方法で出されていないごみにつきましては、回収の際に指導啓発を行えるような警告シールの作成や多量排出事業所への巡回訪問を行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 回収の際には警告シールを張れたらいいという、そういう形で指導するという、こういったやり方も一つの方法であり、これはこれで私も尊重したいと思います。しかし、その指導された一部の事業所とかその行政区、その部分だけで効果が出る、それはもう出ることにこしたことはないんですが、市全体で見たときにどれぐらいの効果が上がるのか、それは甚だ疑問であります。

で、私は、全体的なですね、底上げをするためには、全事業所や全市民の方々にいかに正しい分別排出を徹底していただくか、そしてそのために大変難しいんですが、周知を図るということは、いかにして周知を図るかが改善の大きなポイントだろうと思います。

ここですね、本市の状況を知っていただくために、2枚目の資料をご覧くださいと思います。

皆さんご存じのように、黄色い袋にペットボトルと白色トレーを入れるようになっております。しかし、この現状を見ていただきますとですね、プラスチック容器が入っていたり、あるいは空き缶、それからキャップつきですね、で、キャップは外して入れるというのが常識的なことなんです、こういったふうなでたらめな入れ方をしているということですね。それから、まだまだほかにたくさん、証拠写真じゃないですけども、たくさんございます。

ぜひ、興味のある方はこれを全部見ていただければですね、いかに太宰府のペットボトルごみの出し方がずさんかということでございます。

ほかにも、ペットボトルと発泡スチロールを混入させたり、あるいは掃除機のホースが入っていたりですね、それからひどいになりますと、猫のふんとその砂ですね、こういったものを黒い袋に入れて一緒にペットボトルに入れるとか、それから紙おむつが入っているとか、こういったこともあったそうでございます。

こういう状況ですから、ぜひですね、正しいごみの出し方を全市民に徹底していただきたいというのが、私の今回の言い分でございますけれども、ここで質問をさせていただきます。

その前にですね、表の資料をちょっとご覧いただければと。これが調査結果でございますが、大体平成17年度の調査分でございます、時期は余り3市とも変わりません。搬入台数はですね、一月に春日市が9台、大野城市が10台、太宰府市が8台と。

そんなに遜色はないんですが、あと、調査項目の欄を見ていただきますと、ベールとトレー、これは と が良品でございます。要するに、これは再生可能なものだということですね。で、ベールといえますのは、(注)を見ていただきますとわかりますように、減容化されたもの、すなわちペットボトルを圧縮して容積を減らし、取り扱いやすくこん包したものです。ご覧になったことがあられると思いますけれども、こういった良品、それからトレー、あわせて3番目、 のところになります。で、春日市の場合はですね、1か月で1,434.04kgのペットボトル、白色トレーを搬入されて、そのうち80.7%が良品であると。それから、大野城市の場合は、1,293.25kgで78.5%が良品であると。じゃあ、太宰府市はどうかと申しますと、一番多いんですね。1,553.71kg搬入されて70.9%と。3割が、その表のトレーの下ですね、不良トレーが入っていたり、汚れたものですね、それから色つきのトレーとか、それからキャップつきのものが入っていたり、それから燃えるごみ、先ほど申しました燃えるごみとか、それから不燃物ですね、缶や瓶、こういうものが混入していたということございまして、2市に比べてですね、大変劣っております。

それから、下の表をご覧くださいと思うんですが、これは平成18年度の方でございます、7月までの集計ということで、これ太宰府市の場合は、ペットボトルは月に1回でございますけれども、これを何ブロックかに分けて回収をされていると思うんですがね、清掃会社の方が。例えば4回収して持ち込んで、3回が不適物搬入であるというふうなとらえ方です

ね。それぞれ7月までの合計を見ますと、春日市が3回、不適物が3回です。それから、大野城市の場合は7回、太宰府市の場合は10回と、こういうふうになっております。大変成績が悪うございます。

そこで質問をさせていただきますけれども、春日大野城リサイクルプラザに持ち込まれました太宰府のペットボトルの分別が大変にずさんだったということが、皆様もおわかりいただけたと思うんです。じゃあ、ここでクレームのつかないですね、正しいペットボトルと白色トレイの出し方を、ルールをお教えいただきたいと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まず、ペットボトルの対象となりますものはですね、炭酸、果汁、お茶、ミネラルウォーターなどの飲料用の容器やしょうゆあるいは酒類用の容器で、ペットボトルの材質表示マークがついているものでございます。

ペットボトルは、先ほど言われましたが、キャップを外して、飲み残しがないように中をすすいで、水切りをしてから指定袋に入れて出していただきます。

なお、本市におきましては、品質表示などがわかりにくくなることから、外側のラベルについては外さずにそのまま出していただくようにしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。キャップはとって、キャップは燃えるごみに出すと。それから、ペットの中を水洗いして、そのまま放置しておけば乾燥しますのでね、中が。乾燥したものをその黄色の袋、ごみ袋に入れると、そして出すということでございますね。

私も、議員になりまして議員研修がありました。で、そのときに春日大野城リサイクルプラザを視察したときからですね、これを実施しております。ですから、何も難しいことはないんですよね。いい習慣を早くつけていただくということで、我々公的な者からやはり模範を示さなければいかんと思うんです。ですから、ぜひ、これをお聞きになっていらっしゃる方で実践されていない方は、今日からでもですね、やはり実行していただければなと思います。

では、ペットボトルとですね、白色トレイの回収量は、月ごとによって違うわけですが、先ほどの資料によりますと、一度の回収で車8台分が搬入、春日大野城リサイクルプラザに搬入されるわけですが、年間どれだけのコストがかかるかお尋ねをいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） これの選別や圧縮の処理はですね、春日大野城衛生施設組合に委託をしております、平成17年度の処理の委託量は637万6,000円となっております。

収集運搬に要する経費についてでございますが、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみとあわせての契約となっておりますことから、回収量のごみ全体の約1%であることから、単純な案分もできず、明確な経費というのは算出できませんが、粗大ごみを除きまして可燃ごみが月に8回、不燃ごみが月に3回、ペットボトル、白色トレイが月に1回の回収となっておりますの

で、約12分の1と考えますと、平成17年度の収集運搬委託料は約2,980万円となるようでございます。これを合わせますと、トータルで約3,617万6,000円になるようでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 3,617万円と、これだけの、これペットボトルだけのですね、委託先の清掃会社の分も入れてですね。

（市民生活部長関岡 勉「そのとおりです」と呼ぶ）

春日大野城リサイクルプラザへの支払いが637万6,000円で、運送経費が、清掃会社に支払う分が2,980万円で、合わせて3,617万6,000円ということでございますね。これだけの多額なお金がかかっているわけですね。

で、今回はペットボトルと白色トレーに関して質問をしておりますが、では可燃物、それから瓶や缶類などの不燃物、それから粗大ごみを含めたですね、処理費用と運搬費用、合計、年間どれぐらいかかっているのかわかりましたらお教えてください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） おおむねトータルで、大野城市と太宰府市の環境施設組合も含めまして、おおむねで16億円、16億円程度かかっているようでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 16億円ですね。これはですね、やはり可燃物の割合が非常に大きいんじゃないかなと思っています。高速道路を使って福岡まで持っていったという。ですから、この辺もですね、含めまして、ぜひですね、今回ペットボトルで質問させていただきましても、この4つのですね、分別方法を市民一人ひとりが理解し、協力していただいて、正しいごみの出し方を習得していただくと。そして、ルールをしっかり守ってもらえればですね、もう莫大な経費削減になること間違いありませんし、昨日のですね、教育予算の捻出に寄与できるのではないかと思います。

そこで質問をいたしますが、まず手始めにペットボトルの正しい意識づけをいかに浸透させ、本気で考えていかなければなりません。ペットボトル分別方法の啓発チラシ、こういったものを全世帯に配布してほしいと私は個人的に思っておりますが、ぜひ実施していただければなと思っております。いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この正しいごみの出し方をですね、徹底していけば、ご案内のようですね、ごみ処理に要する経費の削減は可能であるというふうに考えております。

ご提案がありましたチラシを全世帯に配布してはどうかということですが、市民の皆様積極的にいただける方法とし、読んでいただける方法として参考にさせていただきますが、まずは正しい出し方をしていない市民に対する指導啓発を先に行わせていただきまして、そこに重点を置きまして不燃物の混入率の減少というものを図ってまいりたいというふう

に考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） その正しい出し方をしていない方々というのは、わかりますかね。こちらで把握できるんですかね。つかめるんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） これにつきましてはですね、職員と、それから事業者の方で、出す日にちが決まっておりますので、出す日にちの回収前に調査をしまして、そして正しく出されていない分については、警告シールを張って、それについてはもう持っていけないと、そのまま置いていくというような形の中で、そういうことで啓発を図って、まず7割の方は正しく出しているわけですから、30%の方が正しく出していない部分で非常に大きな影響を受けておりますので、その30%をつぶすと。30%の人に変わっていただくということにまずは主眼を置いて、環境課の職員が汗を流したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それは、ごみ全般ですよ。ペットボトルだけじゃなくて。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今ご指摘を受けておりますこのペットボトル、これにつきましてやらさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。そういうやり方も一つの方法でございます。で、今現在ですね、太宰府市が2万6,000世帯、それから1,800の事業所がございまして、チラシを仮に作成していただくとすれば2万8,000部になるわけですね。で、約3万部としまして印刷費が大体25万円以内ぐらいでおさまると思うんです。で、やはり私は必ずこれを配布して協力を願えば、答えは出てくると思うんですね。ですから、成果の出る先行投資というものは必要ですし、少しでも正しいペットボトルの出し方を早急にですね、知らせるべきではないでしょうか。

それで、ここです、もう一工夫ですね、盛り込んだ提案をさせていただきたいと思ひます。

もしこのチラシを仮につくっていただけるといふふうに仮定のもとでお話をさせていただきますが、例えばそのチラシのところのタイトルにですね、ペットボトルと白色トレーの分別にご協力をとということ、仮に合点チラシといふふうにちょっと名前をつけさせていただきますが、そのチラシを、正しい手順のチラシに目を通した方は、合点したと、納得したよということ、切り取り線を入れまして下の方にですね、その世帯主あるいは家族の代表の方のお名

前を書いていただく。そして、住所を記載して自治会あるいは組長さんに提出すれば、一巻きのペットボトルの回収袋がもらえるというふうなですね、こういった形で各行政区に協力をお願いして、環境課主導で期限付きの一斉キャンペーン、こういったものを実施されたいかなものでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今申されておりますこのチラシを活用したキャンペーンの実施によって、いわゆる市民の理解を深めていくというご提案につきましては、大変貴重なご提案であり、今後十分に参考にさせていただきたいというふうに思っております。

市といたしましても、一人でも多くの市民に正しいごみの出し方を理解していただくことが、ごみ減量につながる重要課題であると考えておりますが、正しく理解してある市民も多く、まずは正しい出し方をしていない市民に対する指導啓発に重点を置きまして、不適物の混入率の減少を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 私と見解がちょっと違うようですがね、ここはですね、やっぱり原点に戻ってですね、例えば各行政区に組長会議というのがありますよね。で、こういった組長会議で20分、30分を、もちろんそれは区長の了解を得ると。それは区長会議でですね、説明もしていただいて了解を得る必要がありますが、行政区別ですね、訪問日程を組んで、二、三十分の正しいごみの出し方ですね、生ごみも含めたですね、出し方を説明するという機会を設けられたらどうかと思いますけれども、いかがでしょう。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） このごみの正しい出し方につきましては、市民に十分、先ほどから申し上げておりますように、理解をしていただく必要があるのではないかとというふうに考えております。

現在でも、環境課では、いわゆる出前講座でありますとか、小学校や中学校の授業に出向いて太宰府市のごみの現状や分別リサイクルの説明をしております。各行政区からも、要請があれば出向いての説明を行いたいとは考えておりますし、積極的に市から働きかける必要があるうかと思っておりますので、今後十分に検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。それでですね、もう一押し質問させていただきますけども、その各行政区におきましてね、4種類のごみの正しい出し方の説明と、それから先ほどのですね、合点チラシのキャンペーン、こういった両面作戦でやっていただくそうですね、かなり効果が期待できると思います。そういった環境課だけで人手不足であればですね、他の部署からも応援をいただいて、これはひとつ市全体で取り組んでいただいて、実施計画を立て

て、ぜひぜひ実践していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 特に、この再資源化を目的として回収しております廃棄物につきましては、市民の皆様にごみの正しい出し方を十分にご理解いただき、ルールに従いまして出していただくことは大変重要なことであるというふうに思っております。

このため、指導啓発方法につきましては、ただいまご提案いただきました方法も十分に参考にさせていただくとともに、まずは正しく分別していない方への対処方法の一つといたしまして、環境課職員が汗を流すということで、その正しく出していない方々に、警告シールの貼付等によりまして適切なごみ処理の推進に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、しばらく時間をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それですね、私がここで申し上げたいのはですね、市の職員の方々がやはり行政区に出向いてじかに顔を突き合わせて説明をしていただきたいと。で、そうしないと、本当にですね、こういった熱意というのは伝わらないと思うんですね。私はそういった動きが最も大切だろうと。ですから、そういった熱意を持って接して説明すれば、必ずや結果はついてくると思います。

現在、世界規模でリサイクル運動が進められておりますし、我が国も回収率は世界水準には達しております。欧米に遅れてスタートした日本のペットボトル回収システムが、現在生産量の5割近くが回収され、再利用されておる。で、環境保全にも役立っておるということでございます。2006年度のリサイクル施設は、全国で59社の71施設だそうです。回収率の伸びが目覚ましく、今後市町村や関係団体の回収率アップの働きかけはますます活発になることが予想されます。ですから、こういった機運をですね、大切に、本市も真剣に取り組むべきではないかと思っております。

最後に、市長にお伺いしたいと思いますが、先ほどの資料写真で本市のペットボトルと白色トレーの状況を見ていただきました。どのような感想を持たれ、どうすべきか、ご意見をお聞かせください。

また、提案させていただきましたキャンペーンについても、ぜひですね、実施の方向で考えていただければと思いますが、ご回答よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまごみの回収問題、特にペットボトル、白色トレーの分別回収問題がありますが、本市におきましても可燃ごみの減量並びにリサイクル推進に向けた重要な施策として取り組んできたところでございますが、ただいまいろいろご指摘のとおり、排出方法の指導啓発を今後とも行いながら、不適物の混入率を減少させるということでございます。ただいまご質問と同時に貴重なご提言をいただいたわけでございます。適切なごみ処理を推進してい

くために、さらに行政としても取り組んでまいりたいと思います。

と同時に、市民の皆様にも一層のこのごみ問題に対するご理解とご協力をお願いいたして、今後、太宰府市のこの分別を、ごみ収集につきまして、適切な処理がなされるように皆さんと一緒に努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、ありがとうございました。

このごみ問題はですね、やはり全市民を巻き込んだ協力、こういった動きが必要だろうと思います。そして、今回のこのペットボトルに関しましてのその市民啓発をするにはですね、春日大野城リサイクルプラザへの見学も必要でしょうし、それからごみの減量化推進も必要でしょう。今回、財政難を乗り切るための一例としてキャンペーンの提案をさせていただきました。

春日市や大野城市を上回る85%を目標にですね、ぜひ市職員一丸となって取り組んでいただきますことを強くお願いするものであります。

損して得とれのことわざにもございますように、ごみ対策におきましては、効果的なですね、先行投資で大幅なコスト削減が実現可能なことを断言いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時30分まで休憩いたします。

休憩 午後2時13分

~~~~~

再開 午後2時30分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔16番 田川武茂議員 登壇〕

16番（田川武茂議員） 議長より、ただいま許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

私は、太宰府市コミュニティバスまほろば号の高雄地区乗り入れについて質問を行います。

この件については、3月議会におきまして、地元中林議員からの質問がございましたが、私は違った角度から質問を行いたいと思います。

太宰府市コミュニティバスまほろば号が運行開始されまして、既に9年を迎えておりますが、今現在、高雄地区を除いて市内全域にまほろば号が運行されております。しかし、高雄地区の運行が遅れましたのは、道路の問題がありました。しかし、今現在は今年3月末に家の前・今王線の新設道路が開通し、地元の人たちはもうすぐまほろば号が団地に入ってくるばいと、一日千秋の思いで待ち望んでおるわけでありまして、そうした人たちの気持ちを私は察してあげなければならないと思います。それが行政のやるべき責務ではないでしょうか。

今、団地の高齢者、すなわち自動車に乗れない人、免許証を持たない人、そうした社会的弱者の人は交通機関を利用して市役所あるいは中央公民館、そしてまた福祉施設等においてになっておるわけであります。市長は、この12年間の政策の中で、「市民が真ん中」、そして太宰府市民が安全・安心に暮らせるまち、太宰府に住んでよかった、太宰府に住みたいと思われる元気のあるまちづくりに取り組んでまいりますとあってこられました。そうであるならば、高雄地区にコミュニティバスまほろば号の運行を早急に認めるべきじゃないでしょうか。

先日、まちづくり総合問題特別委員会で地域振興部長から、まほろば号の委託料について歳出削減を考えておりますと説明がございましたが、その内容について詳しくご説明をお願いしたいと思います。

あとは自席にて再質問を行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まほろば号の高雄地区乗り入れについてご回答申し上げます。

平成10年4月にコミュニティバスを開設して以来、現在では4路線6コースを運行いたしておりますけども、市内全域を東西南北という視点で見ますと、現在の運行路線では、南地域、つまり高雄、高雄台、梅が丘地区から五条や市役所方面を結ぶ路線は、残念ながら今現在整備はいたしておりません。

この地域につきましては、ご承知のとおり、西鉄による路線バスが一部で運行をされておりますが、まほろば号の運行を望む声は以前から届いておりまして、運行に関する事前のアンケートなども行ったところでございます。

現在、このような状況を踏まえまして、現行の西鉄路線バスとの競合調整あるいはまほろば号路線の全体的な見直しなども含めまして、様々な角度から検討いたしておりますので、この高雄地区への新規路線開設につきましてはの判断は、いましばらく時間をいただきたいというふうに思います。

次に、2点目の歳出削減策についてでございますけども、平成17年度の決算書の中でも報告をいたしておりますように、平成17年度の歳入歳出の結果、約9,900万円の運行補助金を支出いたしております。したがって、当然のことながら、この補助金をいかに削減するかというのは、日々の重要課題として、内部協議はもとより、委託いたしております西鉄とも機会あるごとに積極的に協議を重ねております。

ご質問にあります削減策の主な内容でございますけども、まず1つには、全体を見たときに利用者の少ない路線の減便あるいは廃止の検討、さらには土曜日、日曜日、祝日ダイヤの減便、さらには西鉄に委託しております内容の中の人件費の削減など、様々な検討をいたしております。

また、歳出削減のみならず、歳入に直接結びつきます利用者の増員につきましても、様々な方策を検討いたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 平成17年度9,900万円は、これはわかります。しかし、平成18年についてはですね、7,000万円予算化しておるわけですけど、その分何か西鉄と協議をしてですね、運行の間引きをすとか、あるいは運行の廃止をすとかですね、そういったものが決まっておるわけですか。そうでなかったら、やはりその9,900万円、平成17年度に基づいてですね、やっぱり予算化、これすべきじゃないか。もしそういった、またですね、議会の中でも、いろいろカンパを募集するとかですね、そういった方法、まだ何一つ決まっていなわけですね。で、雑収入もない。そういった、それはいつごろ、また12月にはですね、そういった例えば7,000万円足りない、7,000万円ですから、あとは補正でこう出すんですか。もうそういうことになりますか。

で、今ですね、運収が5,000万円と、そういうことになっておりますけど、一日の乗客が今1,200人ですよね。それは、認識されておると思うんですが、で、土曜、日曜はですね、日曜日が780人ですね。土曜日は平日並みの1,200人乗っておられるわけですよ。で、そこら辺の根本的なですね、どういうふうな計画をされておるのか、そこら辺が私は全然わからないわけですけど、それは地域振興部長、まほろば号の高雄乗り入れについてですね、非常に頭を痛めると思うんですが、それでももう少しですね、西鉄とどういうふうな話をされておるのかですね、中身についてちょっとご説明できますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 西鉄と今協議をしている主な内容につきましては、1つは、今現在の星ヶ丘線、これが1日、平日、多いところでは50便前後走っておりますけども、この星ヶ丘線を高雄地区まで延伸をしたらどうなるのか、市が幾ら負担する必要があるのか。あるいは、今現在が、星ヶ丘線、運賃が初乗りが160円、最高で280円の運賃体系になっておるわけですけども、もし仮にまほろば号を高雄地区、星ヶ丘地区、青山地区を経由して高雄地区に行った場合に、その運賃の格差、これをどう解決するのか、そういうのも今現在主にやっているわけです。そして、その次には、先ほど申しましたように、利用者の少ないコースをもし減便すれば幾らの経費が減るのか、そういうのも含めて、いろんな視点から今現在検討を重ねております。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） いろいろ検討されておるようですが、これは幾つかやっぱり方法はですね、あるのではなからうか。今部長がおっしゃるように、西鉄バスに乗り入れをさせて、その60円分を補助するとかですね、いやみんながみんなじゃないですよ。60歳以上とか、あるいは65歳以上はね、市の方でそれを負担するとかですね。これは、現在そういう話が来ております。これは、星ヶ丘の居住者の方からですね、まほろば号は100円だと、我々160円出しよると。だから、何で我々も100円にすべきじゃないか、あと60円を市の方でね、やはりこれも全部が全部というふうにはいきません。だから、60歳以上とかですね、あるいは65歳以上、70歳

以上とかですね、そういった補助を認めるべきじゃないか。これはやっぱり地域格差と思うんですよね。そういった声があります。

これについてはですね、本当に私にもわかりません、実際言って。難しい問題です。これがですね、それはどういうことかという、西鉄の路線バスと競合していなかったらいいんですよ。競合していなかったらですね、簡単ですよ、これは。だから、競合しているところに大きな問題があるわけですね。そこにまほろば号を通すと。やはり、そりゃ160円より100円にみんな乗ってきますよ。そうすると、今度は西鉄が嫌がる。いやもう儲からんから引き上げますと言われたら、これは大変なことですよ。だから、そういった問題があります。だからですね、この問題本当に頭が痛いところで、それは私もよくわかるんですけど。

で、これがですね、まほろば号が現在9台ですね。1台は予備車です。それで、運転手がですね、11人です。簡単にですね、3,000万円カットするとかですね、そういうことを言っておられますけど、そうなるそうですね、仮に1時間に3本通しているのがですね、3分の1ですから、2本になるわけですね、30分に1台になるわけですよ。そうするとですね、今まで5,000万円収入があるのが、今度はそれが3,500万円に収入が落ちるかもわからん、そういった大きな問題があるわけです。だから、私も西鉄の方に「どげんなっとるでや」、話を聞きました。そうするとですね、3,000万円の削減をするととなると、運転手と、人件費とバスをですね2台、運転手を2人削減しないとそれに見合いませんというわけですよ。仮にそのダイヤを間引きしただけではですね、到底追いつきません。それが、もう日曜日は全休するとかですね、そういう方法をとるしかないでしょうと、そういうことを言っておられました。それに私もまああそうかなと思っておるところですけどね。

しかしですよ、今はね、高雄地区、高雄、それから高雄台、それから梅ヶ丘、こういうあそこへ世帯が1,500世帯あるわけですよ。で、こういう人たちはですね、やはり固定資産税あるいは市・県民税、いろんな問題、やっぱり協力をしよるわけですよ、ねえ。そして、やっぱりこっちの方にバスが来ない。だから、そういう声を聞くとですね、本当に我々として、議員として、やはり申しわけがない。これは何とかやっぱりひとつお願いをしてですね、早くバスを乗り入れしてもらいたいなというような気持ちがあります。

そういった気持ちに対してですね、あなたたちは去年ですか、「昨年10月に実施いたしましたアンケートの内容などを十分精査し、分析をしながら、今後さらに慎重に検討してまいりたいと思います。できるだけ早く結論を出したいと考えているところです」、市長はこげん述べておりますよ。だから、もう去年の10月から約1年ですよ、1年。1年、何にも状況変わっていないじゃないですか。まあ何らかの回答をですね、早くやっぱりしてあげないとですね、やはりこれは何て言うんですか、大きなやっぱり地域格差ですよ。行政格差と申しましょうか。市長もそういうふうには言っておられますから、だから早くやっぱりそういった分析をしてですね、西鉄とやっぱり早く協議をしながらですね、あなたたちが行くなり、西鉄を今度は呼んだりですね、私はすべきだと思うが、それはいかがですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） アンケートを行いましたのは、昨年12月に行っております。先般のまちづくり総合問題特別委員会の中で、担当課長からもその結果、概要について報告をいたしましたとおり、あの地域、3つの区になるわけですけども、全体で人口的には約4,300人ほどいらっしゃいます。回収、いわゆる調査を、回答していただいた方が約57%、半分ちょっとの方が確かに回答をいただきました。我々はその時点でまず判断をしたというのも事実です。私も、このコミュニティバス運行、当初計画からかわっておりますけども、やはり今現在、先ほど言いました4路線、6コースを運行いたしておりますが、事前調査の中で、それぞれの地域の方でアンケートを行ったときは、やはり8割前後の方がぜひ運行してほしいという結果は実際に見てまいりました。で、そういうふうな分析をしながら現在に至っているわけですけども、たまたまかもしれません、この高雄地区の場合のアンケートをした場合については、やはり思った以上に熱意が伝わらないというのも事実なんです。アンケートをいただきましたその約57%、2,500人余りの方なんですけども、その内容をさらに分析いたしますと、毎日乗りますという方はもう数%でございます。後は1週間に1回ないし2回、あるいは月に一、二回程度という回答がございます。

やはりこの市役所あるいは五条周辺から高雄地区にバスを運行するためには、最低バスが1台、運転手が2人要ります。それを単純に計算しただけでも数千万円のお金が必要なんですけども、それに対して果たして運賃収入、つまり乗車していただける方が何人いらっしゃるのかというのがどうしても、全体的な財政状況も踏まえて見た場合について判断をしかねるとい部分があるところに1つあります。それが大きな原因なんですけども、先ほどから申し上げてまいり、やはり今現在西鉄の路線バスが運行されておりますので、これらの競合の問題、調整の問題、運賃格差の問題と、るるございますので、今しばらく時間をいただき、十分検討した結果でその判断をしたいというふうに思いますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） それはよくわかりますけど、それがまだ地元の人たちにですね、よく伝わっていないわけですね。だから、こういう問題が出てくるんです。

で、1つお聞きしたいのはですね、これはあなたが言ったことですよ、「もう一度原点に戻って、経営感覚でこのバスが果たして市がどこまで市民の要望に対応できるかということ进行分析しながら再検討を行う」と書いておるんですけど、経営感覚とはどういうことですか。経営感覚、これは普通の民間のバス会社じゃないんですから。市民のためのバスですから、市民がいかに安全に、安心して生活ができるか、そういうことでまほるば号を計画したんですから、だから経営感覚って、ちょっと私はですね、ちょっとなじまないと思うんですよ。そりゃ儲かることにこしたことはないですよ。だがしかし、これはですね、民間の企業とは違うんですから、こういう発言はちょっと私は解せんというふうに考えますが、部長はどういうふうにお

考えですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 当然いろんな施策をする中で、いろんな事業計画をする場合に、市民の要望、これは大優先ですけども、要望があったからストレートにじゃあすぐやりますと、経費は幾らでもかかってもいいというような判断では、まずやはりできないだろうと思いません。特に、先ほど申し上げましたとおり、まほろば号、コミュニティバスの運行事業につきましては、現在歳出、いろいろな経費が約1億4,000万円ほどかかっています。しかしながら、そこに利用していただける方が年間45万人、約4,500万円の収入ということで、約1億円の経費がかかっているわけですから、これをただ要望があったから単純に運行整備をしますというわけでは、やはり幾ら予算があっても足りません。やはりその事業をするためには、どれだけの利用者があるのか、どれだけの効果があるのかというのは常に判断をしていくべきだろうというふうに思います。そういうものを全体を含めた中での経営感覚というふうに申し上げたというふうに理解をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 特別委員会の中でも、1億5,000万円、1億4,000万円、太宰府市が一般財源からですね、払いよるわけじゃないですね。ここに70%か80%の特別交付税があるというふうになんと答弁があります。現在、これがですね、もうその特別交付税が打ち切られるよというんやったら話は別なんですよ。1億5,000万円、太宰府市が全部それをかぶらないかんといいことになればですね、これは大きな問題です。だがしかし、80%は特別交付税があるということですから、太宰府市が後を見ても2,000万円ぐらいですから。その2,000万円で市民がですね、そりゃ生活がよくなれば、私はそれでいいんじゃないかな。今まで部長、今9年目を迎えておりますけど、このまほろば号についてですよ、余り金を食い過ぎじゃないかと、もうまほろば号なんかやめてしまえと、そういう苦情とか、一遍でも来たことがありますか。あったらちょっと教えてください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 私の知っている範囲では、バスを廃止しろという意見は聞いたことがございまして、逆に私の地域まで延ばしてくださいというふうな意見が多数ございます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） そうするとですね、やっぱり今後そういった、拡張するところは拡張する、そして今非常に問題になっております、時間帯によってですね、非常に2人か3人かというようなダイヤはですね、やはりカットするところはカットする。そして、やっぱり時間帯が多いときにはそっちの方に延ばすとかですね。

要するに私は、これちょっと、まちづくり総合問題特別委員会、これ、委員長から出せと言われたから出したんですけど、これにはですよ、そういったカットしたところの原資をですね、何ぼかずっとカットしますから、ダイヤを、その原資をですね、高雄に振り向けたらどう

かというちょっと意見を出したんですけど。ちょっとそれもそうすることによって、まほろば号が行けばやっぱり西鉄がなかなかうんと言わない、そういう問題もありますから、やはりこれは、西鉄にどうしたらいいかということをやっぱり極力お願いするしかないかなと思うんですけど。

その課長にですね、とにかく安く済むようにとにかく努力をしてくれんかとお願いはしております、一応ね。だから、そういうことありますから、また市民もですね、このまほろば号についてはですね、今部長もおっしゃるように、この9年間一つも苦情がない、そういうことであればですね、まあいいんじゃないですか、どんどんやれということですから。私は、市長、この問題についてですね、市長は、さっき私が述べましたように、早期に何とか対策を精査して頑張りますというふうに書いてありますけど、市長としては、この問題についてですね、どういうふうにお考えでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいままほろば号の運行につきまして、いろいろ多方面からのご指摘があったわけでございます。特に高雄地区への運行でございますが、ただいま部長からご答弁申し上げたとおりでございますが、全体運行の経費等の問題もございます。節減等も含めた形でいろいろ検討中でございますが、まほろば号の運行については、ご承知のように、いろいろご要望も増えてきたところでございます。様々な方面から検討するように今担当部の方にも指示しておるところでございますが、何とか本年度中でも総合的な判断をしたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） このまほろば号の運行開始に当たってはですね、当初の基本理念は高齢者福祉の精神でですね、コミュニティバスを企画されたはずで、ですね。財政難なのはわかりますけども、この高齢化社会を支える一助としてですね、温かい思いやりの心でやっぱりこれ、高雄地区の早期運行開始をですね、図るべきではなからうかと、私はそういうふうにご考えておりますし、また市長もご尽力をいただきますよう重ねて強く要望いたしまして、私がかこれ以上時間を費やすと後の人に大きな迷惑をかけますので、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、福祉のまちづくりについて質問をいたします。

医療費の増加を防ぐためには何が必要かということの一つに、予防医療の重要性が叫ばれています。全国の調査で、1990年度から14年間連続して老人医療費が最下位の長野県では、1人当たりの老人医療費が全国平均の8割余りとなっており、1人当たりの医療費が低い理由とし

て、1年のうち医者にかかる件数が少ないこと、入院しても短い期間で退院する傾向があるとしています。そして、余り医者にかからない理由としては、高齢者の就業率が高く、また県内10か所で行われる長野県老人大学や各地域の公民館で行われている生涯学習講座で学んでいること、人口10万人当たりの保健指数が51人で、健診や生活指導など、住民の健康維持を図り、保健指導員、食生活改善推進委員が健康づくりの知識や体験を住民に広めていること、ひとり暮らしの高齢者率が低く、家族が在宅福祉を支えていること、退院してからの診療所や訪問介護ステーションなどが看護や介護をする家族を支えていること、それと各市町村の健康診断などの緻密さにあることなどが考えられるとしています。

以上のことから言えるのは、やはり病気にならないための予防対策と病気の早期発見、早期治療のために検診内容の充実と、受診率をいかに向上させるか、このことを突き詰めていく必要があると考えます。

そこで、3つの視点から本市の改善、充実すべき点を上げてみたいと思います。

まず、保健事業ですが、健診については、高齢者にかかわらず、若年層から年に1度は必ず受診してもらうように促していくことが必要です。生活習慣病の発症が低年齢化していることが指摘をされていますので、現在20歳からが対象となっていますが、中学卒業後の16歳から受診ができるようにしてはどうでしょうか。

それから、健診項目が近隣自治体と比較して少ないということが事務事業評価の中でも上げられておりましたが、比較すると、肺がん検診、骨粗しょう症検診が上げられると思います。とりわけ骨粗しょう症検診は、高齢者の骨折を早期に予防するということから検査項目に入れることの必要性を以前から指摘をしております。検査項目を増やすことは検討されていないかどうか、お尋ねします。

次に、現在市・県民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、乳がんのマンモグラフィー以外は無料で受診できるようになっていますが、このたびの税制改正で非課税から課税になった世帯があります。収入は変わらないのに負担をしなければならないとなると、受診をしなくなることが心配されます。低所得者ほど病気になる率が高いというデータもあることから、これまでどおり受診ができるように配慮することが求められています。対象が何世帯あり、軽減措置について検討はされるのかどうか、伺います。

次に、介護予防ですが、介護保険制度の介護予防とは別に、自立できる精神と体力を養うという視点から求められているものは、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に打ち出されているように、支え合う地域づくりに尽きると思います。一昔前と比べて、今は高齢者の単身世帯、高齢者夫婦世帯が同居世帯よりも上回っており、地域での支え合い活動を確立することは急務の課題です。今後は、高齢者だけでなく、団塊の世代の退職後の精神的フォローも含めたところでの取り組みが必要だろうと思いますが、このコーディネートはある一定のところまでは行政がすべきではないかと考えます。現在、どこまで健康推進委員や食生活改善推進委員、民生委員、自治会、各地域のボランティア団体など横の連携が取れているの

か、目に見えておりませんので、市の方で具体的にこうしていくといった取り組みを考えておられるのかどうかをお聞かせください。

最後に、生きがい対策ですが、中高年から趣味を持っている人は痴呆になりにくいといった調査結果がありますように、40代、50代から何か打ち込めるものを提供することも予防の一つです。様々な講座やボランティア活動が取り組まれています、それよりもまだまだ働きたいという方もたくさんおられます。60歳以上向けの仕事サポート情報の発信、それから講座・ボランティア情報の提供などが公民館や身近な公共施設でできるように、行政と商工会、NPOやボランティア団体が協力をしてできないだろうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、後の再質問は自席から行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） ただいまご質問いただきました福祉のまちづくりについてご答弁申し上げます。

まず、保健事業についてですが、健診の対象年齢は老人保健法では40歳からとなっておりますが、本市では健診の門戸を広げるために、平成16年度以降につきましては20歳からの健診を実施しております。平成17年度の年代別の受診者数を比較しますと、40歳から65歳の受診者が3,105人に対しまして20歳から39歳が171人であり、就労の形態の違いなど様々な要因はありますが、20歳から39歳の受診者は少なく、若年層では健診の重要性に対する認識が低いと推察されます。そこで、16歳からの低年齢層の健診の実施を検討していく上で、まず健診の重要性に対する啓発が必要かと考えます。

健診項目については、ご意見のとおり、特に骨粗しょう症検診については、高齢者の骨折等を早期に予防するとの観点からも重要でありまして、医師会等の関係機関とも協議を重ねながら、今後の検討課題ということで考えていきたいと思えます。

次に、健診の個人負担金の軽減措置についてでございますが、20歳から65歳までの誕生日健診の4月から8月までの受診者の負担金なしの割合を平成17年度と平成18年度で比較しましたところ、平成17年度14.2%、平成18年度につきましてもたまたま14.2%、同率となっております。ちなみに、人数といたしましては、平成17年度は666人、平成18年度は750人でございます。

また、高齢者健診においては、74歳以上が対象でありました負担金なしの対象者を平成18年度70歳に引き下げております。今後も必要な見直しを行いながら、受診しやすい条件づくりに努めたいと考えております。

次に、介護予防についてでございますが、平成18年4月に介護保険法の改正が行われまして、高齢者の方がいつまでも健やかに住みなれた地域で生活をしていけるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えていくため、市内に2か所の地域包括支援センターを設置いたしました。そこでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が高齢者等の相談に応じております。

介護予防事業の一つといたしまして、プラチナパソコン教室やシルバーいきいきサロン等を行っております。また、8月から11月に行います老人健診におきまして、その中で、介護を要する状態に陥るおそれのある虚弱な高齢者、特定高齢者と申しますが、これを決定いたしまして、その方々へ介護予防の手だてをしていくべく準備を現在進めているところでございます。

今後とも、区長会、民生委員会、社会福祉協議会、NPO法人等各組織等にご協力をいただきながら事業を推進したいということで考えております。

また、健康推進員と食生活改善推進員については、食と健康活動の実践を進めていく上で、相互に学び合うことでより効果的な学習活動が展開される面もございまして、それぞれの学習、地域の学習会の中においては、連携した事業実施も進めております。健康推進員、食生活改善推進員とも、公民館学習を通して自治会との連携は持っておりますが、民生委員、地域のボランティア団体等との連携についても今後積極的に進めていく必要があるかというふうに考えております。

最後に、生きがい対策についてでございますが、元気な高齢者ができる限り介護を必要とせずに生活し続けるためには、生きがいを持って積極的に社会参加していくことが大切であるというふうに考えております。そのため市では、高齢者が地域で集える場として、老人憩いの場の整備に取り組んでおります。また、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の場として老人福祉センター等も提供しており、多くの方々が利用されております。高齢者の生涯学習の場といたしましては、中央公民館におきましてまほろば市民大学や筑紫地区高齢者大学等が開催され、また身近な学習の場として公民館等を利用した出前講座等も広く活用されております。

また、高齢者も働くことも生きがいの一つであることから、シルバー人材センターにおいて高齢者の就労を支援しまして、その有する知識や技術、能力を発揮できる場、機会の充実に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） まず、健診の内容ということですね、私前にも骨粗しょう症の検診については要望をしたことがあるんですけど、それは去年、おとしのことではなく、もう3年ほど前になるかと思います。たしか予算特別委員会か決算特別委員会のときに要望したんですが、そのときのお答えも、その重要性は感じているので検討するというお答えだったんですね。その後、これまでにですね、検討されたことがあるのかどうか。で、あるんだったら、実際その実施に至らない理由ですね、財政面もあるでしょうし、ほかにも理由があるかもしれないんですが、その点についてお答えをいただけますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 以前、健康テントを開催したときにつきまして、この骨粗しょう症の関係、要するに現場に出向いて測定することによってその度合いを測定するようなことを取り入れたことがございます。その後に検討したのかというご質問でございますけど、費用の負

担等がございますので、現在医師会とも相談しながら、検討中であるということでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 検討中と言われましたけど、実際検討されたことがないんだろうというふうに私はとります。

その検討するということはですね、私の中では、そのテーブルの上のせて議論をするということ、私はそういうとらえ方なんです。ですから、その場限りの回答では困るわけです。

先ほども同じように、重要性を感じているので医師会と協議しながら考えますというふうなお答えでしたけれども、じゃあいつお答えいただけますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） この検査につきましては、1人当たり約2,600円、自己負担等が約半分等かかってきますので、そういった予算との関係もございます。そういったところを一応現在検討中であるということでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ですから、予算の、今ちょうど編成中だということですが、だからその何月、あと2か月ほど後になったら大体結果が出せると思うとか、そのときにできるできないはいいんですよ。できないならできないでその理由を言っていたらいいんであって、要するに答えが欲しいんですよ。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 現在の一般健診等に入っている検査項目等の見直しも、当然骨粗しょう症の検診を入れればそういったものも出てきますし、要は自己負担等の問題がございますので、なるべく市民に負担のかからないような健診内容等で健診をしてまいりたいというふうなことを考えておりますので、平成19年度の予算編成の中で十分に検討はさせていただきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 前向きな検討をしていただけるというお答えでしたので、お願いしておきたいんですが。

この骨粗しょう症ということをですね、ちょっと説明しますと、平成13年度の国民生活基礎調査によりますと、要介護状態になってしまう要因として、第1位というのは脳血管疾患、第2位に関節疾患、第3位に骨折や転倒という結果が出ているんですね。この骨粗しょう症というのは、一般的には男性よりも女性が多いということが言われてまして、女性の場合は、子宮がんや卵巣がんなどの婦人科系のがんで亡くなるよりも、この骨粗しょう症が原因で骨折して寝たきりになってそのまま死亡してしまうと、亡くなってしまう方の方が多いんだそうです。

最近の研究からも、この骨粗しょう症を発症していたり、骨折が多くなるほど、心疾患や脳血管疾患を引き起こす頻度が高くなると、こういうことが明らかになっていきますし、やはりこ

ういう事実を耳にしますとですね、やっぱり自分の骨密度がどうなのかということが当然知りたいと思います。やっぱりその検診結果が悪ければ、それなりに当然予防にも力を入れますよね。ですから、女性の健康診断の受診率、報告書を見ますと、結構割と高い割合になっていますので、長い目で見れば、これによる医療費の抑制効果は大いに期待ができるというふうに思います。ですから、ぜひ来年度には検討をしていただきたいというふうに思います。

16歳からの受診を要望しましたが、おっしゃるように、自らの体をいたわる、そういう意識がなければ、仮に通知が来たからといって受診はしないだろうというふうに私も思っているんですけど、ただ高校のときは学校で健康診断があるだろうと。その後、大学に行ったらどうなんだろうか、自分の健康を知る機会というのがあるんだろうかというふうに思ったわけですね。この青年期というのは、やはりたばこを吸い出すとかお酒を飲み出す、ダイエット、それから不摂生な生活ということで、生活に大変マイナスな要素が多いにもかかわらず、自分の健康に気遣うという人が非常に少ないだろうと、それが現状だろうと思うんですね。だからこそ、やはり若いうちからの健康意識を高めるということは、先々、長い目で見てですね、医療費の抑制、病気を予防するということに非常に重要な点ではないかなというふうに思いますので、今後は啓発にまず力を入れていただくということで、今筑紫野市の方が16歳からの健診をやっていますけれど、その財政的な部分もあると思うので、いずれは16歳から受診ができるような体制を整えていただきたいというふうに思います。

で、今回質問するに当たりまして、筑紫野市と大野城市、春日市の健診内容とかですね、調べてみたんですが、やはりこの辺では筑紫野市が内容的にも充実をしているし、料金もちょっと安いかなと。こうした保健事業は、できるだけやっぱり地域格差がないことが好ましいと思うんですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 4市1町につきましては、旧筑紫郡ということで、あらゆるこういった医療とか、介護の審査等もしかりでございますけど、筑紫地区医師会を通じてすべて実施しているという状況がございます。そういった中で、やはり市町村についても格差が出ないように十分に協議はしているつもりでございますけど、やはり今日的な財政等の問題がございます。若干そういった差がついたというような状況もございます。今後とも、医師会を通じて、4市1町で連携しながら、余り差が出ないような健診体制に持っていくようにですね、やはり4市1町が連携して進みたいというようなことで考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） あくまでも後退をしないように、前進するような形での統一をお願いしたいと思います。

で、市・県民税の非課税世帯から課税世帯に移行した方の負担軽減策についてはですね、先ほど人数を言われましたけれど、この平成17年度と平成18年度の差が84人、これはそのまま非課税世帯から課税世帯になった人数というふうにとっていいんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 税法等の改正によりまして新たに非課税から課税になる世帯が何世帯あるのかというご質問でございましたけど、これは毎年健診者も違う中で、今年受けた方が前年度で対象世帯であったのかというふうな資料を、そういった実績を見るというのは、一応保健センターの方では不可能ということで考えております。今さっき言いましたように、毎年健診世帯も違ってきますし、そういった課税に対する資料等把握しておりませんので、当年度に限っては一応課税世帯、非課税世帯はわかりますけど、その方が前年に受けたのか、またその方が非課税かどうかということまでの検証は行っておりません。そういったところから、一応対象世帯が何世帯あるかということについては把握をいたしておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 把握が難しいということですので。ただ最初に言ったようにですね、低所得者は病気になる率、本当に高いみたいですね。そのための対策として、やっぱり引き続き無料にするのか、半額にするのか、その辺の検討を含めてですね、もしできるのであれば、例えば前年度非課税世帯だった方で課税世帯になる方、引き続き軽減策を実施しますとか、そういうふうな形で、できればその軽減策を考えていただきたいと思います。

では、次、介護予防の方に移りたいと思います。

これからの時代、住みなれたまちでやっぱり生き生きと過ごすためには、行政区単位での介護予防推進を図るのが一番効果的であり、また効率的でもあると思います。それぞれの区に介護予防を進める会をですね、立ち上げてもらって、その中で健康推進員さんや食生活推進員さんが指導援助を行うような仕組みをつくってはどうかと、これは私の頭の中にある一案ですけれども、実際に健康推進員さんや食生活推進員さんの活動というのは、残念なことに余り市民の方に知られていないのではないかと、非常にもったいない感があります。そのことはですね、その当の健康推進員さんも、この保健事業報告の中でですね、これまでは地域へ広げていく活動が不十分な状況だったと。で、今後は地域の健康づくり活動の支援等に生かしていけるような推進員の力量育成やシステムづくりが推進されることを望んでいると、このように地域の中で活動を広げていけることを推進員さんの方も希望をされていると思うわけですね、全員がそうだとは思わないですが。ですから、この推進員さん方の声をしっかりと受けとめて、やっぱり行政側がですね、コーディネート役を、1人職員をつけて、推進員さん方と連携を取ってもらいながら地域での予防活動を推進していくと、こういう方法。方法については様々あると思いますので、以上は提案にとどめておきますけれども。

介護予防といいますとですね、身体的機能の低下を来さないための予防、これに、介護保険でもそうですよね、そういう重点を、そちらの方に重点を置きがちなんですけど、これから目を向けていかないといけないのは、むしろ精神面での自立、この予防策に力を入れていくべきではないかと思います。

これは高齢者に限らずですね、例えば今危惧されていることの一つに、団塊の世代が退職し

た後、燃え尽き症候群とかというので、うつ病を発症する中高年が増加するんじゃないかということが言われております。こうしたですね、悩みに対して、精神科に行くほどじゃないけれども相談したい、こういう方は今実際でも多いですよ。この保健事業報告を見ていると、私はそのように思いました。で、やっぱり心が病んでしまえば、身体に大きな影響を及ぼしますんで、やっぱり精神的な観点からいえば、相談事業ですね、話を聞いてもらうというふうな場づくり、それから人材の掘り起こし、これが必要だというふうに私は思うんですが。

環境整備するに当たってですね、現在、健康センターの方でその精神保健を専門にしているしゃる相談員というのは何人雇用されていますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 今後、団塊の世代の時代を迎えるわけでございます。そういったところから、先ほど述べましたように、やはり公民館活動等で、いかに余暇を利用して自分の生きがいを見つけるかというふうな面から、様々な同好会、愛好会によるそういった趣味を通じての会なんかもあると思います。そういったところにやはり自分なりに積極的に参加して、やはり自分の60歳代以降の余暇を十分に楽しんでもらいたいというようなことが私の願いでございます。

今ご指摘の精神に対する相談事業が保健センターであるのかというご質問でございますが、今のところその制度は持っておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 専門がちょっと今いないということで、後の生きがい対策にもかかわってくるんですけど、今高齢者の自殺というのが問題視をされております。警察庁の統計を見ますと、自殺の原因がわかっているもので一番多いのが健康問題、でなおかつ60歳以上が全体の34%を占めていると、そういう結果が出ておりました。年をとれば病気にかかることは、その率は当然高くなるわけですが、しかし健康問題を理由に自殺をする人が多いという結果には正直驚きました。やはり、老いても病気知らずの予防対策に力を注いでいくことが最重点課題だというふうに再認識をいたしました。

自殺といえばですね、さきの国会で自殺対策基本法というのが議員立法で可決成立をいたしました。このことはご存じだと思いますが、第4条の方で地方公共団体の責務ということがうたわれておりますので、今後何らかの措置を講じる必要が出てくるかと思えます。で、自殺者の95%以上が、その直前に何らかの精神疾患になっていたとのWHOの報告があることなどから、今後ですね、市の方でも、やっぱり専門相談員の配置、これは必要だというふうに思いますので、その点について部長のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 精神に対する相談事業というのは、私はないというふうに申しましたけど、保健センターには保健師等がいますので、市民の方からある程度そういった質問等があった場合については相談に乗っている部分もあるかというふうに思います。

それで、その自殺対策基本法の関係でございますけど、私も13日の西日本新聞に福岡市が対策協議会をつくるというふうな記事を目にいたしました。それで、これが要するに健康問題をもって自殺に結びつくというふうなものが早目に察知されればその防ぎようというのがあるかもしれないんですけど、そういったものがなかなかつかみにくいという状況があるというふうに思います。この問題につきましては、これは福岡市が政令市では初めてできたようなことを書いてありますので、今後の近隣市等の状況を見ながら、必要なときには考えなければならないというふうなことで考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 福岡市とかですね、先日新聞にも載っておりました、協議会を11月に立ち上げるということで出てましたけれども、太宰府市がどういう状況かということまでは私は今回ちょっと把握することができませんでしたが、地域の取り組みでですね、自殺率を減らしたという自治体ではどういう予防をしているかということ調べましたら、1次予防としては市民への普及啓発活動、それから高齢者への集団援助、2次予防として精神科医らによるフォローアップなどを行った結果、65歳以上の自殺率が10年で4分の1になったと。この活動の特徴としては、やはり保健師さんたちを中心に、地域全体がまちおこしや村おこしを通じて、住民の健康づくりの一環としてうつ病などの早期発見、支援をしているということがあります。

で、その精神的な部分がやはり病気にもつながるということで、これからその精神保健の重要性といいますか、その充実を図っていただきたいというのが私の提案、問題提起なんです。やはりストレスによる病気というのはいろいろ、たくさんありますよね。これをまず予防することができればかなりの医療費抑制につながるんじゃないかというふうに思います。地域においてはですね、やはり、高齢者に限らずなんです、自分が必要とされること、必要だと感じることができる、そういった地域がですね、そういう意識を持つ人が増えていくような地域になれば、やっぱり病気になる人も減るだろうし、それこそ介護予防につながっていくんじゃないかというふうに思いますので、今後ですね、ぜひその精神保健の分野の充実として精神専門相談員、これはぜひとも検討をしていただきたいというふうに思います。

今保健師さんが相談には乗っているということですけど、やっぱり相談に乗る、やっぱりね、専門じゃないとだめなところがあるんですよ、特にこの精神的な分野というのはですね。その辺はちょっと難しいから私もわかりませんが、そのことをお願いしておきたいと思います。

生きがい対策として提案をいたしました雇用対策、これは筑紫野市や田川市などで、嘱託職員を1名専門として配置をして相談業務を行うなど行われておまして、やはり職員を1名配置することで随分効果は上がっているんですよ。ですから、新しく職員を配置するか、あるいは今いらっしゃる職員をそういう形で専門にするか、その辺はお考えいただきたいんですが、やはり専門職員の配置というのは効果があるということをお願いしておきたいと思いま

す。

で、介護予防にしても、生きがい対策にしても、ただ事業をこなすだけの姿勢ではなく、先々を見越して、どうすればいいのか、知恵を絞って、やはり太宰府市は力を入れているなと、参考にしたいと言われるような施策をこれから打ち出して頑張っていたきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

ここで15時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時36分

~~~~~

再開 午後 3 時50分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、住宅地の公園整備についてお尋ねします。

国の都市公園法運用指針では、「公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な景観の形成、環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設である」となっています。また、「地震災害時の避難地、避難路、救援活動の拠点、復旧・復興拠点としての機能を果たす」ともあります。

本市では、市内数か所にそれぞれの特徴を持つ地区公園ないしは近隣公園があり、多くの市民でにぎわっていますが、反面、幾つかの団地では小規模の公園も全くないという現状があります。市内の100戸以上の集落で公園や広場がないところはどこか、具体的にお答えください。

住区基幹公園における誘致距離の数値表示は廃止されましたが、従来の一般的な住宅市街地における誘致距離は、街区公園250m、近隣公園500m、地区公園1kmでした。地形や土地利用の違いもあり、一概には言えませんが、やはり歩いて5分ぐらいのところに公園があれば、高齢者や乳幼児を持つ母親は本当に助かります。

災害復旧に関する一般質問を何度か行いましたが、いわゆる旧宅造法のころ開発された古い団地では、道路や水路、側溝の整備が不十分なだけでなく、小さな公園もありません。いろんな遊具を備えた広い公園ではなく、ベンチと砂場程度の狭いものでも結構ですので、ぜひご検討をいただけないでしょうか。

次に、国民年金健康保養センター太宰府は、12月に一般競争入札、来年1月に引き渡し、3

月には従業員全員解雇とのことですが、今後の見込みや従業員再雇用の可能性についてお尋ねします。

6月定例会では、不老議員の質問に対し、入札については積極的に情報収集等を進めています。宿泊施設等の事業は継続していく条件で一般競争入札を行うと聞いている。市内に宿泊施設がなく、必要ではあるが、三セク方式や直営は難しい。事業形態はぜひ継続していくよう機構の方には申し入れている。現在年金センターで働いている人たちの雇用継続の問題も申し入れている。とのお回答がありましたが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

後は自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まず、第1点の住宅地の公園整備についてでございますが、都市公園は市街地内の憩いの場になるだけではございませんで、災害発生時における避難空間機能を持っております。第四次太宰府市総合計画の後期の基本計画では、公園としては緑の基本計画に基づきまして、年次計画をもって整備を図ることを掲げております。

現在、高雄公園をはじめ、通古賀地区の土地区画整理地区内の街区公園整備を計画中でございます。それと同時に、太宰府市におきます緑地保全の特徴といたしましては、大宰府政庁跡あるいは特別公園史跡地、太宰府天満宮等々の緑地空間があるのは、ご承知のとおりかと存じます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 私の方からは、少し詳細にご回答申し上げます。

現在、市内には122か所の都市公園が設置されており、1人当たりの公園面積は4.26㎡で、国の目標面積には達しておりませんが、本市は先ほど市長が申されたように大宰府政庁跡などの広大な特別史跡が存在しておりますので、市民のレクリエーション、それから憩いの場として多くの人に利用されておるところでございます。

今回の質問では、歩いて5分くらいのところに公園の設置ということでございますが、公園整備基準の一つに歩いていける整備率というのがございます。それで見ますと、街区公園は118か所と多く、面積も12.43haありますことから、市内全体押しなべての整備率は100%を超え、基準を満たしておるところでございます。

しかしながら、昭和40年代以前に造成されました団地には、当時の設置基準、そういうものがございませでしたので、公園が設置されていないところもあるところでございます。

ご質問の公園につきましても、地域の実情もあると思いますが、現在のところ、先ほど市長が述べましたように高雄公園、それから土地区画整理地内を計画中でございますので、ご理解を賜りたいと存じております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） それで、まず私、例規集の中の公園台帳ですね、そちらの方から確認し

たんですが、ちょっと3点ほど確認をもう一度させてください。

まず、番号が33の梅ヶ丘公園ですね、これは梅ヶ丘公民館と同じというか、併設のところなのかとですね、52番がこれ抜けているんですね。51の、皆さんに配った資料と違いますので、鶴畑公園から53の松川公園に飛んでいるんですが、52はもう廃止されたのかと、3つ目が98の「エムタ」公園と読むんですかね、梅ヶ丘、行政区が。これが梅香苑一丁目になっておるんですが、これは単純な間違いなのかをちょっとまずお答えください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） ちょっと前後いたしますが、53番につきましては、これは公園を廃止いたしております。

（6番門田直樹議員「52番ですが」と呼ぶ）

あ、52番ですね。済みません。失礼しました。

それから、江牟田公園は、梅香苑一丁目ですから、梅香苑区になりますですね。

（「江牟田公園は梅ヶ丘。梅香苑とは違うよ」と呼ぶ者あり）

あ、行政区は梅ヶ丘になります。

それから、33番、済みません、ちょっと時間を下さい。

これは済みません、併設されておるかということで、ちょっと確認ができません。後で調べてお答えいたします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 住宅地図で確認すると同じ場所だったから、恐らく併設というか、公民館の前の部分を公園といっているのかなという感じだったんですが、これをまとめたのがですね、私、資料として配付させていただきまして、お手元にあると思うんですけども、ちょっとこれをもとにですね、いわゆる行政区ごとの概要、概況といいますか、またこの資料のちょっと説明もですね、させていただきたいんですけども、まず公園の数が0、1、2、3というふうにあるんですけども、調べたらこのとおりなんですけれども、ただ参考のところには幾つか書いているのは大きな公園ですね。これは太宰府梅林アスレチックスポーツ公園とか通古賀の近隣公園とか大きなものはその中に入っているから、例えば三条の7万4千、これ面積は㎡です、忘れております。7万4千㎡ですけど、実際はそのうち7万3千㎡が梅林公園だということなんですけれども、その他例えば北谷は0なんですけれども、北谷運動公園があると、有料公園ですけど、一部分自由に使える部分もありますですね。

それから、東観世は親水公園が確かにすぐ隣にあるから、それがあつたんじゃないかと言われるとそこまでなんですけど、また後でちょっとお聞きしますけど、国分も児童公園とかですね、集会所、アンビシャス広場を使っている部分とかは公園台帳には載ってないけども、実際は公園として機能しているということはあるんですけども、まずやっぱりこういうのを見ていてですね、いろんな確かに古い集落、新しい団地とかですね、その他いろいろ事情、時代等もあるとは思いますが、基本的にこういう公園を整備される基本理念といいますか、条例もご

ざいますけれども、その辺をちょっとわかりやすくご説明ください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 門田議員さんの方は、一応こういう形で行政区ごとに表をつくられてお示しいただいております。私たちの方は、今、私、手元に公園の位置をずっと全体的に図に落として、それからお答えしているんですけど、行政区によっては面積等が少ない区もございます。しかしながら、先ほどおっしゃいましたような、公園ということですけど、もうちょっと広く緑地というようなところで考え方を持っておりまして、以前緑の基本計画というのがございまして、それからずっと空間、先ほど言いました政庁跡とかいろんな運動公園とか、そういう全体的なバランスから見ますと、一応近くに行ける何か空間のあるようなところは今整っているかなというふうに行政では考えておるところでございます。

先ほど言いましたように、前から小さいところも今どうかするということところは、今のところ全体的な部分ではまだないというところでございます。ご理解賜りたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） わかりました。

先ほどちょっと言いましたけど、いわゆる台帳に載っていない公園、それは公園なのかどうか、ちょっと私はわからないんですけども、実質公園として皆使っているような、例えば私が住んでおる国分で言いましたら児童公園、国分寺というお寺の前にあるんですけど、あそこは史跡ですよ。表現が難しいんですけど、使っていると。現には使っているんですけど、実際はなかなかバックネットをつくったりとかもできないし、もちろん遊具もできないし、それはいいんですけども、そんなところとか、あるいはアンビシャス広場をやっている国分ヶ丘集会所、今度の老人憩いの家ですね、の事業で立派に修復させていただいたんですけども、その前の広場も遊具等はあるんですが、公園ではないというふうなものがたくさんあるんじゃないかと思うんですね。北谷も公民館の前にありますし、そういうふうなところは大きっぱにどれぐらいあるものなのか、ちょっとお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今、数を具体的に言うことはできませんが、先ほど言いましたように拾い上げればかなりあって、みんなそこでコミュニケーションをとられているというふうなところがあるかと思えます。

済みません。具体的にはつかみ切っておりません。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 使う側からいえば、別に所管が何とか、そこが正式に何とかというのは余り別に気にはならないわけですね。使う方というのは、不特定、地域で特定はされるかもしれませんが、思い思いに気が向いたときに行って、要は遊べばそれでいいということが基本ではないかと思うんですけども、ただそのときにやっぱり遊具の問題とか、もしちょっ

とけがででしたらどうなるのかというのも若干心配もあるということ。

それから、公園ということでいろいろ法律、条例等あるんですけども、融通ということであったらですね、例えば昔我々小さいころは神社があったら、神社の中にどっからどこまでが神社というよりも、遊具があったり公園みたいな形になっていたわけですね。そのような形で、地域によっては神社の中の前の広場にすべり台を置いておったと、だけど大雨で倒れたけど、もう聞いたら、いや、そこは公園じゃないよということで、ずっとそのままになっている。それはそれでじゃあ仕方ないなということもあるんですけども、もしですね、そういう住民とか氏子とか、いや、ぜひ公園として整備できませんかということになったら、そんなことは前向きに考えられるのかなということちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 前向きにはちょっと考えにくうございます。今は公園が118街区公園があるという中で、神社が入っておるのは吉松に1つ、そこを公園としているということで、公園でございますが、水城の老松神社とか通古賀の神社とかいろいろございますが、一つは神社庁の底地が神社庁ということで、なかなか神社庁からそこを最終的に何か借地するような形になって、それから手続をとるとということで、1つそういう面で難しい部分があるということでございますが、しかしながら地域ではそこを公園ということで使ってあるところが多うございますからですね、あえてその公園台帳に登録するというのは、今のところ考えにくうございます。よろしくをお願いします。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） でですね、本題と申しますか、結局何が言いたいかと申しますと、できる限り融通をきかせてですね、私が配付しましたこの表を見てもわかるように、実は私は国分というところ、7か所もあるということで一生懸命考えたんですが、どうしても1か所はもう思い出さんのですよ。で、地図でも見ますけど、地番で出ていますからわからなかったんですけども、むらがあると、面積これ割ったらわかるんですけども、青葉台の半分以下ですね、だけど数は多いと。片や、それぞれ比べるとわかるんですけど、特徴的なものとして、例えば梅ヶ丘ですね。3か所あるけど770㎡ですけど、これも住宅地図で調べてみたんですけども、何かこの方に言わせると、いや、うちはこげんないぞと。だけど、ごく近くに住んでいる方は、あることはわかっているはずですね。何軒か両隣ぐらいは、そこにあることはわかるけれども、大方の人はそんなのがあったかなというふうなのが実情みたいで、それはそれでいわゆる街区公園になるんですかね。何か火事があったらそこに逃げるとか、ちょっとそこで子どもが遊ぶとかということで公園が整備されていると思うんですよ。

しかし、いわゆる地区の集まりとかでいう公園という、例えば盆踊りをちょっとやろうとかというときに役に立っていないと、そんなのがあったかなという感じみたいですね。私どもの国分区も先ほどの公園でない公園をこっそり使わせていただいております。ですから、そこをですね、まあ言ってみたら、もう使っていない公園を売ってですね、まとめ

て大きくしたりとか、それで確かに子どもも今いないから将来もいないかという、それはわかりません。でも、それはそのときにいわゆるみなし公園みたいにですね、どこかの借地で何も遊具もないけど、ここは自由に使っていいよという看板を1つ立ててですね、それで自分で気をつけなさいという公園みたいなをつくったりとかした方が地域の住民は喜ぶんじゃないかなと思うわけです。

また、いろんな意見を聞いたんですけど、天拝公園というのが二日市にあるんですけども、あそこは平日でもたくさん人が池の上のステージが何か、吹きさらしで風通しがいいですよ。あそこでよう寝たり詩吟したり、いろんな方が利用されてあるんですけど、まああんなに立派なものはいいいけれども、例えば池の土手の半分か3分の1をちょっとせきとめてですね、そんなことができないかとか、要はこういうふうなことにに関して、一番わかっているのは地元なんですね。ですから、地元の意見、例えば私の区なんですけど、このことを区長に相談したら、おまえ何言ってんの、すごくいっぱいあって困ってんだよと、変な質問すんなよとね、かえって怒られたんだけど、要は小っちゃな公園がですね、幾つもあって草が生えて、地域の人が取ってあったけど、高齢化でなかなかそれもうまくいかんということで、管理も難しいということですけども、そんなふうなところの意見をですね、というか連携といいますかね、を区とされて、もう少し公園はもうつくったらそのままとか未来永劫そのままじゃなくて、何かこうくっつけたりこうしたりしていく考え方というのはできないものではないかな。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まさにおっしゃることはですね、庁内内部でも検討しなければならない問題でございまして、一つは管理のあり方でございます。少数点在というところが多うございまして、行政区で責任を持って管理をしてあるところもございまして。大変助かっておりますが、まだそうでないところをどうするかということで、それこそ協働のまちづくりということで、今年市長と語る会でずっと回しまして、公園の問題は必ず出てまいりましてですね、何とかならないかということで、こちらからもコミュニティの力をかりたいというようなことは述べてきております。

まだ具体的にどこの公園をどこの行政区と、例えばモデル地区とかを選定してですね、何かそこをやってみるといようなことも部内では考えておるんですけど、まだ実現に至っておりません。

もう一つのそれこそ統廃合といいますか、小さな公園、昔は子どもさんたちが多かったので、そこを使ったであろうところが今は使われていない。逆にお年寄り用に使っていただいたらどうかというようなこともあるんですけども、その統廃合が特に昔開けた団地あたりはできないかということで、これも考えなさいという宿題ですけども、一つは公園を減らさないという都市公園法、そういう部分がありますので、皆さんの団地の、例えば中心部に計画して周りのところは廃止するとかですね、例えばほかに売るとか使ってもらおうとか、そういう形で統廃合ができないかということではないかなというふうに思っております。

ただ、先ほど言いましたように、まだ具体的な考え方、そういうものは今のところまだテーブルの俎上にもちょっとのりにくいというようなことで、考え方としてはあります。市民の皆さんも小さい公園より広い公園の方が利用率も高うございますので、そういうのは十分存じておりますが、今のところちょっとそういうところがまだし切れていないというところがございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ぜひ将来的にそういうふうな検討もお願いします。

また、先ほども言いましたように、樹木の選定とかですね、雑草取りとかというのは地元がやればいいと思うんですよ。地元と話し合いをしてですね、できないところは、その公園はもうなくすよと、取り上げるよということでも別に構わないと思います。そういうふうなことで地元の意見を聞きながら、いろんな検討をしてみてください。

じゃ、次をお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 国民年金保養センター太宰府についてのご質問でございますが、ご承知のように管理団体でございます独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構というものができておりまして、それに対しましては現在国民年金保養センター太宰府でございますが、宿泊施設で利用されておるわけでございますが、今後ともこの事業形態を継続していただきたいという要望はいたしておるところでございますし、向こうの整理機構のスケジュールとしては、ただいま申されましたように9月8日付で一般競争入札による売却公告がなされたところでございます。それによりまして、12月14日までに入札参加者の受け付けを行いまして、12月21日に入札執行が行われるということ聞いております。

そこで、その落札決定となりますと、ご承知のように1月中に契約して3月に引き渡すというようなスケジュールを機構の方では持っておるわけでございます。もちろん、これは太宰府だけではなくて、全国的な諸施設について行っておるところでございますが、我々といましては今後とも、この年金センターの今の利用形態等につきまして、ぜひとも継続していただきたいというような要望を持ってあったわけでございますので、今この情報の収集に努めておるところでございます。

ご質問のような現在の年金センターの従業員の再雇用の可能性でございますが、年金・健康保険福祉施設整理機構からも、落札者の方へでございますが、宿泊事業、それらの従業員につきましても継続するように強くお願いいたしておるところでございます。そういう配慮の方については十分ご承知していただきたいと、今後とも申し述べていきたいと思っております。

また、市といまして、新しい経営者が決まりましたら、現在の宿泊施設としての機能を含めまして従業員の雇用につきましても、できるだけ継続されるように申し入れを行っていききたいと、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 6月議会で隣の不老議員が質問されまして、詳しく質問されまして、また詳しくご回答いただいておりますね、本当に重複して聞くことになってしまっているんですけども、やはり非常に太宰府市にとって大変大事な施設でありまして、また中におられます30名弱くらいですか、従業員もほとんど太宰府市の方ですし、この雇用問題等を含めまして、やっぱりその進捗というものが大変注目されております。

いろいろとそのうわさというものはありますし、ただ21日の入札と、12月ですね、入札前ということで余りいろいろとお聞きすることも難しいんですけども、市長がいろいろご努力されてあるということはちょっと漏れ伝わっております。その中で、結局突き詰めていきますと、結局その事業形態ですね、宿泊施設としての事業形態というものが維持できるのか。極端な話、温泉つきのリゾートマンションで売っ払ったらこれはどうなるのかということにもなりますし、しかしそれはやはり整理機構が厳たる判断でされるし、また逆に入札のときにいろいろ条件つきでするのはいかなものかということになるのかもしれないけれども、やはりそこで入札されて、そこで商売されるか売られるかわかりませんが、とにかく太宰府という地元、自治体、それから市民ですね、がそういう気持ちだよということをぜひ重々伝えていただきたい。

雇用の問題もそういうことですが、あと我々、我々といいましても、太宰府のものでもありませんし、何らある意味権限がないんですけども、幸いなことに市長が理事長を務められておられます。また、この太宰府の地で何十年もずっと商売をやってこられたわけですので、あとできることというのは何か、市長、ございますか。何かやれることは。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） これは原則申し上げますと、これは整理機構ができて、全国にございまずこの施設については、廃止または売却という方針に従っております。

ちなみに、福岡県内にも関連施設は11施設あるわけございまして、九州厚生年金の病院を含めまして、老人ホームあるいは厚生年金スポーツセンター、それから私の方の保養センター、それから同じく健康センターグリーンヒル若宮、これ2つが我々の今国民年金福祉協会、県の福祉協会に経営委託しておるところでございます。

したがって、基本的には国としては売却ないしは廃止というような大きな年金制度、社会保険庁を含めた、そういう整理の大きな方針によってのあれでございますので、今のところ設置者はもちろん年金センターでございますけれども、市として注文をつけるというのは非常に難しい。ただ、今まで設置の経緯、それから今日までの年金の宿泊施設だけではなくて、あるいは年金の啓発、あるいは市民への理解等々、それから年金管理者への保養施設等々、そういう役割を今までしてきたわけでございますから、そしてまた太宰府の場合は温泉が出まして年寄りの憩いの場にもなっていると、そういうことは十分承知して申し入れはしておりますが、問題はどういう方が落札されるかというのが一番基本でございますが、当然落札については現在の経営状況、将来の経営の継続の問題等十分いろいろ検討された結果の入札になると思

いますが、その間の事情等については、年金センターにじきじきいろいろの調査等もあっているようにございますが、我々の思っております福祉協会、また地元の願いというのは、当然そこでセンター長からも十分説明をいたしておると、かように考えております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） どういう方、どういう事業者が落札されるか、こればかりはわかりませんが、もし太宰府と縁が深い方、ところかもしれないし、そういったところを考えていきますと、まだまだ望みはあるというふうなことも考えます。本当にこういうふうな事業形態、またはこの雇用のできるだけ維持ですね、まあまず話聞くだけでも聞いてくれというぐらいのことから始めてですね、まだまだご努力をお願いします。

そして、今後進捗、いろいろな状況が変わりましたら、ぜひ議会の方にも逐一お知らせいただけるとありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 先ほどの門田議員の質問の1項目めで、関連質問の中に例規集33番に対する回答の保留がございました。その回答を準備できておりましたら、建設部長。

建設部長（富田 譲） 失礼いたしました。

これは公民館と併設ではございません。公民館は県道の筑紫野・筑穂線沿いにございまして、公園自体はずっとそれから団地の奥の方に、片谷池まで行きませんが、その近くにございます。別でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） よろしゅうございますか。

（6番門田直樹議員「はい」と呼ぶ）

6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は9月26日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

お疲れでございました。

散会 午後4時22分

~~~~~

# 1 議 事 日 程 ( 5 日 目 )

〔平成18年太宰府市議会第3回(9月)定例会〕

平成18年9月26日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 認定第1号 平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第2 認定第2号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第3 認定第3号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第4 認定第4号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第5 認定第5号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第6 認定第6号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第7 認定第7号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第8 認定第8号 平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第9 認定第9号 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第10 議案第87号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第11 議案第88号 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第12 議案第89号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 議案第90号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第91号 太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第15 議案第92号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第16 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について(各常任委員

会)

- 日程第17 議案第94号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第18 議案第95号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第19 議案第96号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第20 議案第97号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第21 意見書第5号 地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書(総務文教常任委員会)
- 日程第22 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第23 議員の派遣について
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓

上下水道部長 古川 泰博  
監査委員事務局長 木村 洋  
財政課長 井上 義昭  
市民課長 藤 幸二郎  
建設課長 西山 源次  
教務課長 井上 和雄

教育部長 松永 栄人  
総務課長 松島 健二  
地域振興課長 大藪 勝一  
福祉課長 新納 照文  
上下水道課長 宮原 勝美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純一  
書記 伊藤 剛  
書記 満崎 哲也

議事課長 田中 利雄  
書記 花田 敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1から日程第9まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第9、認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第9までを一括議題とします。

日程第1から日程第9までは決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告します。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第9号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月20日及び21日の2日間にわたり、市長ほか助役、収入役、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たっては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。

平成17年度は、市税収入の減少や地方交付税が依然低迷しているため大幅な財源不足が生じ、極めて厳しい財政状況でありましたが、市税をはじめあらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努め、一定の成果が上がったという報告がありました。

この決算審査に当たりまして、ご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対して改めてお礼を申し上げます。

各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、別途決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から請求されました審査資料等も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出されました問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理され、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においても厳しい財政状況が続いており、監査意見書でも危惧されているとおり財政の硬直化が進み、市民サービスの低下や行政事業執行の制限、地域全体の活性化への影響が懸念されることから、危機的財政状況から脱却するためのあらゆる方策を実施し、市民、職員一丸となって財政の立て直しに取り組まれるよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。

なお、各会計とも金額については、千円未満切り捨てで報告いたします。

まず、認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成17年度の決算額は、歳入総額218億4,226万2,000円、歳出総額208億6,686万9,000円で、歳入歳出の形式収支は9億7,539万2,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源3億2,872万円を差し引いた実質収支についても、6億4,667万2,000円の黒字となっております。

また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、1億3,711万円の黒字となっており、実質単年度収支は1億2,463万7,000円の黒字決算となっております。

地方債の残高は、平成17年度末で247億3,052万7,000円であり、前年度に比べて1.75%の減になっています。

また、経常収支比率も98.6%で、財政健全化と言われる75%を大きく上回り、財政構造が硬直化し、極めて厳しい状況となっております。

執行部にあっては、この厳しい財政状況をさらに深刻に受けとめ、財政の健全化に向けより一層の努力を強く要望するものであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成17年度の決算額は、歳入総額54億2,497万9,000円、歳出総額54億2,084万2,000円で、歳入歳出差し引き413万7,000円の黒字決算となっておりますが、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額、さらに国民健康保険給付支払準備積立金を加え、同基金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支額、いずれも赤字となっております。

また、歳入の基礎となります税金を見ますと、収入未済額は3億9,787万円です。

っております。

国民健康保険事業は、医療給付費が年々増加する中であって、被保険者の加入増が保険税収入増には結びついていないこと等から、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されますので、事業の健全な運営により一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成17年度の決算額は、歳入総額57億7,316万6,000円、歳出総額57億9,817万6,000円で、歳入歳出差し引きでは2,500万9,000円の赤字になっております。また、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支も赤字になっております。

歳出の大半を占める医療諸費は57億2,835万2,000円で、前年度と比較しますと0.59%の減になっております。

老人保健は、保険加入者の高齢化に伴う対象者の増加などにより、今後も厳しい財政状況が予想されることから、適正な受診や健康意識の高揚に向けた啓発、保健事業の推進になお一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成17年度の決算額は、歳入総額31億4,583万9,000円、歳出総額は30億8,599万3,000円で、歳入歳出の形式収支額は5,984万5,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字になっております。また、実質単年度収支も黒字になっております。

介護保険制度は年々進む高齢化社会にあって、対象者の増加等により保険給付費が増大している状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されるようお願いをいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成17年度の決算額は、歳入歳出それぞれ8,380万3,000円で、平成16年度当番市の決算に比べ56.6%の増になっております。

この特別会計は筑紫地区4市1町の共同設置であり、平成17年度、平成18年度が本市の当番になっているということであることから、収入は4市1町の負担金で、全額介護認定審査に係る費用として支出しているものです。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第5号は認定すべきものと決定いた

しました。

次に、認定第6号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成17年度の決算額は、歳入総額3,654万5,000円、歳出総額3,635万円で、歳入歳出の形式収支額は19万5,000円の黒字となっておりますが、実質単年度収支額は22万4,000円の赤字となっております。

収入未済額は9,247万7,000円で、前年度に比較して6.12%増加しております。そのうち貸付金の回収率は8.18%で、0.7ポイント下回っている状況であります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成17年度の決算額は、歳入歳出総額それぞれ8,025万4,000円となっております。

内容は、高雄公園用地購入費借入金の一部を償還し、財源は一般会計から繰り入れが行われております。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成17年度の水道事業における経営成績は、総収益額11億2,304万9,000円、総費用額11億7,247万8,000円で、4,942万8,000円の純損失を生じております。

経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに低下していますが、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。

また、水源の確保については、本年6月からの海水淡水化施設の稼働に伴い大きく改善され、水の供給安定が確保されていると考えられます。

しかしながら、水道料金の滞納分に係る収納対策は困難な面もありますが、経営は厳しさを増すものと思われることから、より一層の努力をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第8号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成17年度の下水道事業における経営成績は、総収益額16億6,575万3,000円、総費用額16億1,839万7,000円で、4,735万6,000円の純利益が計上されています。

経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに上昇していますが、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。

しかしながら、施設整備や維持管理または企業債の償還など、今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、より効果的な収納対策を講じていただき、健全財政の維持に努力

していただくようお願いをいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第9号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました案件について審査報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

認定第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第4号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 平成17年度の決算につきましては、反対の立場から討論をいたします。

歳出から見ますと、国の三位一体改革の影響で地方交付税、国庫支出金などが減となる中、財源不足を財政調整基金からの繰り入れで補てんをするといった苦しい財政事情でありました。

市税においては、個人市民税が前年度比3.3%の増となっていますが、これは配偶者特別控除の廃止などの税制改正によるもので、限られた収入の中、年々税負担だけが重くのしかかる政策に市民は大きな憤りを感じています。中小企業も相変わらずの景気低迷で、苦しい経営を余儀なくされています。この要因は小泉政権が進めてきた構造改革にあり、地方分権の推進とは名ばかりで国の支出の削減がその目的にあるわけですが、どれだけ地方財政を圧迫し、国民負担増と住民サービス切り捨てをもたらしめているか、その影響ははかり知れないものがあります。

増税や医療、介護の負担増、年金給付の削減など苦しい中で納められる税金は、まさに血税で一元もむだにしないという意識でもって行政運営がなされているかどうか、新年度予算の編成中ですが、改めて認識をしていただきたいと思います。

歳出についてですが、平成17年度は市民にも一定の我慢をお願いしなければならないということで、団体補助金の削減や減免の廃止、公共施設使用料の改定、休館日の増など市民サービスの低下が見られました。

次に、毎年指摘をしております同和対策事業についてです。

前年度と比較して若干の見直しはされており、その努力は認めるところです。しかし、特別扱いではなく、一般施策への移行をすべきであるというのが市民の多数の声であります。これは、私ども共産党の会派で今年実施をいたしました市政アンケートにおいて、即廃止すべきが半数以上に上ったという結果に基づくもので、行政が差別をしているのではないかと、いつまでも特別扱いをすることで逆に差別がなくなるのだと思う、こうした意見が多かったということもつけ加えておきます。

同和対策事業につきましては、今後は県知事が平成18年度を最後に同和対策事業を終結させると県議会で表明していることもありますので、市においても同様に決断をされることを求めます。

それから、環境行政の広域化についてですが、結局ごみ処理を広域化したことで減量化に対する意識が飛んでしまっているというふうに感じます。福岡市としましては、大型焼却場を建設した手前、ごみをどんどん運んできてほしいというのがありますから、ごみ減量化に向けて広域化で取り組むとは言っていますが、実情全く取り組まれておりません。それどころか10年後にはまた新たに焼却炉を建設するというので、広域化は明らかにごみ減量政策に逆行していると言えます。

そのほか、公立保育所の民間移譲など認められない点が多々含まれていますことから、平成17年度の決算については反対といたします。

ただ、平成17年度の重点課題として子育て支援策のファミリー・サポート事業、それから病後児保育、乳幼児医療費の年齢引き上げが実施をされましたことは、大変うれしく思っております。そのことを申し添えまして討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、1番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 認定第 1 号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」賛成討論いたします。

平成17年度の一般会計は、経常収支比率、財政力指数ともにわずかな数値ですが改善され、実質単年度収支も1億2,463万7,993円の黒字決算となっています。これは、予算編成方式がこれまでの積み上げの方式から枠配分方式に変わったことの結果とも言えます。

この枠配分方式は、自治体の厳しい財政事情を改善するためという背景がありますが、スクラップ・アンド・ビルド、事業部門の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営、職員のコスト意識の向上が図れるなど、その導入の意義は大きいものがあります。今後の枠配分方式による予算の編成と施策評価などの行政評価を市長以下全職員が理解し、意識の改革を図り、行政改革を進めていく必要があります。

では、平成17年度の施策評価から他自治体との比較、また住民が期待する成果水準ではかなり低いと評価された次の4点につき、来年度以降の要望として述べさせていただきます。

1 点目は、子育て環境の整備についてです。

そのうち、子育て環境の整備については、乳幼児健診支援、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳幼児医療費助成対象年齢の拡大など、特筆すべき新規事業が実施されました。このことは子育て世代の負担感を解消する上で、大きな意義があると大変評価しております。さらに、今後の子育て支援の事業を進めてほしいと考えます。

2 点目は、健康づくりと保健予防において市単独の補助による受診健診項目の拡大。

3 点目は、地域コミュニティの推進の意義を市民へ説明し、理解を得る。

4 点目は、学校教育の充実。その中で市独自の市の教職員の雇用ができていないなど、また老朽化が進む学校施設の整備など課題が多い中で、これは来年度以降さらに進めていってほしいと思います。

次に、行政改革の観点から2点述べさせていただきます。

これまで行政改革のたびに指摘された職員の意識改革がまず求められますが、そのためには個々の職員の責任と権限を明確にすること、さらに人事評価システムのあり方を見直し、やる気のある職員にこたえられる人事、給与制度に変えていくこと。

次に、8月閣議決定された地方行政経営改革指針の中にもありますが、わかりにくい地方財政状況を民間企業のように資産、負債を示すバランスシートを作成し、未利用財産の売却促進や資産の有効活用を促し、市の負担コストを洗い直す必要があると思います。

以上のようなことを要望いたしまして賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」は、山路一恵議員の反対討論にも同意し、私としても反対討論をさせていただきます。

決算特別委員会では、委員長のために決算書、事務報告書、監査意見書、委員からの資料要求等の内容説明を行ってきましたが、平成17年度決算に対して具体的な質問を行うことができ

ませんでした。

平成17年度当初の執行部の説明では、予算編成に対して大変厳しい状況にあり、緊縮予算と説明を受けておりましたが、決算内容を見ますと、過去5年間の財政力指数は毎年向上し、0.651ポイントと上昇しています。

一方、経常収支比率は98.6%であり、市民や議会に対して財政的に苦しいと毎年のように言い続けてきましたが、決算内容を見ますと、公有財産購入費として15億2,000万円取得し、また繰上償還を3億8,224万円行い、実質収支は6億4,667万2,000円を差し引いても、1億3,711万円の黒字決算となりました。これは市民福祉、教育、行政サービスを抑えた結果の内容決算であります。

また近隣、春日市、大野城市、筑紫野市の平成17年度決算状況を見てみますと、春日市では単年度収支で5億4,362万5,000円の赤字です。大野城市では4億7,729万9,000円の赤字ですが、住民福祉の充実に努めております。地方債の残高については、筑紫野市が約401億円、春日市が398億円、大野城市が約298億円、太宰府市においては約245億2,700万円ですが、この中には文化財や先行取得事業債として44億7,900万円が含まれております。

また、特例交付金に算入される地方債も含まれていて、市民にこれだけの借金があると押しつけるのではなく、市民要求や行政施策を一方では縮小しておりますが、住民要求をやはり行政で少ない予算の中でも取り入れるべきであります。

当初、財政厳しいという形で議会も同意をしておりましたが、決算ではこういう黒字になりました。やはり、市民が犠牲になったということで、私は反対討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、認定第1号は認定されました。

認定 賛成16名、反対3名 午前10時30分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第2号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第2号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時31分

議長(村山弘行議員) 次に、認定第3号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第3号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時31分

議長(村山弘行議員) 次に、認定第4号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第4号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時32分

議長(村山弘行議員) 次に、認定第5号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時32分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時33分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時33分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第8号「平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時34分

議長(村山弘行議員) 次に、認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第9号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第9号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時34分

~~~~~

日程第10と日程第11を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第10、議案第87号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第11、議案第88号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

日程第10及び日程第11は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 9月6日の本会議において、総務文教常任委員会に審査付託されまし

た議案第87号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び議案第88号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について」は、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

議案第87号については、国民健康保険税のうち介護納付金課税額の減額分を改定するために条例の一部を改正するものとの補足説明がありました。

議案に関連して、国民健康保険税の7割、5割、2割減免の対象者数、申請方法について確認をしました。

国民健康保険税の対象者は、8月末現在で2万2,307人、1万2,131世帯で、そのうち7割減免が4,953人、5割減免が1,136人、2割減免が1,842人で、全体で約35%の方が国民健康保険税の減免の対象になっており、その申請方法は7割減免、5割減免については、地方税法に基づいて最終的な所得状況を勘案して税務課において減免を行う。2割減免については、市の条例に基づいて市長への申請により減免を行うが、その2割減免該当世帯へはあらかじめ税務課から申請用紙を送付しているとの説明がありました。

委員からはさしたる質疑もなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第87号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号は消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、同日から施行されたことに伴い条文の整備を行うとの補足説明がありました。

議案に関連して、7月現在の太宰府市の消防団の定数と団員数を確認したところ、定数250名に対して団員は246名で、4名の欠員があること、また年々団員の確保が難しくなってきており、団員が活動しやすい環境整備を行っていくことの必要性について報告がありました。

委員からの質疑、討論もなく、採決の結果、議案第88号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第87号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第88号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第87号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行いま

す。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第88号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分

~~~~~

日程第12と日程第13を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第12、議案第89号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第13、議案第90号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12及び日程第13を一括議題とします。

日程第12及び日程第13は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において、環境厚生常任委員会に付託された議案第89号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第90号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」につきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部に補足説明を求め、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

まず、議案第89号について報告いたします。

今回の改正は、平成19年1月1日から3歳児未満の乳幼児について、現在自己負担となっている初診料、往診料の無料化を行うための改正です。

本案に対するさしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第89号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号について報告いたします。

今回の改正は、平成18年10月1日から出産育児一時金を30万円から35万円に変更するための改正です。

質疑において、出産育児一時金を出産前の支給に関することについて、委員よりの質疑がありました。

その内容は、春日市では出産前に支給することはできないが、出産後早急に支給を希望する場合、会計事務所管課との協議の上、3日以内で支給できるようになっているようであるため、本市においても同じような対応ができないのかということを探ねたところ、なるべく早く支給できるように事務的な努力をしているところだが、被保険者が出産予定日の1か月前までに申請を行い、医療機関を代理人として出産育児一時金を受け取る「受取代理制度」の実施に向けて、早急に準備していきたいということを確認いたしました。なお、「受取代理制度」の実施に当たっては、医療機関に事前に周知していくとともに、被保険者についても広報等で周知をしていきたいとのことでありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第90号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第89号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第90号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第89号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時46分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第90号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時46分

~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第14、議案第91号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第15、議案第92号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

日程第14及び日程第15は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求

めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第91号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第92号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」につきましては、9月11日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、執行部から議案第91号と第92号については関連があるとのことから、一括して補足説明を受けました。

平成17年11月8日に筑紫野市への厚生労働省の立入検査の中で、本市と締結している給水協定について、水道法ではそれぞれが給水している地区については、各水道事業の給水条例等の中に相互に給水している区域を明確に規定するとともに、現在認可を受けている給水区域を変更する必要があると指摘されたため、条例の一部を改正することです。

委員から条例等に明記していなかった理由を尋ねる質疑があり、これに対する回答として、本市も筑紫野市も給水協定で相互に給水することについては、法的に問題ないと判断し、水道法上の取り違いをしていたためとの説明がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第91号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第91号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第91号「太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時51分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第92号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時51分

~~~~~

日程第16 議案第93号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

議長（村山弘行議員） 日程第16、議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は、各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 9月6日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の総務文教常任委員会所管分については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告します。

まず、歳出の主なものとしたしましては、2款1項7目財産管理費の普通財産管理関係費の4,728万円は、これは本年3月までいきいき情報センターの1階で営業しておりましたインバリューとの契約の中で預かっていた敷金4,728万円が全額市に帰属するものとなり、それを

財源に公共施設整備基金積立金として積み立てるもの、また2款2項1目企画総務費の情報通信基盤整備関係費の200万円は、地域イントラネットで整備した光ファイバーケーブルを添架している電柱及び地下管路の移設工事に伴う費用です。

2款3項2目賦課徴収費特別収納事務費の消耗品費6万3,000円は、納税の促進を図るために、滞納者の車を走行不能にする車どめ、タイヤロックを3台購入するための補正で、この予算に関してはタイヤロックの使用に関して、それまでの手続についてしっかりとした手順を踏んで行っていただきたいという意見に対して、市としては手順を踏み、税の公平性という立場に立って執行する。また、あくまで少数の滞納者が対象であり、それらの方々と話し合いの場を持つことを目的として行うものであるとの説明が重ねて行われました。

9款1項5目災害対策費災害対策関係費で、防災備蓄倉庫改修工事費として400万円が計上されています。これは看護学校跡地の研修棟の水防の土のう倉庫、また水防関係の関係機材等の収納庫として利用するための一部改修工事費として計上しているとの説明があり、倉庫には飲料水や非常時の食糧も収納するののかとの質疑に対して、飲料水や災害時の食糧の備蓄については、今のところ考えておらず、今後の課題として検討するとの回答がありました。

また、関連して看護学校跡地に関する支出の総額について質疑があり、今回補正でこの看護学校跡地に係る全体の整備工事費は、約3,172万5,000円になるとの説明がありました。

歳入の主なものとしたしましては、2款1項1目所得譲与税について児童手当の拡充に伴って、その相当額に当たる補助金の減額相当分として1億4,092万9,000円、9款1項1目地方特例交付金については今回6,994万円が補正され、最終確定額は合計2億1,357万3,000円になるとのことでした。

また、債務負担行為の補正で筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業として、平成19年度から平成23年度まで774万円を限度額とする債務負担が計上されております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第93号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分につ

いては、9月11日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の補正は、歳出として8款2項3目240細目の通古賀地区都市再生整備事業が1億3,445万円増額補正されております。その財源として歳入で国庫支出金、市債、一般財源の増額補正と地方債の限度額の変更がなされております。

質疑として建物移転等補償3,108万円が減額されたことにより、事業に影響がないのかとの質疑があり、これに対しては水城駅・口無線の狭くなっている部分を通古賀土地区画整理事業に合わせて拡幅することで当初計画していたが、地権者の了解を得られず、今回拡幅できないが、将来水城駅・口無線拡幅計画を示して、協力を求めているとの回答がありました。

また、歳入の国庫支出金5,700万円の増額の理由と市債6,410万円の償還が交付税の対象になるのかとの質疑があり、これに対しては国庫支出金は次年度交付分を前倒して増額されたもので、この市債の償還は交付税の対象になるとの回答でした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第93号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第93号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分につきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部に補足説明を求め、審査いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において福岡県立看護専門学校跡地にある建物を福祉施設として利用するための改修に伴う増2,572万5,000円、障害者自立支援法に伴い予算の組み替え等による障害者自立支援費の増1,957万3,000円、児童手当の支給対象年齢の拡大や所得制限の緩和に伴う増8,359万5,000円などが補正されており、歳入についてはほとんどが歳出に伴う補正となっております。また、両筑衛生施設組合一般廃棄物処理事業債負担金について、債務負担行為補正として追加されております。

質疑では、主に看護専門学校跡地の建物を改修して利用する福祉施設について、執行部に確認しました。

その主な内容は、施設の設計から工事完了までの工程について、本案の議会承認後設計業者を選定し、遅くとも平成19年3月までに工事を完了する計画であること。施設の2階部分の利用計画については、現在のところ具体的にどのように利用するのかは確定していないが、2階部分の改修はほとんど行わないことを原則としているため、そのままの状態福祉のために多目的に利用していただきたいと考えているとのこと。また、施設を夜間利用することも必要となってくるため、周辺に街灯を設置することについては、設計管理委託の中にも含めることを要望したいとのことでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第93号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

ただいまの各委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分

議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第17から日程第19まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りいたします。

日程第17、議案第94号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第19、議案第96号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算

(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第19までを一括議題とします。

日程第17から日程第19までは、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 9月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第94号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」から議案第96号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」までにつきましては、9月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部に補足説明を求め、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第94号について報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億778万8,000円の追加補正がなされており、その主な内容は本年10月から実施される保険財政共同安定化事業に伴うものです。この保険財政共同安定化事業とは、レセプト1件につき30万円を超える高額医療費を対象に、市町村間で負担金を出し合い、その医療費の半額を国と県が補助金として交付する制度です。

しかし、この制度は各保険者が支出する拠出金だけで交付金を賄う制度となっているため、医療費の支払いが高い団体ほど受ける交付金が多く、逆に医療費の支払いが少ない団体ほど拠出する負担金が多くなることから、本市を含めた筑紫地区4市1町で総額3億4,000万円ほど交付金に対し拠出金を上回る見込みとなるという問題が生じるとのことでした。

この件については、質疑においてこの制度の仕組みについて詳しく確認いたしました。4市1町の首長会において県に支援を求めているとのことでしたので、その結果を待つことにいたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号について報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,787万5,000円の追加補正がなされており、その主な内容は社会保険支払基金の平成17年度分精算返還金に伴うものです。

本案に対する委員からの質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第95号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号について報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,191万9,000円の追加補正がなされており、その主な内容は介護給付費の決算見込みに対する予算の組み替えに伴うものです。

本案に対する委員からの質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第96号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第96号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第94号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第95号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第96号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時22分

~~~~~

日程第20 議案第97号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第97号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

議案第97号は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第97号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」につきましては、9月11日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正の主な内容は、通古賀土地区画整理事業地内における公共下水道管新設工事を組合に委託することに伴い工事請負費を委託料に組み替えるもので、工事請負費1億1,000万円を減額し、委託料1億2,200万円を増額するものです。

なお、市の計画では平成18年度、平成19年度の2か年で工事を予定していましたが、組合では平成18年度の単年度で施工されるとのことです。

本案に対してはさしたる質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第97号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時25分

~~~~~

日程第21 意見書第5号 地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第21、意見書第5号「地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書」を議題とします。

意見書第5号は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 9月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第5号「地方自治確立に関する決議について早期実現を求める意見書」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告いたします。

この意見書について委員に意見を求めたところ、本会議で提案理由も述べられており、特に意見、討論はありませんでした。

よって、本意見書を原案のとおり可決することについて採決を行いました。

その結果、意見書第5号につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分

~~~~~

日程第22 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について

議長（村山弘行議員） 日程第22、「太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員長 小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会中間調査報告をさせていただきます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会では、平成15年9月19日に特別委員会が設置されて以降、中学校給食導入、地域福祉、子育て支援などについて調査を行ってきました。また、平成16年3月議会、平成17年3月議会、平成18年3月議会の3回にわたり中間調査報告を行ったところであります。

平成18年3月議会の中間調査報告以降3回の特別委員会を開催し、9月4日開催の委員会において、教育部長から家庭からの弁当とランチサービスが選択できる中学校ランチサービス事業を平成18年12月1日から実施することを決定したとの報告を受けました。

担当課にこれまでの経過や決定事項について説明を求めたところ、保護者、生徒を対象にア

ンケートを実施した結果、希望食数が少なく、価格については高いという意見もあった。業者は、株式会社鳥栖給サービスに決定した。1食単価については360円とし、うち生徒の利用負担を310円、市の助成を50円と設定した。ランチサービスの予約方法は1か月単位とし、利用料金の納付は現在保護者が校納金を納めている口座からの引き落としを検討するなど、システムづくりに向けての調整中である。配送方法については、調理された弁当は委託業者が搬出時の温度を保持し、保温カート、保温コンテナに入れ、配送車で学校に配達する。配膳室については、夏休み期間中に太宰府市内計4校すべての工事が完了した。栄養士の採用については、平成18年9月より教育委員会へ配属した。ランチサービスの事務については、学校事務員として雇用している市の嘱託職員を充てることで学校と協議中である。PTA、保護者会への説明会と試食会については、平成18年9月28日、29日、10月2日、同3日の4日間で4校の説明を行い、試食会を10月13日に実施する旨の通知を行ったということでした。

以上の報告を受け、各委員からの次の質疑がありました。

まず、小学校での調理は考えられないのかという質疑に対し、現在の小学校調理室では弁当方式での作業場所の確保に困難性があるとの回答でした。また、生徒の食育や食の安全性を考慮し、地産地消の食材をできるだけ利用したメニューづくりを行ってほしいという意見もありました。さらに、保護者への中学校ランチサービス開始の周知を徹底させるため、効果的な方法を検討していただきたいとの声も上がりました。

なお、本市議会では去る9月21日に全議員においてランチサービスを試食したところであります。

今後におきましても当委員会では、太宰府市中学校ランチサービスが実施されるまでの経過を見守りながら、食材、機材などの充実が図られるよう今後も調査研究を行ってまいります。

以上、中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告とさせていただきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 12月1日から中学校ランチサービス導入が決定されまして、特別委員会の皆様には長いご審議とご苦勞が実を結んだことを大変喜ばれていることと思います。

これから実際に給食が開始されますと、衛生面や栄養面など管理が問われてくることが出てまいります。特に市が主体となって行う衛生管理の一つに運搬中における温度管理があります。一定温度以下になると菌が繁殖しやすくなる食べ物は、食中毒などを引き起こすおそれがありますから、温度を一定に維持しながら運搬を行うことが大変重要になってまいります。

特別委員会ではそのための機材などがどのように確保されているのか、つまり1クラス当たり何食分の機材を用意しているかなど、導入決定してから短い時間しかありませんでしたけれ

ども、ご審議が行われたのかどうかをお伺いします。

議長（村山弘行議員） 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員長 小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ただいまのご質問でございますが、配送方法の保温カート、コンテナ、そういう問題もございますけれども、安全を期して、そしてまた食数等々がありますので、実施後も見守りながら安全面、食育面、そして衛生面、ご質疑ありました衛生面に関しては引き続き休会中にも必要であれば委員会を開催し、検討してまいりたいと思います。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 委員長のこれまでのご苦勞、やっところまで来ましたことに対しては敬意を表したいと思います。

そこで、今委員長から報告がありました中で、いわゆるシステムづくりがまだ決定されていないというご報告でしたが、申し込みは1か月前ですから、10月いっぱいにはそのシステムづくりができないことには、スタートができないのではないかというふうに思いますが、その件について10月のいつごろまでにそのシステムづくりが完了するかということについては、何か話はありましたでしょうか。

議長（村山弘行議員） 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員長 小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今のところは、執行部の方からはシステムづくりを今報告いたしましたように、システムづくりに向けて調整中という報告は受けております。当特別委員会といたしましては、引き続きその点も含めたところで特別委員会を開催し、細かいところを検討、調査してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） はい、わかりました。

これは要望ですけども、ぜひそのシステムづくりが大詰めを迎えた段階で、議会に全員協議会でいいですから報告をお願いしたいという要望だけしておきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~

### 日程第23 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第23、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更が生じたときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第24 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第24、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成18年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成18年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時38分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年11月28日

太宰府市議会議長 村山 弘 行

太宰府市議会副議長 大田 勝 義

会議録署名議員 力丸 義 行

会議録署名議員 後藤 邦 晴